

平成 29 年度 土壤汚染対策法の施行状況及び  
土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

平成 31 年 4 月

環境省 水・大気環境局

# 目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査対象	1
2. 土壌汚染対策法の施行状況	2
2.1 平成 29 年度の施行状況	2
2.2 都道府県・政令市別の施行状況	11
2.3 年度別の施行状況	15
3. 土壌汚染状況調査及び区域の指定事例	19
3.1 土壌汚染状況調査について	19
3.1.1 法第 3 条に基づく調査	19
3.1.2 法第 4 条に基づく調査	24
3.1.3 法第 5 条に基づく調査	26
3.1.4 調査の省略を行った事例	26
3.1.5 調査対象物質・調査方法	27
3.1.6 業種区分	28
3.2 区域の指定について	30
3.2.1 要措置区域等の指定状況	30
3.2.2 指定区域対象物質	34
3.2.3 業種区分	37
3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）	39
3.2.5 摂取経路	42
3.2.6 措置実施者及び費用負担者、土地所有者	43
4. 土壌汚染対策事例	44
4.1 地下水汚染の有無	44
4.2 指示措置の内容	44
4.3 対策の実施内容	46
4.4 措置実施率	47
4.5 基準適合認定申請の実施状況	48
4.6 国家戦略特区における特例措置を利用した認定調査の実施状況	49
4.7 汚染土壌の処理の状況	50
5. 汚染土壌処理業	54
5.1 汚染土壌処理施設	54
6. 自治体の取組状況等	60
6.1 法対象外の事例を含めた調査事例	60
6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数	61
6.3 特定有害物質別基準不適合事例数	62
6.4 建設発生土等の土壌汚染の把握状況	64
6.5 条例等の制定状況	69
6.6 権限を委譲している自治体	87
6.7 基金・補助融資制度等	88
6.8 その他の取組	92
6.8.1 区域指定解除時の台帳情報の取扱い	92
6.8.2 事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況	92
6.8.3 電子媒体による届出	93
6.8.4 国民への啓発活動状況	93

## 1. 調査の概要

### 1.1 調査目的

本調査は、土壌汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第64条に基づき政令で定める市（以下、「政令市」という。）が把握している土壌汚染事例を把握し、整理することにより、土壌汚染調査・対策の現状について公表するとともに、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

### 1.2 調査対象

全国の47都道府県及び111政令市の土壌汚染担当部局を対象とした。都道府県においては、政令市以外の市区町村における土壌汚染について回答を求めた。

- ・ 法施行日（平成15年2月15日）から平成30年3月31日までの間に、法に基づき土壌汚染状況調査を実施した事例等
- ・ 平成30年3月31日現在の自治体の取組状況

表 1-1 調査対象自治体数

調査対象年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	82	82	93	96	98	99	100	100	101	106
調査対象自治体数	129	129	140	143	145	146	147	147	148	153

調査対象年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	107	108	108	108	109	110	111	111	111	111
調査対象自治体数	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158

## 2. 土壌汚染対策法の施行状況

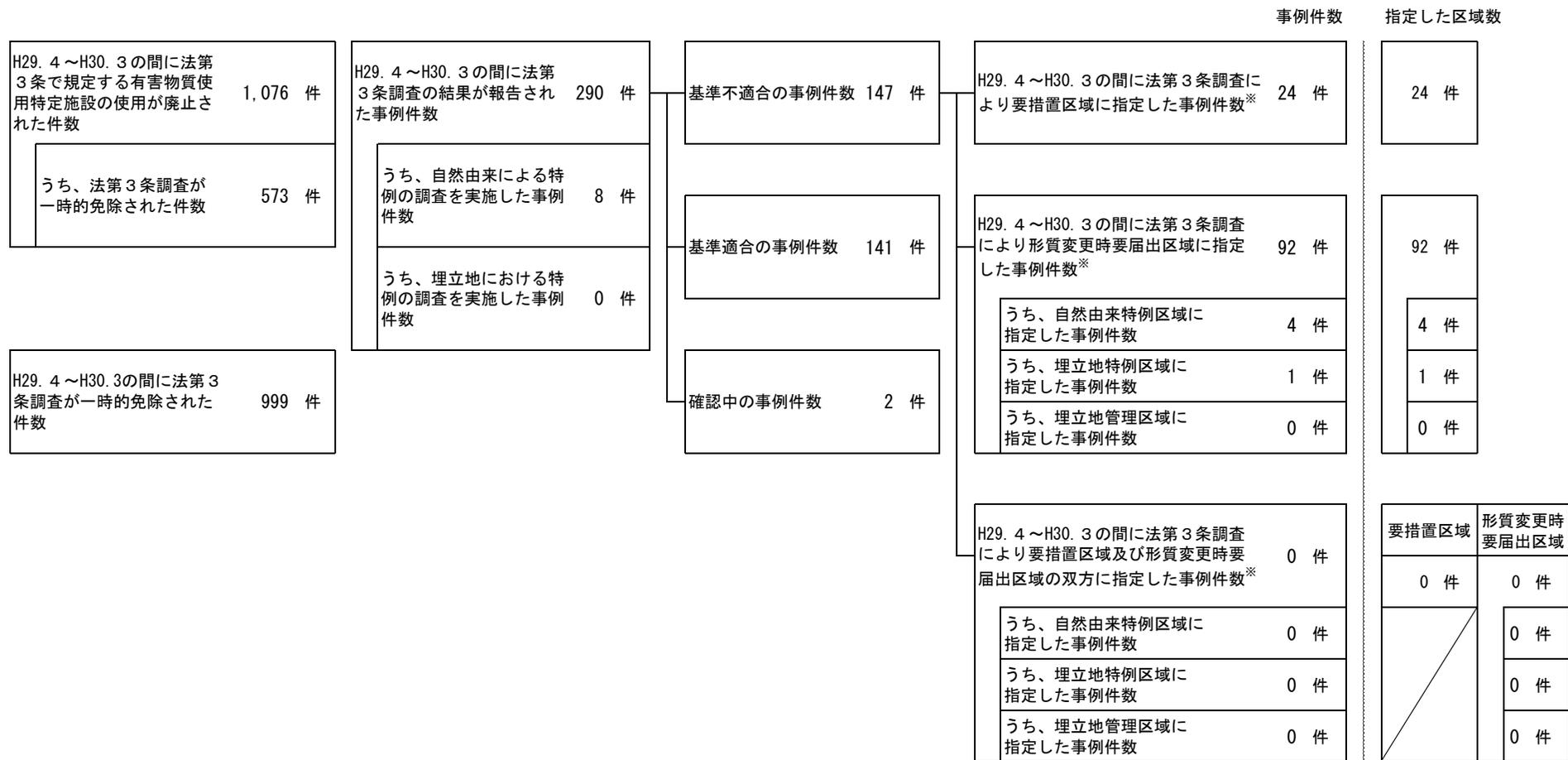
### 2.1 平成 29 年度の施行状況

#### 1) 調査の契機別の施行状況

平成 29 年度の調査の契機別の施行状況について図 2-1 から図 2-4 に示す。図 2-1 は有害物質使用特定施設の廃止時における調査（以下、「法第 3 条調査」という。）に関する状況を、図 2-2 は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下、「法第 4 条調査」という。）に関する状況を、図 2-3 は、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下、「法第 5 条調査」という。）に関する状況を、図 2-4 は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下、「法第 14 条申請」という。）に関する状況を示し、図 2-5 にこれらの概要を示す。また、措置の実施に伴い、指定区域の解除又は変更の状況を図 2-6 に示す。

平成 29 年度における有害物質使用特定施設の使用廃止件数は 1,076 件、うち、調査義務の一時的免除件数は 573 件、平成 29 年度における法第 3 条第 1 項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は 290 件であった。平成 29 年度における法第 4 条第 1 項に基づく形質変更時の届出件数は 10,741 件、うち、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令の発出は 154 件、平成 29 年度における土壌汚染状況調査の結果報告件数は 170 件であった。平成 29 年度における法第 5 条第 1 項に基づく調査命令の発出は 0 件であった。

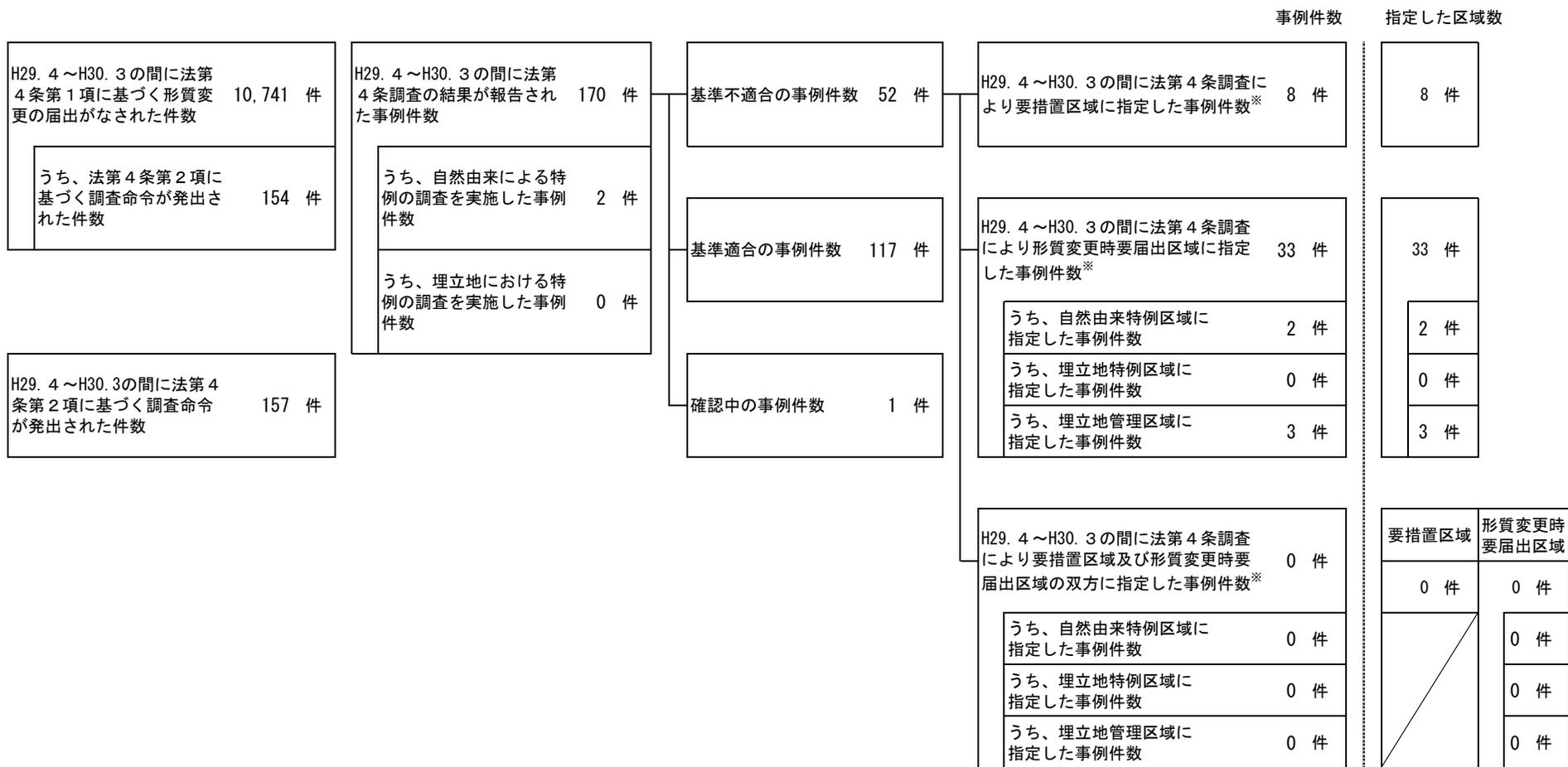
平成 29 年度における法第 14 条第 1 項に基づく指定の申請件数は 379 件であった。平成 29 年度における法第 6 条第 1 項に基づく要措置区域の指定区域数は 84 件、法第 11 条第 1 項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は 470 件であった。



注 1) 「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。

※ H29. 4～H30. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例に限る。

図 2-1 法第 3 条調査に関する状況



注1)「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。  
 ※ H29. 4～H30. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例に限る。

図 2-2 法第4条調査に関する状況

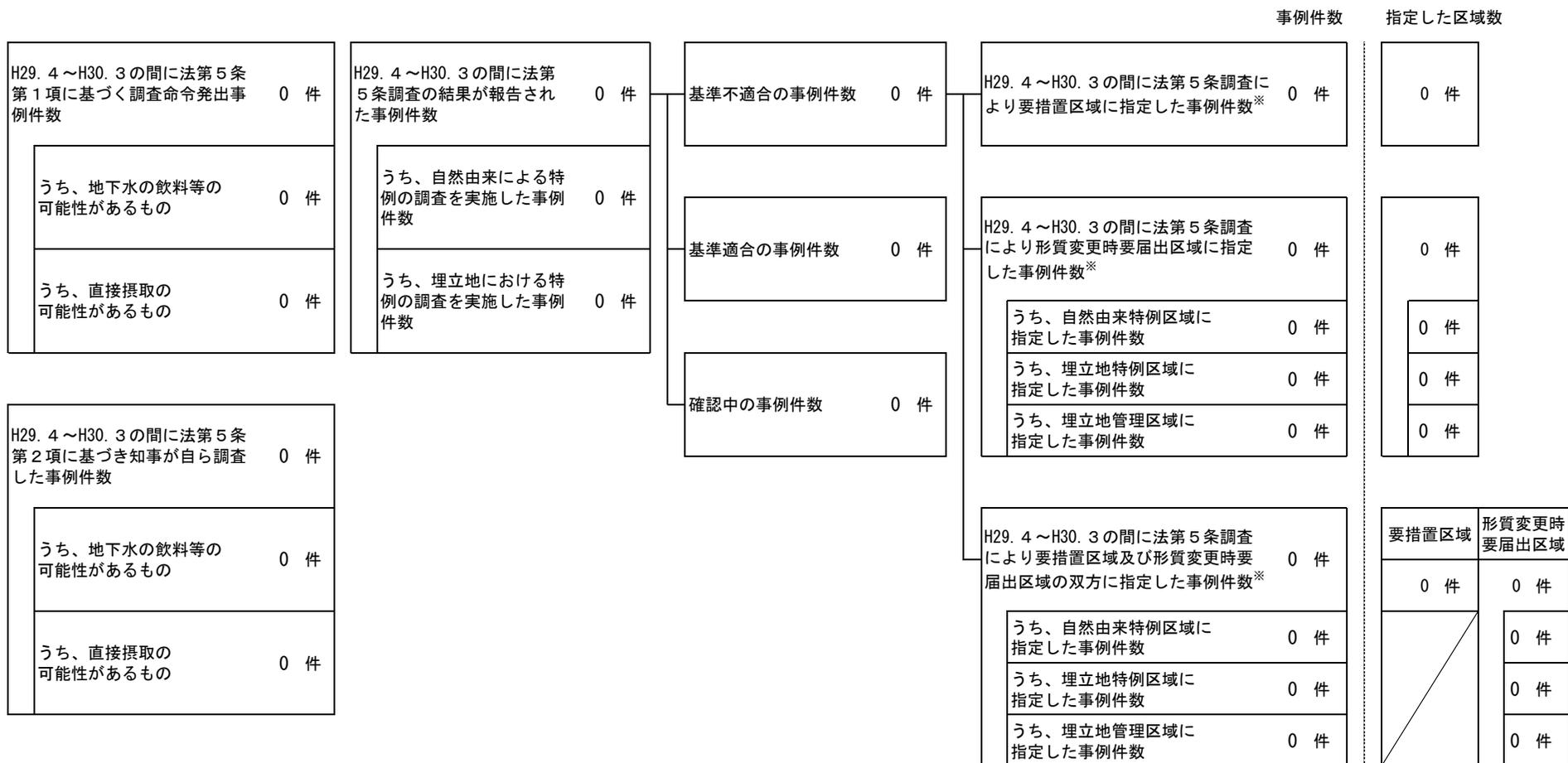
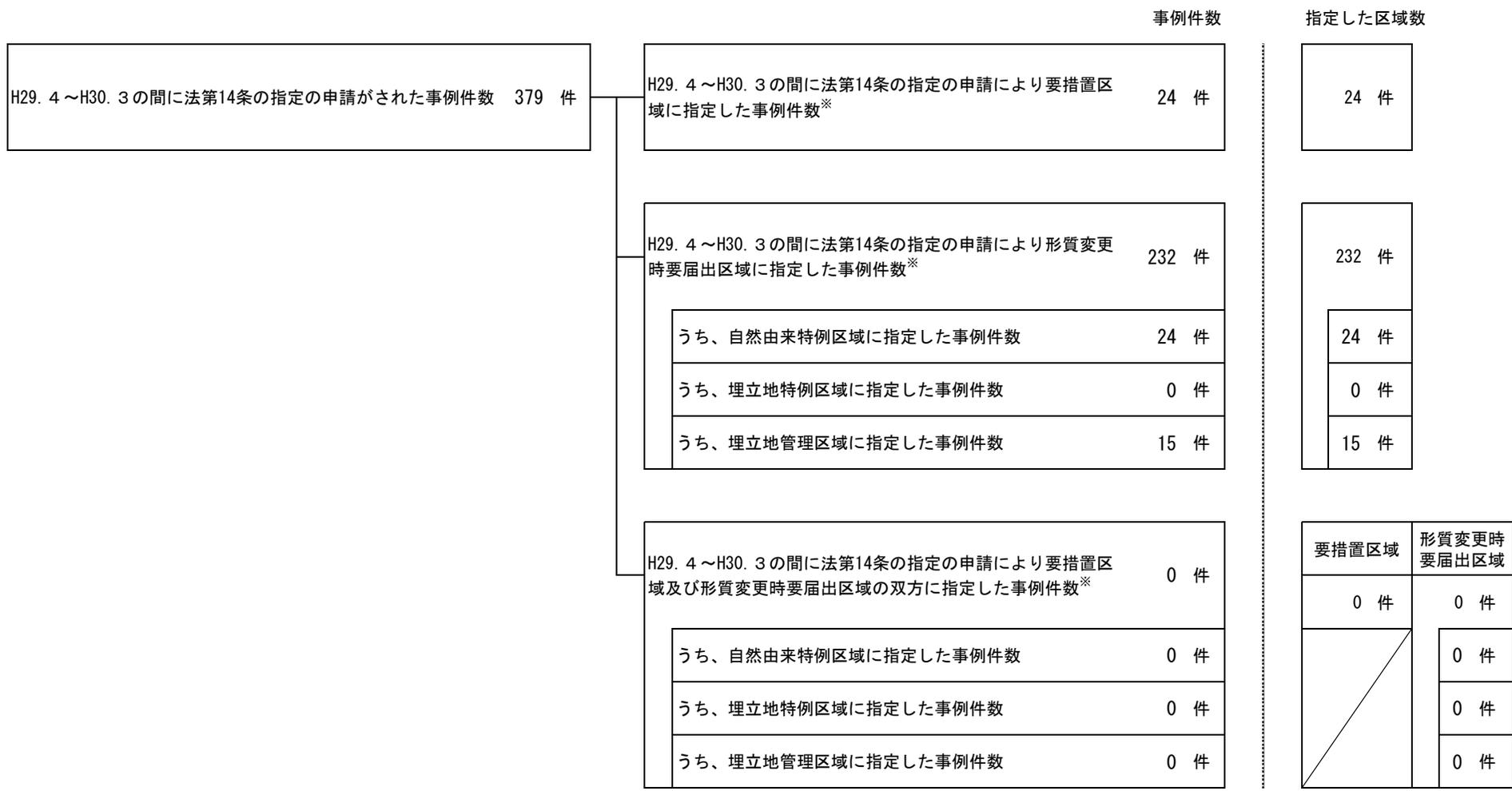


図 2-3 法第5条調査に関する状況

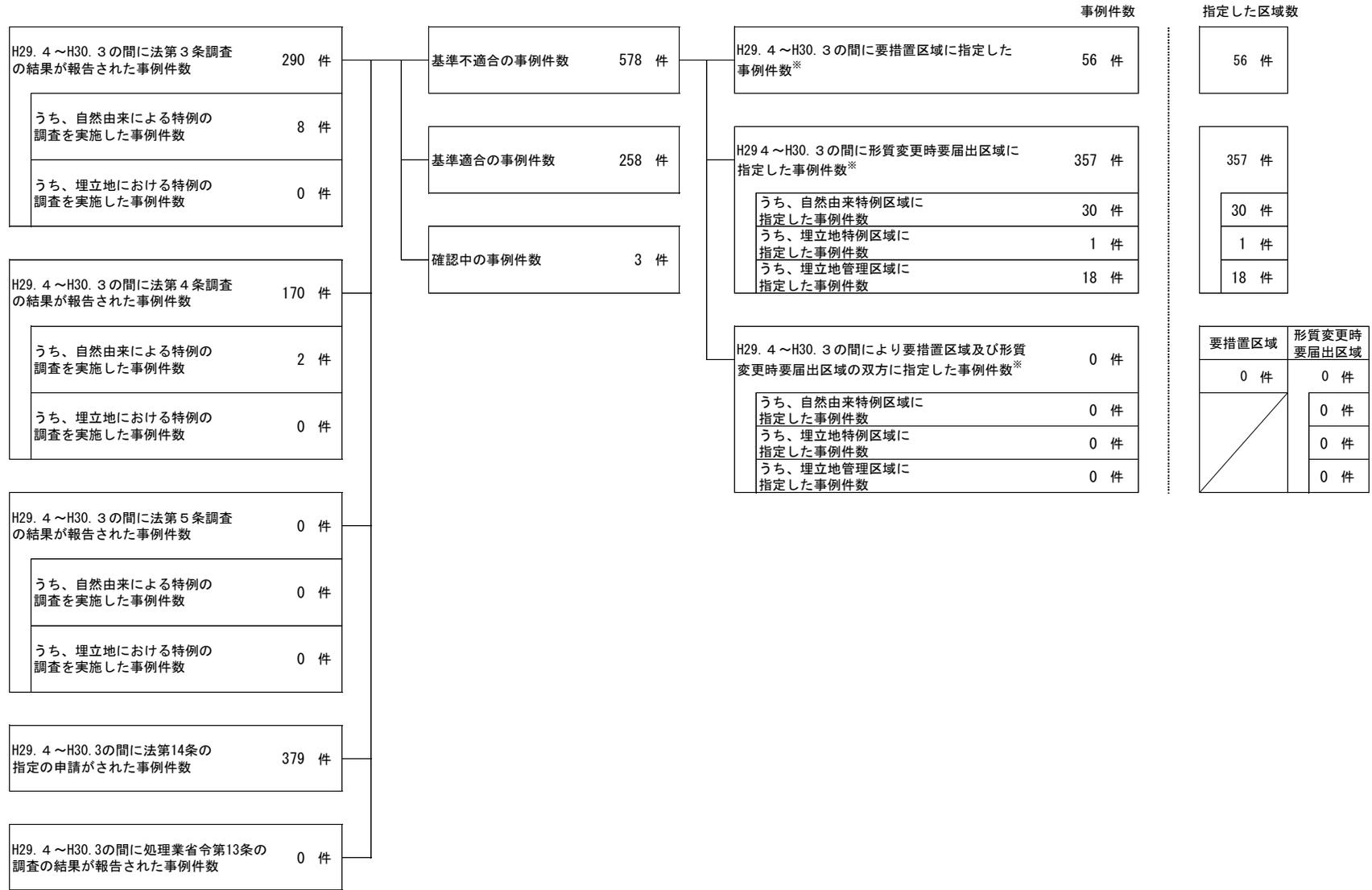
注 1) 「基準不適合の事例件数」は、区域指定審査中の事例件数を含むため、区域指定が行われた事例件数の和と一致しない。

※ H29. 4～H30. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例に限る。



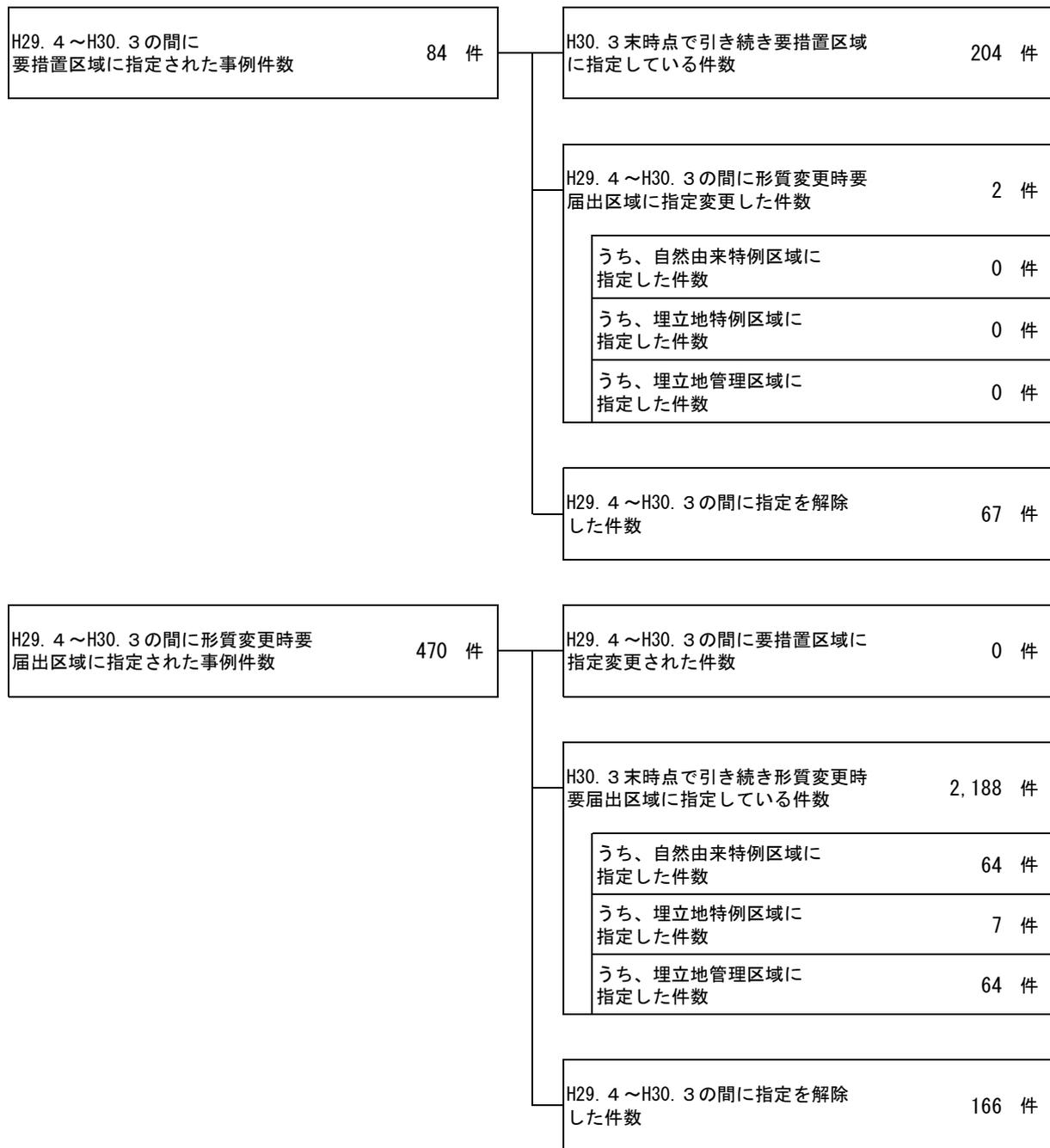
注 1) 「指定の申請がされた事案件数」は、区域指定審査中の事案件数を含むため、区域指定が行われた事案件数の和と一致しない。  
 ※ H29. 4～H30. 3の間に法第 14 条の指定の申請がされたものに限る。

図 2-4 法第 14 条申請に関する状況



注1)「基準不適合の事案件数」は、区域指定審査中の事案件数を含むため、区域指定が行われた事案件数の和と一致しない。  
 ※ H29. 4～H30. 3の間に基準不適合である旨の調査結果が報告された事例、もしくは当該期間に14条の指定の申請がされたものに限る。

図2-5 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請及び処理業者令第13条に基づく調査の施行状況概要



注 1) 指定の解除又は変更の状況は、平成 29 年度新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置区域等の状況も含む。

図 2-6 指定の解除又は変更の状況

## 2) 条項別の施行状況

平成29年度の条項別の施行状況を以下に示す。

### 法第2章 土壌汚染状況調査

・法第3条関係	
第1項 有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	1,076 件
調査結果が報告された件数	290 件
基準不適合の件数	147 件
基準適合の件数	141 件
確認中の件数	2 件
法第3条第1項ただし書の確認申請件数	1,071 件
第3項 調査・報告義務の通知の件数	425 件
第4項 調査の報告及び是正命令の件数	41 件
第5項 土地利用変更届出件数	135 件
第6項 法第3条第1項ただし書の確認の取消し件数	83 件
・法第4条関係	
第1項 形質変更の届出件数	10,741 件
第2項 調査命令件数	154 件
上記命令に基づき、調査結果が報告された件数	170 件
基準不適合の件数	52 件
基準適合の件数	117 件
確認中の件数	1 件
・法第5条関係	
第1項 調査命令発出件数	0 件
第2項 都道府県知事が自ら調査した事例件数	0 件
調査結果が報告された件数	0 件
基準不適合の件数	0 件
基準適合の件数	0 件
確認中の件数	0 件
法第3章 区域の指定等	
・法第6条関係	
第1項 要措置区域の指定件数	84 件
第4項 要措置区域の解除件数	59 件
・法第7条関係	
第1項 措置の指示件数	69 件
上記指示のうち、土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示件数	27 件
第4項 指示措置等を講じていないと認められた場合の命令件数	0 件
・法第9条関係	
第1項 帯水層の深さに係る確認申請件数	5 件
第1項 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請件数	3 件
第1項 地下水の水質の測定等が講じられている土地の形質の変更の確認申請件数	9 件
・法第11条関係	
第1項 形質変更時要届出区域の指定件数	470 件
第2項 形質変更時要届出区域の解除件数（全部解除のみ）	169 件
・法第12条関係	
第1項 届出件数	829 件
第2項 届出件数	106 件
第3項 届出件数（非常災害時）	0 件
第4項 計画変更命令件数	0 件
・法第14条関係	
第3項 指定件数	379 件
法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制	
・法第16条関係	
第1項 搬出しようとする土壌の基準適合認定申請件数	50 件
第1項 汚染土壌の区域外搬出届出件数	613 件
第2項 汚染土壌の区域外搬出変更届出件数	65 件
第3項 非常時における汚染土壌の区域外搬出届出件数	0 件
第4項 計画変更命令件数	0 件
・法第19条関係	
第1項 措置命令件数	0 件
・法第20条関係	
第6項 都道府県知事への届出件数	件
・法第22条関係	
第1項 汚染土壌処理業許可申請件数（更新は除く）	4 件
第5項 汚染土壌処理業許可申請更新件数	9 件

(続き)

・ <b>法第23条</b> 関係		
第1項 汚染土壌処理業に係る変更許可申請件数	27	件
第3項 汚染土壌処理業に係る変更届出件数	92	件
第4項 汚染土壌処理業に係る休止、廃止又は再開届出件数	1	件
・ <b>法第24条</b> 関係		
第1項 改善命令件数	0	件
・ <b>法第25条</b> 関係		
第1項 取消し件数	0	件
・ <b>法第27条</b> 関係 (汚染土壌処理業に関する省令 第13条関連)		
第2項 措置命令件数	0	件
<b>法第5章</b> 指定調査機関		
・ <b>法第36条</b> 関係		
第3項 改善命令件数	0	件
・ <b>法第39条</b> 関係		
第1項 適合命令件数	0	件
・ <b>法第42条</b> 関係		
第1項 取消し件数	0	件
第2項 取消し件数	0	件
第3項 取消し件数	0	件
第4項 取消し件数	0	件
<b>法第7章</b> 雑則		
・ <b>法第54条</b> 関係		
第1項 報告・検査件数	691	件
第3項 報告・検査件数	155	件
第4項 報告・検査件数	107	件
第5項 報告・検査件数	16	件
・ <b>法第55条</b> 関係		
第1項 協議件数	8	件
・ <b>法第56条</b> 関係		
第2項 意見陳述件数	261	件
・ <b>法第65条</b> 関係		
第1項 違反件数	0	件
・ <b>法第66条</b> 関係		
第1項 違反件数	0	件
・ <b>法第67条</b> 関係		
第1項 違反件数	0	件
・ <b>法第68条</b> 関係		
第1項 違反件数	0	件
・ <b>法第69条</b> 関係		
第1項 違反件数	0	件
・ <b>区域指定状況 (当該年度末時点)</b>		
要措置区域として指定されている区域数 (当該年度末時点)	204	件
形質変更時要届出区域として指定されている区域数 (当該年度末時点)	2,190	件

## 2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多く、調査結果報告件数についても「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。一時的免除件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は、「関東地区」、「九州地区」、「中部地区」の順に多く、調査命令件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。また調査結果報告件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多かった。

法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」の順に多かった。法第 14 条に基づく指定の申請件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」の順に多かった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）（平成 29 年度）

都道府県 ・ 政令市	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条	
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数	
										(件数)
北海道地区	北海道	2	1	2	1,005	1	0	0	6	6
	札幌市	5	4	0	92	2	2	1	3	3
	函館市	0	0	0	16	0	0	0	0	0
	旭川市	1	0	0	28	0	0	0	0	0
	計	8	5	2	1,141	3	2	1	9	9
東北地区	青森県	0	0	1	75	0	0	1	1	0
	青森市	0	0	0	1	0	0	0	2	2
	八戸市	0	0	0	14	0	0	0	1	0
	岩手県	9	5	2	192	2	2	0	5	3
	盛岡市	2	1	0	25	0	0	0	0	0
	宮城県	7	4	4	178	2	7	0	2	0
	仙台市	5	2	4	44	0	0	0	2	1
	秋田県	3	3	0	68	0	0	0	0	0
	秋田市	0	0	0	9	0	0	0	1	1
	山形県	11	7	2	97	0	0	0	1	3
	山形市	3	1	1	11	0	0	0	1	0
	福島県	8	4	5	244	0	0	1	3	2
	福島市	1	1	0	20	0	0	0	0	0
	郡山市	1	0	1	14	0	0	0	1	1
	いわき市	2	0	0	38	0	0	0	1	2
	計	52	28	20	1,030	4	9	2	21	15
	関東地区	茨城県	21	18	3	345	2	1	2	6
水戸市		0	0	0	36	0	0	0	0	0
つくば市		60	46	2	81	2	0	0	0	0
栃木県		24	18	5	233	4	3	4	5	1
宇都宮市		10	9	1	43	1	1	0	2	2
群馬県		21	21	5	97	12	10	2	8	1
前橋市		3	0	0	35	0	0	0	0	0
高崎市		2	2	1	16	1	0	0	0	0
伊勢崎市		0	0	0	20	1	1	0	0	0
太田市		12	1	1	23	5	4	0	1	1
埼玉県		20	15	11	187	12	13	4	8	9
さいたま市		6	5	4	41	1	3	2	3	0
川越市		2	4	2	23	0	0	2	3	1
熊谷市		0	0	0	8	0	1	0	0	0
川口市		22	2	2	13	0	0	1	3	1
所沢市		0	0	2	15	0	5	0	4	0
春日部市		0	0	1	5	0	1	0	1	0
草加市		1	0	2	12	0	0	1	1	1
越谷市		0	0	0	10	0	0	0	2	3
千葉県		10	0	2	235	0	0	3	6	6
千葉市		6	2	1	45	1	1	2	5	4
市川市		1	1	0	12	1	1	0	3	2
船橋市		3	1	3	31	0	0	1	6	5
松戸市		1	0	1	13	0	0	3	3	2
柏市		4	4	0	28	0	0	0	1	1
市原市		1	1	0	33	5	5	0	2	0
東京都		98	7	68	460	0	0	10	115	109
八王子市		1	1	3	16	0	0	2	3	1
町田市		5	3	4	8	0	0	1	0	0
神奈川県		11	7	4	66	10	10	1	6	0
横浜市		66	28	16	100	19	16	1	24	9
川崎市		21	7	6	41	0	0	0	10	6
相模原市		11	9	4	22	1	1	1	0	0
横須賀市		3	3	1	15	0	0	0	2	5
平塚市		2	2	2	8	1	3	0	2	0
藤沢市		4	3	4	14	0	1	0	3	1
小田原市		0	0	0	6	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市		9	4	0	5	1	1	0	0	0
厚木市		2	2	0	14	2	3	0	1	1
大和市		3	0	3	4	0	0	0	2	1
新潟県		20	8	2	152	0	1	0	2	2
新潟市		2	2	2	58	1	2	0	2	3
長岡市		2	2	1	18	0	0	0	0	0
上越市		0	0	0	12	0	0	0	1	1
山梨県		7	6	4	109	0	0	2	1	0
甲府市		1	0	0	23	0	0	0	0	0
静岡県		14	11	1	191	4	4	3	1	0
静岡市	6	4	1	36	1	2	0	2	0	
浜松市	8	4	0	69	1	0	1	0	1	
沼津市	0	0	0	16	0	0	2	1	1	
富士市	1	1	0	24	1	0	0	0	0	
計	527	264	175	3,127	90	94	51	251	185	

(続き)

都道府県 ・ 政令市		法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条
		有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数
中部地区	富山県	14	12	0	52	0	0	0	0	0
	富山市	10	10	1	40	0	0	0	0	0
	石川県	1	0	0	62	0	0	0	0	0
	金沢市	6	4	1	24	0	0	0	0	0
	福井県	3	3	1	135	0	1	0	2	1
	福井市	2	2	0	30	0	0	1	0	0
	長野県	15	9	0	180	0	0	0	4	3
	長野市	1	0	0	16	0	0	0	0	0
	松本市	5	4	1	33	1	1	0	0	0
	岐阜県	18	13	3	193	5	6	3	2	1
	岐阜市	1	1	0	9	0	0	1	0	1
	愛知県	36	23	7	239	1	1	0	0	0
	名古屋市	3	3	5	83	1	1	1	14	14
	豊橋市	3	1	0	27	0	0	0	1	1
	岡崎市	8	2	0	41	0	1	0	0	0
	一宮市	0	0	1	18	0	0	2	0	1
	春日井市	2	0	1	15	0	0	0	0	0
	豊田市	3	3	3	50	0	0	0	1	0
	三重県	14	4	1	218	0	0	0	2	2
	四日市市	3	3	0	42	1	1	0	0	0
計	148	97	25	1,507	9	12	8	26	24	
近畿地区	滋賀県	26	14	1	127	10	7	3	3	0
	大津市	2	2	1	34	0	0	1	0	1
	京都府	8	10	1	157	1	0	1	2	2
	京都市	19	12	2	41	2	3	6	6	4
	大阪府	14	6	2	94	0	0	0	6	6
	大阪市	37	3	18	52	0	0	0	39	25
	堺市	5	4	1	29	1	1	0	3	3
	岸和田市	3	1	0	6	0	0	0	0	0
	豊中市	1	1	1	14	0	0	0	4	6
	吹田市	31	11	0	24	2	3	0	2	2
	高槻市	4	5	0	31	2	2	0	2	0
	枚方市	1	0	0	18	1	1	1	1	4
	茨木市	18	10	1	14	1	0	0	0	0
	八尾市	8	3	3	11	0	0	0	3	0
	寝屋川市	1	1	2	11	0	0	0	1	0
	東大阪市	4	3	1	16	0	0	0	2	1
	兵庫県	11	7	0	78	0	0	0	11	17
	神戸市	7	2	2	94	4	2	0	1	1
	姫路市	4	2	0	50	0	0	0	3	3
	尼崎市	10	11	3	29	5	6	0	11	13
	明石市	1	1	0	17	0	0	0	1	2
	西宮市	0	0	0	19	0	0	0	0	0
	加古川市	2	3	0	23	0	0	0	1	0
	宝塚市	0	0	0	10	0	0	0	1	1
	奈良県	1	1	0	48	0	0	0	1	0
奈良市	1	0	1	28	0	0	0	1	0	
和歌山県	1	1	1	88	0	0	0	1	0	
和歌山市	1	1	0	30	0	0	0	0	0	
計	221	115	41	1,193	29	25	12	106	91	
中国四国地区	鳥取県	0	0	0	32	0	0	0	0	0
	鳥取市	1	0	2	12	0	0	1	1	0
	島根県	1	1	0	65	1	1	0	0	0
	松江市	0	0	0	21	0	0	0	0	0
	岡山県	6	6	0	65	0	0	0	4	3
	岡山市	0	0	0	65	2	2	0	1	2
	倉敷市	4	4	0	30	0	0	0	0	1
	広島県	15	7	2	76	0	2	0	4	3
	広島市	8	3	4	60	1	1	1	7	8
	呉市	1	0	1	10	1	1	0	2	0
	福山市	0	0	1	32	0	0	0	0	0
	山口県	4	4	0	125	0	0	0	7	7
	下関市	4	2	0	13	0	0	0	2	2
	徳島県	9	5	0	237	3	2	0	2	1
	徳島市	0	0	0	28	0	0	0	0	0
	香川県	0	0	0	73	0	0	0	1	1
	高松市	1	1	2	91	0	1	1	0	0
	愛媛県	1	0	0	81	0	0	0	2	2
	松山市	2	1	2	20	0	0	0	0	0
	高知県	2	0	0	14	0	0	0	0	0
	高知市	1	0	0	9	0	0	0	0	0
計	60	34	14	1,159	8	10	3	33	30	

(続き)

都道府県 ・ 政令市	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	申請件数
福岡県	9	4	3	194	1	2	0	1	2
北九州市	6	5	0	42	3	2	0	4	4
福岡市	0	5	0	75	2	2	2	4	6
久留米市	0	0	0	12	0	0	0	1	1
佐賀県	0	0	2	76	0	1	2	2	2
佐賀市	6	2	0	10	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	50	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	8	0	1	0	0	0
佐世保市	0	0	0	20	0	4	0	1	2
熊本県	17	4	0	155	0	0	0	0	0
熊本市	4	4	2	75	4	5	1	2	1
大分県	1	1	2	192	0	0	1	3	1
大分市	2	0	0	68	0	0	0	0	0
宮崎県	1	0	0	108	0	0	0	1	1
宮崎市	0	0	0	22	0	0	0	0	0
鹿児島県	4	1	1	111	0	0	1	0	0
鹿児島市	5	1	0	26	0	0	0	1	1
沖縄県	4	3	2	324	1	1	0	2	2
那覇市	1	0	1	16	0	0	0	2	2
計	60	30	13	1,584	11	18	7	24	25
合計	1,076	573	290	10,741	154	170	84	470	379

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 有害物質使用特定施設の廃止件数は平成29年度に廃止届出が受理された件数であり、一時的免除件数は廃止件数のうち数である。

## 2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請及び処理業省令第13条調査に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請による調査及び処理業省令第13条による調査結果の報告件数は、平成29年度は839件（法第3条290件、法第4条170件、法第5条0件、法第14条379件、処理業省令第13条0件）であり、前年度（831件）より増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、平成29年度は554件（要措置区域は84件、形質変更時要届出区域は470件）であり、区域に指定された件数は前年度（528件）より増加した。要措置区域等において土壌汚染の除去等の対策が実施され、区域の指定が解除された件数は、平成29年度は233件であり、前年度（237件）より減少した。

表 2-2 年度別の施行状況

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	累計
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	1,350	1,343	1,204	1,076	15,104
	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	653	758	650	573	10,475
	調査結果報告件数	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	282	254	284	290	3,524
法第4条	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	9,949	10,848	10,602	10,650	10,946	10,741	84,076
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	126	142	164	118	118	154	1,272
	調査結果報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	143	150	154	130	119	170	1,291
法第5条	調査命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	7
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第6条・法第11条	前年度末時点の指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	-
	要措置区域(A1)	-	-	-	-	-	-	-	-	7	41	76	92	136	161	170	189	-
	形質変更時要届出区域(A2)	-	-	-	-	-	-	-	-	195	339	590	838	1,159	1,407	1,612	1,884	-
	区域に指定(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	554	4,199
	要措置区域への指定件数(B1)	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	72	73	84	72	80	84	590
	形質変更時要届出区域への指定件数(B2)	-	-	-	-	-	-	-	-	230	370	394	407	448	407	448	470	3,174
	区域指定解除(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	233	1,805
	要措置区域の解除(C1)	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	55	28	58	60	59	67	378
	形質変更時要届出区域の解除(C2)	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	147	87	201	205	178	166	1,194
	区域の指定変更(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	3	1	3	2	2	21
	要措置区域へ変更(D1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	1	0	0	0	0	3
	形質変更時要届出区域へ変更(D2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	1	3	2	2	18
	引き続き指定(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	-
要措置区域 E1=A1+B1-C1-D2+D1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	76	92	136	161	170	189	204	-
形質変更時要届出区域 E2=A2+B2-C2-D1+D2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	339	590	838	1,159	1,407	1,612	1,884	2,190	-
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	303	298	390	368	428	379	2,496
処理業省令第13条 調査結果報告件数		-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	1	0	0	2
調査結果報告件数合計		0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	7,319

※1 平成14年度については法施行日(平成15年2月15日)から平成15年3月31日までの状況である。

※2 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

※3 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

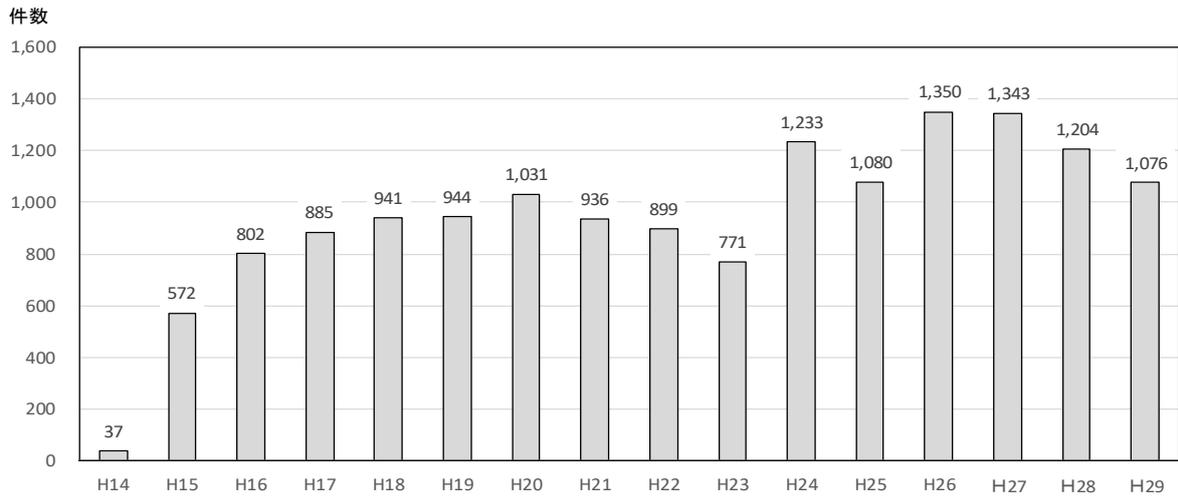
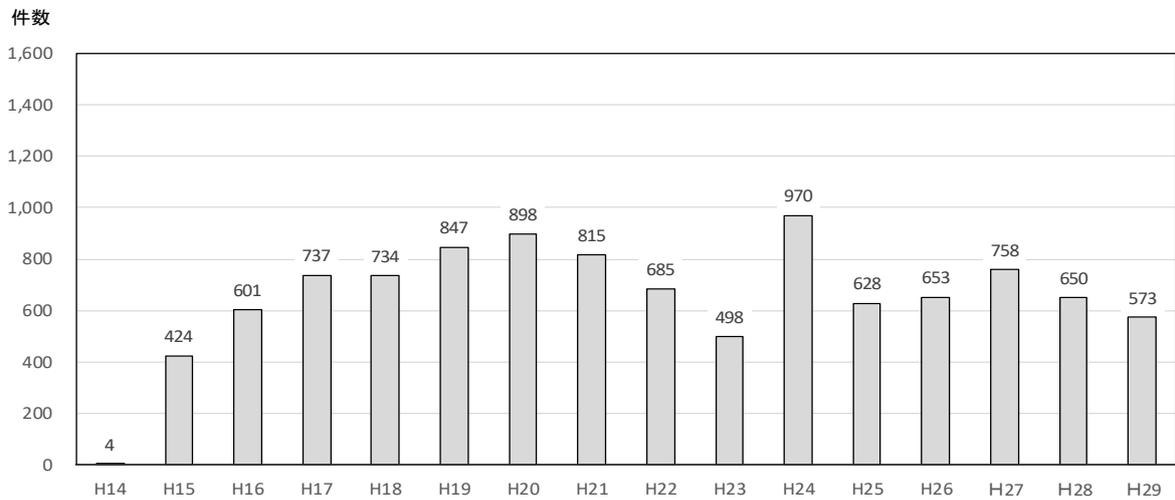


図 2-7 有害物質使用特定施設の廃止件数の推移



※当該年度に施設が廃止され、一時的免除されたものに限る

図 2-8 法第 3 条一時的免除件数の推移

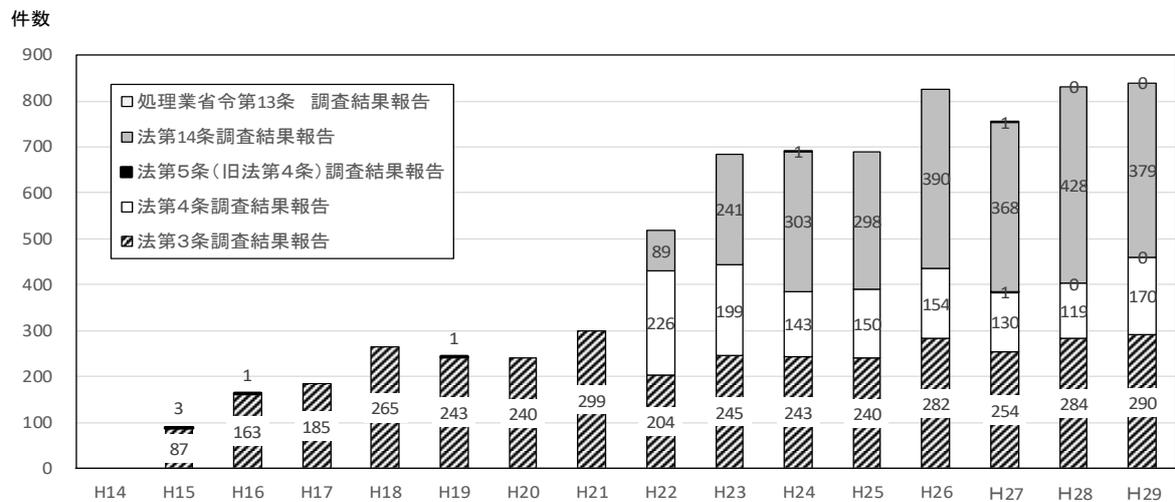


図 2-9 法第 3 条、法第 4 条、法第 5 条、法第 14 条及び  
処理業省令第 13 条に基づく調査結果の報告件数の推移

区域数

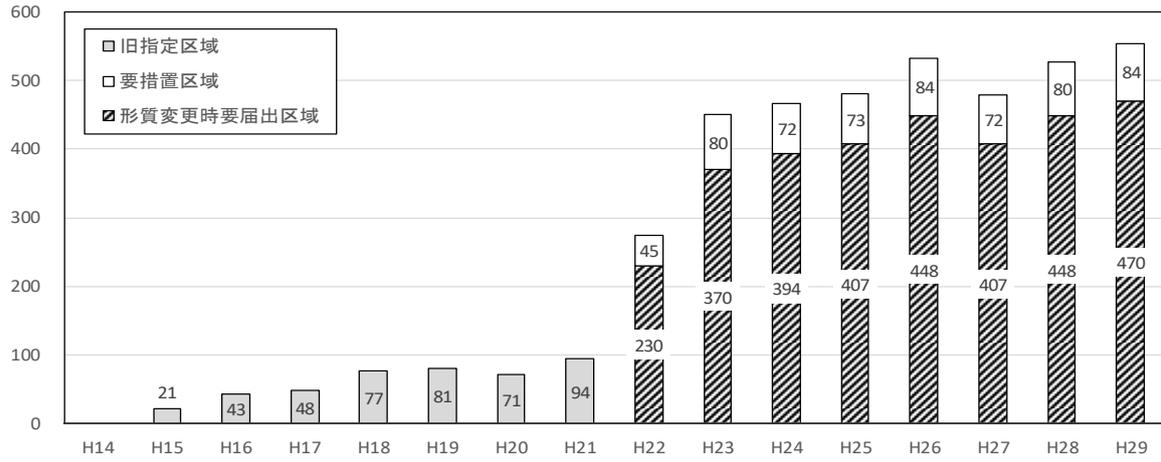


図 2-10 要措置区域等（旧指定区域）指定件数の推移

区域数

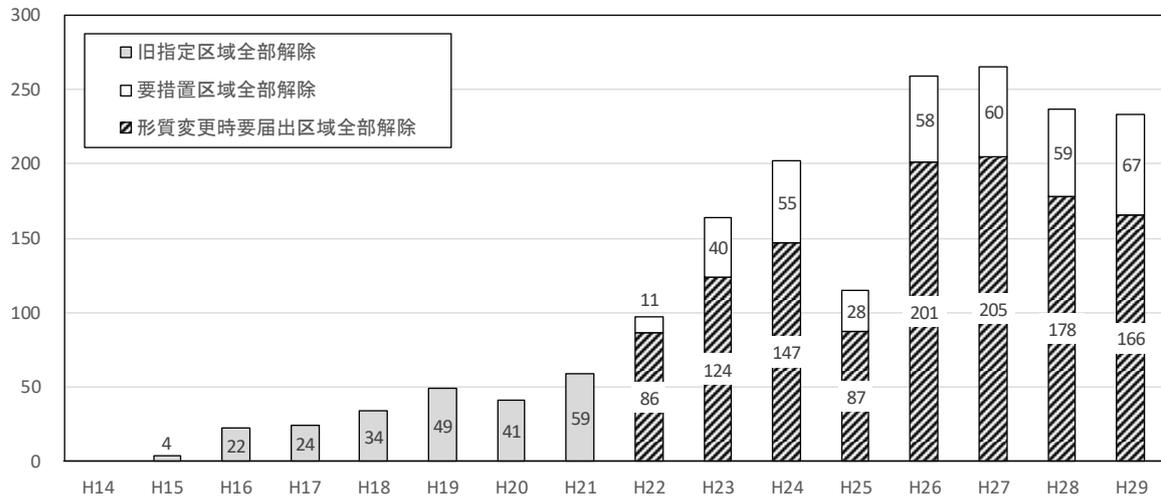


図 2-11 要措置区域等（旧指定区域）解除件数の推移

### 3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

#### 3.1 土壤汚染状況調査について

##### 3.1.1 法第3条に基づく調査

###### 1) 有害物質使用特定施設の廃止

法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表 3-1 及び表 3-2 に示す。法第3条調査が報告された有害物質使用特定施設は、平成 29 年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計においては、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成 29 年度において、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（平成 29 年度）

(件数:重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号		
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設	19、ト	1
	薬液浸透施設	19、チ	0
化学繊維製造業	湿式紡糸施設	21、イ	0
	リッター又は未精練繊維の薬液処理施設	21、ロ	0
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	0
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	0
	蒸解廃液濃縮施設	23、ホ	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	0
化学肥料製造業	ろ過施設	24、イ	0
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	1
	ろ過施設	26、ロ	0
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	0
	ろ過施設	27、イ	0
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	遠心分離機	27、ロ	0
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	0
	湿式集じん施設	27、ル	0
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0
合成樹脂製造業	縮合反応施設	33、イ	0
	水洗施設	33、ロ	2
	静置分離器	33、ニ	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	0
	分離施設	37、ロ	0
	ろ過施設	37、ハ	0
	蒸りゆう施設及び濃縮施設	37、チ	0
	酸又はアルカリによる処理施設	37、ヌ	0
	廃ガス洗浄施設	37、タ	0
香料製造業	抽出施設	41、ロ	0
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	0
	ろ過施設	46、ロ	0
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	0
	ろ過施設	47、ロ	0
医薬品製造業	分離施設	47、ハ	0
	混合施設	47、ニ	0
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	0
	直接加硫施設	51の2	1
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	8
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	3
薬業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	1
	水洗式分別施設	58、ロ	1
	脱水施設	58、ニ	0
鉄鋼業	圧延施設	61、ハ	0
	湿式集じん施設	61、ホ	0
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	1
	電解施設	62、ロ	0
	水銀精製施設	62、ニ	1
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	3
	湿式集じん施設	62、ヘ	0
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設	63、イ	11
	電解式洗浄施設	63、ロ	1
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	28
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設	65	79
電気めつき	電気めつき施設	66	59
エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設	混合施設	66の2	0
洗たく業	洗浄施設	67	40
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	7
病院	ちゆう房施設	68の2、イ	3
	洗浄施設	68の2、ロ	7
	入浴施設	68の2、ハ	2
中央卸売市場	仲卸売場	69の2、ロ	0
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設	71の2、イ	68
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	0
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	5
前各号を除く	洗浄施設	71の5	31
前各号を除く	蒸留施設	71の6	4
前2号を除く	排水処理施設	74	2
合計			371
			1,168

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

（件数：重複回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が 報告された 有害物質使用 特定施設	調査が一時的 免除された 有害物質 使用特定施設	
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号			
鉱業又は水洗炭業	選鉱施設	1、イ	0	2
	坑水中和沈でん施設	1、ハ	0	1
畜産農業又はサービス業	豚房施設	1の2、イ	1	0
	牛房施設	1の2、ロ	1	0
畜産食料品製造業 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	原料処理施設	2、イ	1	2
	湯煮施設	4、ニ	0	1
動物系飼料又は有機質肥料の製造業	原料処理施設	11、イ	4	0
	圧搾施設	11、ハ	3	1
	真空濃縮施設	11、ニ	0	1
	水洗式脱臭施設	11、ホ	3	0
	原料浸せき施設	19、ハ	1	0
	精練機及び精練そう	19、ニ	12	2
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	シルケツト機	19、ホ	2	1
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	4	1
	染色施設	19、ト	68	50
	薬液浸透施設	19、チ	8	12
	のり抜き施設	19、リ	1	0
	湿式紡糸施設	21、イ	0	1
	リントー又は未精練繊維の薬液処理施設	21、ロ	0	1
化学繊維製造業	原料回収施設	21、ハ	0	1
合板製造業	接着機洗浄施設	21の3	0	1
木材薬品処理業	薬液浸透施設	22、ロ	3	4
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設	23、イ	2	1
	湿式パーカー	23、ロ	2	0
	蒸解薬液濃縮施設	23、ホ	0	1
	抄紙施設	23、チ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	12	16
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	10	23
化学肥料製造業	ろ過施設	24、イ	0	4
	水洗式破砕施設	24、ハ	0	1
	塵ガス洗浄施設	24、ニ	0	9
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設	25、イ	0	1
	電解施設	25、ロ	0	1
無機顔料製造業	洗浄施設	26、イ	8	6
	ろ過施設	26、ロ	6	11
	遠心分離機	26、ハ	0	1
	塵ガス洗浄施設	26、ホ	6	37
前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設	27、イ	9	57
	遠心分離機	27、ロ	5	32
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	0	2
	反応施設	27、ヘ	0	1
	塵ガス洗浄施設	27、ヌ	15	114
	湿式集じん施設	27、ル	0	14
カーバイト法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	1	0
	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	0	1
コーラル製品製造業	静置分離器	29、ロ	0	1
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設	31、イ	0	2
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	6
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設	32、イ	3	3
	遠心分離機	32、ハ	0	3
	塵ガス洗浄施設	32、ニ	1	2
	縮合反応施設	33、イ	2	7
合成樹脂製造業	水洗施設	33、ロ	4	13
	遠心分離機	33、ハ	1	5
	静置分離器	33、ニ	3	12
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	0	1
	塵ガス洗浄施設	33、リ	1	4
合成ゴム製造業	水洗施設	34、ハ	0	5
有機ゴム薬品製造業	分離施設	35、ロ	0	2
	塵ガス洗浄施設	35、ハ	0	1
合成洗剤製造業	塵ガス洗浄施設	36、ロ	0	1
	湿式集じん施設	36、ハ	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設	37、イ	5	18
	分離施設	37、ロ	17	38
	ろ過施設	37、ハ	0	7
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	2	3
	蒸りゆう施設	37、ホ	2	2
	蒸りゆう施設及び濃縮施設	37、チ	0	2
	酸又はアルカリによる処理施設	37、ヌ	0	1
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	0	1
	塵ガス洗浄施設	37、タ	3	16
	洗淨施設	41、イ	1	0
抽出施設	41、ロ	2	1	
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設	43	1	2
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設	46、イ	4	60
	ろ過施設	46、ロ	6	69
	塵ガス洗浄施設	46、ニ	6	77

(続き)

(件数: 重複回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設	調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種(略)	特定施設名及び号番号、記号			
医薬品製造業	動物原料処理施設	47、イ	0	1
	ろ過施設	47、ロ	4	33
	分離施設	47、ハ	6	50
	混合施設	47、ニ	3	33
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	6	34
農業製造業	混合施設	49	2	2
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設	50	1	3
石油精製業	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	1
	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	51、ニ	0	1
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、 ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設	51の2	4	48
皮革製造業	洗浄施設	52、イ	4	0
	石灰づけ施設	52、ロ	3	0
	タンニンづけ施設	52、ハ	3	0
	クロム浴施設	52、ニ	27	0
	染色施設	52、ホ	3	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設	53、イ	103	430
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	17	58
セメント製品製造業	成型機	54、ロ	0	2
窯業原料(うわ窯原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設	58、イ	14	51
	水洗式分別施設	58、ロ	4	7
	酸処理施設	58、ハ	1	3
	脱水施設	58、ニ	1	5
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	5
	圧延施設	61、ハ	0	3
	焼入れ施設	61、ニ	1	2
	湿式集じん施設	61、ホ	0	5
非鉄金属製造業	還元そう	62、イ	1	10
	電解施設	62、ロ	1	24
	水銀精製施設	62、ニ	1	0
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	16	68
	湿式集じん施設	62、ヘ	1	20
	焼入れ施設	63、イ	42	70
金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。)	電解式洗浄施設	63、ロ	9	26
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	63、ハ	2	15
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	217	581
	廃ガス洗浄施設	63の3	0	1
石炭を燃料とする火力発電	ガス冷却洗浄施設	64、ロ	0	2
ガス供給業又はコークス製造業	表面処理施設	65	812	3,039
酸又はアルカリによる表面処理	電気めつき施設	66	721	2,158
電気めつき	混合施設	66の2	1	3
エチレンオキシド又は一・四・ジオキサンの混合施設	洗たく施設	66の3、ロ	1	0
旅館業	洗浄施設	67	590	1,134
洗たく業	自動式フィルム現像洗浄施設	68	45	150
写真現像業	ちゆう房施設	68の2、イ	20	12
	洗浄施設	68の2、ロ	78	121
	入浴施設	68の2、ハ	20	8
病院	卸売場	69の2、イ	1	0
	仲卸売場	69の2、ロ	1	1
中央卸売市場	洗車施設	70の2	3	1
自動車分解整備事業	自動式車両洗浄施設	71	0	4
自動式車両洗浄	洗浄施設	71の2、イ	714	2,501
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する 研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	焼入れ施設	71の2、ロ	5	4
一般廃棄物処理	焼却施設	71の3	1	4
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	4	22
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	16	35
前各号を除く	洗浄施設	71の5	479	1,990
前各号を除く	蒸留施設	71の6	55	253
し尿処理	し尿処理施設	72	6	3
前2号を除く	排水処理施設	74	33	77
合計			4,356	13,895

注) 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。



### 3.1.2 法第4条に基づく調査

平成29年度における法第4条調査の調査義務発生の契機となる法第4条第1項に基づく形質変更届出件数は10,741件であり、うち法第4条第2項の調査命令が発出された件数は154件であった。

表3-4 形質変更の届出件数と調査命令件数

	形質変更の届出件数	調査命令発出件数
平成22年度	10,815	270
平成23年度	9,525	180
平成24年度	9,949	126
平成25年度	10,848	142
平成26年度	10,602	164
平成27年度	10,650	118
平成28年度	10,946	118
平成29年度	10,741	154
合計	84,076	1,272

平成 29 年度に調査結果の報告を受けた事案について、届出面積別の調査報告件数を表 3-5 に示す。「3,000m<sup>2</sup>以上 5,000m<sup>2</sup>未満」が最も多く、次に「5,000m<sup>2</sup>以上 7,000m<sup>2</sup>未満」と「7,000m<sup>2</sup>以上 10,000m<sup>2</sup>未満」と「15,000m<sup>2</sup>以上 30,000m<sup>2</sup>未満」が同数であった。また、調査報告件数 163 件の平均面積は 22,703 m<sup>2</sup>、中央値は 7,965 m<sup>2</sup>、最大面積は 599,488 m<sup>2</sup>であった。

**表 3-5 面積別の調査報告件数（平成 29 年度）**

届出面積(m <sup>2</sup> )	調査報告件数
0 < S < 3,000	19
3,000 ≤ S < 5,000	32
5,000 ≤ S < 7,000	23
7,000 ≤ S < 10,000	23
10,000 ≤ S < 15,000	17
15,000 ≤ S < 30,000	23
30,000 ≤ S < 50,000	13
50,000 ≤ S < 100,000	7
100,000m <sup>2</sup> 以上	6
小計	163
不明	7
回答事例数	170
平均面積 (m <sup>2</sup> )	22,703
中央面積(中央値) (m <sup>2</sup> )	7,965
最大面積 (m <sup>2</sup> )	599,488
合計面積 (m <sup>2</sup> )	3,700,542

注) 3,000m<sup>2</sup>未満の面積における形質変更の届出理由例  
 工事計画全体では 3,000m<sup>2</sup>以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより着工する敷地から形質変更の届出を提出するため届出面積が 3,000m<sup>2</sup>未満となった。

### 3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の契機を表3-6に示す。平成29年度において調査結果の報告は0件であった。

表3-6 法第5条調査命令の発出の契機

(件数：複数回答有)

	調査結果報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業など (第三種) 不適合		複合汚染	
	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計
	行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の方に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	0	(6)	0	(4)	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) ( )内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成29年度末までの累計件数である。

### 3.1.4 調査の省略を行った事例

平成29年度における法第3条、法第4条及び法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-7に示す。

表3-7 調査を省略した段階別件数(平成29年度)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類を省略	3	5	0	8
おそれの区分の分類を省略	0	5	0	5
試料採取等を行う区画の選定を省略	2	2	0	4
試料採取等を行う区画の選定後に省略	2	0	0	2
試料採取等の実施を省略	20	6	0	26
うち土壌ガス調査又は地下水調査	5	4	0	9
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	12	1	0	13
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	3	1	0	4
合計	27	18	0	45
調査結果報告件数	290	170	0	460

### 3.1.5 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例における、調査対象物質を表3-8に示す。平成29年度の調査対象物質は、VOCでは「1・1-ジクロロエチレン」、「シス-1・2-ジクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

表3-8 調査対象物質

(件数：複数回答有)

	VOC(第一種)											重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	119	66	61	153	149	41	101	104	79	48	141	86	78	144	122	71	20	56	148	71	144	148	19	17	18	46	18
法第4条調査	35	29	25	40	37	13	51	27	37	14	40	79	36	68	56	53	11	25	102	49	80	79	10	10	9	30	14
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	167	184	180	205	203	159	194	182	183	166	198	223	215	251	218	225	134	206	304	271	286	246	68	66	72	151	77
平成29年度	321	279	266	398	389	213	346	313	299	228	379	388	329	463	396	349	165	287	554	391	510	473	97	93	99	227	109
累計	321	2,196	2,073	3,353	3,275	1,793	2,731	2,842	2,359	1,892	3,307	2,948	2,620	3,974	3,308	2,774	1,075	2,318	4,250	3,010	3,848	3,571	978	970	1,006	1,730	1,099

注) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成29年度末までの件数である。

### 3.1.6 業種区分

法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく土壌汚染状況調査の対象となった業種ごとの調査対象物質を表3-9に示す。調査結果報告件数を業種別にみると、「製造業」が最も多く、次に「学術研究、専門・技術サービス業」と「生活関連サービス業、娯楽業」が同数で多かった。

表3-9 業種区分別の調査結果報告件数及び調査対象物質（平成29年度）

業種区分(日本標準産業分類による大分類・中分類の分類項目及び分類希望・分類番号)	調査結果報告件数(H27)	件数%	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農業等(第三種)						
			クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	テウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
D 建設業	8	1.0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	3	1	0	0	0	1	0
06 総合工事業	8	1.0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	3	1	0	0	0	1	0
E 製造業	264	31.5	106	67	63	127	123	43	108	69	92	50	115	92	68	150	122	69	20	56	168	84	169	158	16	15	15	55	16
09 食料品製造業	3	0.4	2	2	2	2	1	1	3	1	2	1	1	3	1	3	3	2	1	1	3	1	3	3	1	1	1	2	1
11 繊維工業	1	0.1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	
15 印刷・同関連業	6	0.7	2	0	0	2	2	0	2	0	2	0	2	1	1	3	2	1	0	0	3	0	3	4	0	0	0	0	0
16 化学工業	30	3.6	11	13	10	14	12	6	14	3	10	6	8	15	9	14	13	16	3	9	17	12	22	17	2	2	2	6	4
17 石油製品・石炭製品製造業	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
19 ゴム製品製造業	2	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
21 窯業・土石製品製造業	7	0.8	3	2	3	3	3	2	2	2	2	2	3	3	0	3	1	2	0	0	3	3	5	5	0	0	0	2	0
22 鉄鋼業	7	0.8	2	2	1	3	3	1	1	2	2	1	3	3	2	3	2	2	2	3	5	3	5	6	0	0	0	1	0
23 非鉄金属製造業	11	1.3	5	3	3	7	7	2	5	4	5	2	7	4	4	7	8	3	1	4	7	3	6	7	0	0	0	4	0
24 金属製品製造業	83	9.9	33	16	16	39	40	13	29	21	21	16	39	21	22	60	42	13	1	14	57	17	46	44	6	5	5	15	4
25 はん用機械器具製造業	4	0.5	2	0	0	3	3	0	3	0	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	4	3	0	0	0	0	0
26 生産用機械器具製造業	6	0.7	1	1	1	2	2	1	2	2	2	1	2	1	1	2	1	0	0	1	3	1	2	2	0	0	0	1	0
27 業務用機械器具製造業	18	2.1	10	7	8	13	11	6	12	8	11	6	11	9	8	12	10	7	3	8	14	11	14	11	3	3	3	4	3
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	23	2.7	6	2	3	8	8	0	8	4	7	3	7	5	3	9	12	2	1	1	14	8	13	13	0	0	0	1	0
29 電気機械器具製造業	16	1.9	10	6	7	12	12	4	9	9	10	4	13	7	7	10	8	8	4	7	13	8	12	11	1	1	1	5	1
30 情報通信機械器具製造業	5	0.6	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3	1	3	2	0	0	0	0	0
31 輸送用機械器具製造業	25	3.0	13	5	1	11	11	1	8	7	9	1	10	10	2	11	10	6	1	1	12	7	13	16	1	1	1	9	1
32 その他の製造業	14	1.7	1	5	5	3	3	3	6	3	3	3	3	6	5	6	6	4	2	3	9	6	12	11	1	1	1	3	1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	1.5	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	2	3	2	1	2	4	5	5	2	1	1	1	6	2
33 電気業	9	1.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	5	0
34 ガス業	2	0.2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
36 水道業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
G 情報通信業	2	0.2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38 放送業	2	0.2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
H 運輸業・郵便業	9	1.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	2	3	2	3	1	2	6	3	3	2	0	0	0	1	0
42 鉄道業	4	0.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	3	1	1	1	0	0	0	1	0
43 道路旅客運送業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 道路貨物運送業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47 倉庫業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	2	2	2	1	0	0	0	0	0
I 卸売・小売業	8	1.0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	6	1	1	1	0	0	2	6	2	0	0	0	0	0	0	0
55 その他の卸売業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
60 その他の小売業	6	0.7	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	5	1	1	1	0	0	2	5	1	0	0	0	0	0	0	0
J 金融・保険業	1	0.1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0
62 銀行業	1	0.1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	0
K 不動産業、物品賃貸業	6	0.7	1	4	2	2	2	1	4	1	1	1	2	4	4	4	4	4	0	4	4	4	3	3	2	2	2	3	3
68 不動産取引業	3	0.4	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2
69 不動産賃貸業・管理業	2	0.2	0	2	2	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
70 物品賃貸業	1	0.1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(続き)

業種区分(日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類希望・分類番号)	調査結果 報告件数 (H27)		VOC(第一種)														重金属等(第二種)										農薬等(第三種)				
			クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	テオベンカルブ	テウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物		
																														件数	%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	45	5.4	12	21	18	20	13	22	18	16	12	20	24	27	27	28	26	6	19	29	25	29	34	10	9	9	16	10			
71 学術・開発研究機関	38	4.5	8	17	14	15	15	9	18	13	12	8	15	20	22	22	24	22	6	16	25	21	25	28	9	8	9	13	9		
74 技術サービス業(他に分類されないもの)	7	0.8	4	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4	5	5	4	4	0	3	4	4	4	6	1	1	0	3	1			
M 飲食店, 宿泊業M 宿泊業, 飲食サービス業	4	0.5	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
75 宿泊業	2	0.2	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0		
N 生活関連サービス業, 娯楽業	45	5.4	31	3	6	40	40	3	4	40	9	6	37	5	2	2	2	2	1	2	3	2	9	3	1	1	1	2	1		
78 洗濯・理容・美容・浴場業	41	4.9	30	1	4	38	38	1	2	38	7	4	35	3	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0		
79 その他の生活関連サービス業	2	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
80 娯楽業	2	0.2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	1	2	1			
O 教育, 学習支援業	21	2.5	10	18	13	14	13	9	16	9	12	11	12	19	17	19	18	19	6	11	19	13	18	20	6	6	6	5	5		
81 学校教育	21	2.5	10	18	13	14	13	9	16	9	12	11	12	19	17	19	18	19	6	11	19	13	18	20	6	6	6	5	5		
P 医療, 福祉	24	2.9	2	3	2	2	2	2	8	2	3	2	3	7	9	17	19	19	6	8	12	14	19	17	1	1	1	5	4		
83 医療業	23	2.7	1	2	1	1	1	1	7	1	2	1	2	6	8	16	18	18	6	7	11	13	18	16	1	1	1	5	4		
84 保健衛生	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0		
R サービス業(他に分類されないもの)	16	1.9	5	5	5	9	9	5	5	9	5	5	9	8	8	8	6	9	5	7	9	8	10	2	2	2	7	4			
88 廃棄物処理業	9	1.1	3	2	2	3	3	2	2	3	2	3	5	5	5	3	6	2	4	6	6	5	6	0	0	0	4	2			
89 自動車整備業	3	0.4	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	2			
92 その他の事業サービス業	1	0.1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
95 その他のサービス業	3	0.4	0	0	0	2	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0			
S 公務(他に分類されるものを除く)	35	4.2	2	4	3	3	3	3	3	3	3	3	13	10	13	11	11	4	9	23	15	12	11	3	3	3	4	3			
97 国家公務	11	1.3	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	4	1	2	2	10	3	3	2	0	0	0	1	0			
98 地方公務	24	2.9	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	7	8	9	10	9	2	7	13	12	9	9	3	3	3	3	3			
T 分類不能の産業	5	0.6	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	0	1	4	4	2	2	1	1	2	1	1		
99 分類不能の産業	5	0.6	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	0	1	4	4	2	2	1	1	2	1	1		
不明	333	39.7	149	146	146	172	168	127	165	155	150	130	169	193	173	208	173	179	111	160	258	203	224	206	51	49	54	117	57		
合計	839	100	321	279	266	398	389	213	346	313	299	228	379	388	329	463	396	349	165	287	554	391	510	473	97	93	99	227	109		

### 3.2 区域の指定について

#### 3.2.1 要措置区域等の指定状況

##### 1) 特定有害物質別及び調査の契機別の要措置区域等指定件数

平成 29 年度に指定された要措置区域等において基準不適合であった特定有害物質別の指定件数を表 3-10 及び図 3-1 に示す。要措置区域等のうち、VOCのみの基準不適合は 53 件、重金属等のみの基準不適合は 447 件、農薬等のみの基準不適合は 0 件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか 2 種類以上の基準不適合）は 54 件であった。

表 3-10 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 29 年度）

	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第3条	39	122	161	27	112	0	22
法第4条	10	52	62	3	55	0	4
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	35	293	328	23	277	0	28
法第3条・法第14条	0	1	1	0	1	0	0
法第4条・法第14条	0	2	2	0	2	0	0
処理業省令第13条	0	0	0	0	0	0	0
計	84	470	554	53	447	0	54

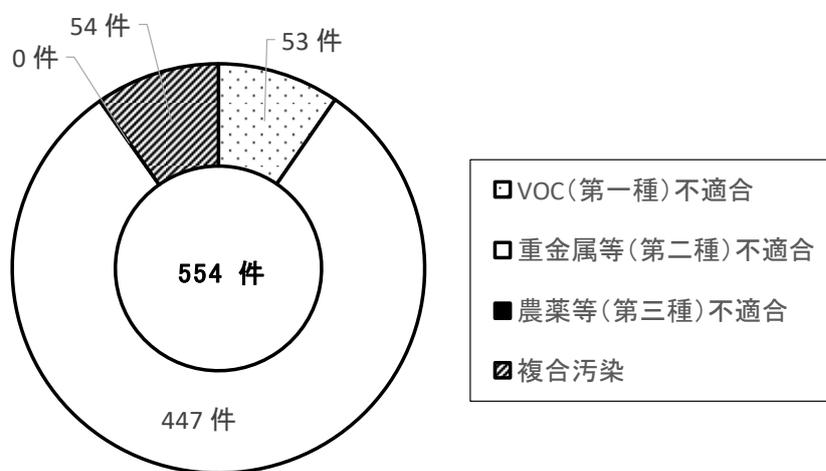


図 3-1 特定有害物質別の要措置区域等指定件数（平成 29 年度）

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

平成 29 年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表 3-11 に示す。  
要措置区域等の指定件数は、「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表 3-11 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数（平成 29 年度）

都道府県 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
北海道地区	北海道	8	0	6	6	3	3	0	0
	札幌市	5	1	3	4	0	3	0	1
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	13	1	9	10	3	6	0	1
東北地区	青森県	1	1	1	2	0	2	0	0
	青森市	2	0	2	2	1	1	0	0
	八戸市	0	0	1	1	1	0	0	0
	岩手県	7	0	5	5	0	5	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	11	0	2	2	0	2	0	0
	仙台市	5	0	2	2	0	2	0	0
	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田市	1	0	1	1	0	1	0	0
	山形県	5	0	1	1	0	1	0	0
	山形市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福島県	7	1	3	4	2	1	0	1
	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市	2	0	1	1	0	1	0	0
いわき市	2	0	1	1	0	1	0	0	
計	44	2	21	23	4	18	0	1	
関東地区	茨城県	8	2	6	8	0	8	0	0
	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	つくば市	2	0	0	0	0	0	0	0
	栃木県	9	4	5	9	1	8	0	0
	宇都宮市	4	0	2	2	0	2	0	0
	群馬県	16	2	8	10	0	9	0	1
	前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	太田市	6	0	1	1	0	1	0	0
	埼玉県	33	4	8	12	1	11	0	0
	さいたま市	7	2	3	5	0	5	0	0
	川越市	3	2	3	5	2	3	0	0
	熊谷市	1	0	0	0	0	0	0	0
	川口市	3	1	3	4	0	4	0	0
	所沢市	7	0	4	4	1	3	0	0
	春日部市	2	0	1	1	0	1	0	0
	草加市	3	1	1	2	0	2	0	0
	越谷市	3	0	2	2	0	2	0	0
	千葉県	8	3	6	9	1	8	0	0
	千葉市	6	2	5	7	1	6	0	0
	市川市	3	0	3	3	1	2	0	0
	船橋市	8	1	6	7	1	6	0	0
	松戸市	3	3	3	6	1	5	0	0
	柏市	1	0	1	1	1	0	0	0
	市原市	5	0	2	2	0	2	0	0
	東京都	177	10	115	125	6	103	0	16
	八王子市	4	2	3	5	0	5	0	0
	町田市	4	1	0	1	1	0	0	0
	神奈川県	14	1	6	7	0	7	0	0
	横浜市	41	1	24	25	2	19	0	4
川崎市	12	0	10	10	1	8	0	1	

(続き)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
関東地区	相模原市	5	1	0	1	1	0	0	0
	横須賀市	6	0	2	2	0	2	0	0
	平塚市	5	0	2	2	0	2	0	0
	藤沢市	6	0	3	3	0	3	0	0
	小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	厚木市	4	0	1	1	0	1	0	0
	大和市	4	0	2	2	0	1	0	1
	新潟県	5	0	2	2	0	2	0	0
	新潟市	7	0	2	2	0	2	0	0
	長岡市	1	0	0	0	0	0	0	0
	上越市	1	0	1	1	1	0	0	0
	山梨県	4	2	1	3	1	1	0	1
	甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡県	5	3	1	4	1	3	0	0
	静岡市	3	0	2	2	0	1	0	1
	浜松市	1	1	0	1	1	0	0	0
	沼津市	1	2	1	3	0	3	0	0
富士市	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	454	51	251	302	26	251	0	25	
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山市	1	0	0	0	0	0	0	0
	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢市	1	0	0	0	0	0	0	0
	福井県	3	0	2	2	0	2	0	0
	福井市	0	1	0	1	1	0	0	0
	長野県	3	0	4	4	0	3	0	1
	長野市	0	0	0	0	0	0	0	0
	松本市	2	0	0	0	0	0	0	0
	岐阜県	10	3	2	5	0	5	0	0
	岐阜市	1	1	0	1	0	1	0	0
	愛知県	8	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋市	20	1	14	15	2	13	0	0
	豊橋市	1	0	1	1	0	1	0	0
	岡崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	一宮市	2	2	0	2	0	1	0	1
	春日井市	1	0	0	0	0	0	0	0
	豊田市	3	0	1	1	0	0	0	1
三重県	3	0	2	2	1	1	0	0	
四日市市	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	61	8	26	34	4	27	0	3	
近畿地区	滋賀県	8	3	3	6	1	5	0	0
	大津市	2	1	0	1	0	1	0	0
	京都府	3	1	2	3	1	1	0	1
	京都市	9	6	6	12	0	11	0	1
	大阪府	8	0	6	6	1	5	0	0
	大阪市	43	0	39	39	2	31	0	6
	堺市	5	0	3	3	1	2	0	0
	岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊中市	7	0	4	4	1	3	0	0
	吹田市	5	0	2	2	0	2	0	0
	高槻市	2	0	2	2	0	2	0	0
	枚方市	5	1	1	2	0	2	0	0
	茨木市	1	0	0	0	0	0	0	0
	八尾市	3	0	3	3	0	3	0	0
	寝屋川市	2	0	1	1	0	1	0	0
	東大阪市	2	0	2	2	0	2	0	0
	兵庫県	17	0	11	11	0	7	0	4
	神戸市	5	0	1	1	0	1	0	0
姫路市	3	0	3	3	0	3	0	0	
尼崎市	22	0	11	11	0	11	0	0	

(続き)

都道府県 政令市	調査結果 報告件数								
		要措置区域 件数	形質変更時 要届出区域 件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
近畿地区	明石市	2	0	1	1	0	1	0	0
	西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0
	加古川市	0	0	1	1	0	1	0	0
	宝塚市	1	0	1	1	0	1	0	0
	奈良県	0	0	1	1	0	1	0	0
	奈良市	1	0	1	1	0	1	0	0
	和歌山県	1	0	1	1	0	0	0	1
	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0
計	157	12	106	118	7	98	0	13	
中国 四国地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	2	1	1	2	0	1	0	1
	島根県	1	0	0	0	0	0	0	0
	松江市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡山県	3	0	4	4	0	4	0	0
	岡山市	4	0	1	1	0	0	0	1
	倉敷市	1	0	0	0	0	0	0	0
	広島県	7	0	4	4	0	4	0	0
	広島市	13	1	7	8	1	5	0	2
	呉市	2	0	2	2	0	2	0	0
	福山市	1	0	0	0	0	0	0	0
	山口県	7	0	7	7	6	1	0	0
	下関市	2	0	2	2	0	2	0	0
	徳島県	3	0	2	2	0	2	0	0
	徳島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	香川県	1	0	1	1	0	1	0	0
	高松市	3	1	0	1	1	0	0	0
	愛媛県	2	0	2	2	0	0	0	2
	松山市	2	0	0	0	0	0	0	0
	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	54	3	33	36	8	22	0	6	
九州地区	福岡県	7	0	1	1	0	1	0	0
	北九州市	6	0	4	4	0	0	0	4
	福岡市	8	2	4	6	0	6	0	0
	久留米市	1	0	1	1	0	1	0	0
	佐賀県	5	2	2	4	0	3	0	1
	佐賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎市	1	0	0	0	0	0	0	0
	佐世保市	6	0	1	1	0	1	0	0
	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本市	8	1	2	3	0	3	0	0
	大分県	3	1	3	4	1	3	0	0
	大分市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎県	1	0	1	1	0	1	0	0
	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	1	1	0	1	0	1	0	0
	鹿児島市	1	0	1	1	0	1	0	0
	沖縄県	5	0	2	2	0	2	0	0
那覇市	3	0	2	2	0	2	0	0	
計	56	7	24	31	1	25	0	5	
合計	839	84	470	554	53	447	0	54	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

注3) 調査結果報告件数は、法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に関する件数を示す。

### 3.2.2 指定区域対象物質

要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表 3-12、図 3-2 及び図 3-3 に示す。平成 29 年度に指定された要措置区域等において、VOC では「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「シス-1・2-ジクロロエチレン」の順に基準不適合が多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。累計においては、VOC では「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「シス-1・2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 3-12 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

		特定有害物質																											
		VOC(第一種)											重金属等(第二種)						農薬等(第三種)										
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
要措置区域件数	H29 累計	2 (2)	0 (4)	0 (1)	2 (20)	11 (74)	0 (1)	0 (5)	13 (135)	1 (9)	1 (1)	14 (106)	2 (34)	2 (18)	25 (176)	6 (33)	3 (37)	0 (0)	1 (18)	19 (218)	11 (135)	37 (216)	10 (65)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
形質変更時 要届出区域件数	H29 累計	22 (22)	11 (59)	10 (64)	18 (104)	29 (212)	10 (53)	14 (71)	35 (228)	14 (72)	11 (59)	36 (249)	18 (148)	18 (140)	86 (589)	46 (327)	48 (377)	4 (21)	25 (199)	279 (2,167)	170 (1,189)	214 (1,497)	59 (343)	5 (26)	5 (24)	5 (23)	11 (48)	5 (24)	
指定件数	H29 累計	24 (24)	11 (64)	10 (66)	20 (135)	40 (344)	10 (54)	14 (88)	48 (433)	15 (83)	12 (61)	50 (430)	20 (186)	20 (164)	111 (897)	52 (411)	51 (438)	4 (22)	26 (221)	298 (2,511)	181 (1,360)	251 (1,819)	69 (474)	5 (26)	5 (24)	5 (23)	11 (49)	5 (24)	
土壌溶出量	H29 累計	21 (21)	7 (50)	7 (47)	10 (91)	32 (337)	7 (39)	9 (65)	39 (383)	8 (55)	7 (40)	38 (356)	15 (165)	17 (142)	107 (856)	50 (385)	49 (414)	0 (5)	24 (202)	176 (2,020)	175 (1,360)	244 (1,806)	65 (451)	5 (23)	5 (21)	5 (20)	8 (43)	5 (22)	
土壌含有量	H29 累計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12 (124)	22 (423)	18 (248)	22 (279)	0 (1)	12 (127)	255 (2,230)	29 (723)	40 (944)	16 (279)	—	—	—	—	—	
土壌ガス調査	H29 累計	1 (1)	2 (29)	2 (25)	6 (76)	4 (189)	2 (20)	3 (34)	6 (237)	3 (43)	4 (25)	9 (236)	3 (113)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1) 1件の事例で複数の物質について超過しているものがある。

注2) 指定件数の累計には、旧法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計とは一致しない。

注3) 1件の事例で、同じ有害物質についてみると、①土壌溶出量と土壌ガス調査がともに超過している場合や②土壌溶出量と土壌含有量がともに超過している場合があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の合計は、指定件数と一致しない。

注4) 1つの指定区域について調査報告書が複数ある場合があるため、指定件数よりも土壌溶出量、土壌含有量及び土壌ガス調査のそれぞれの数が大きくなる場合がある。

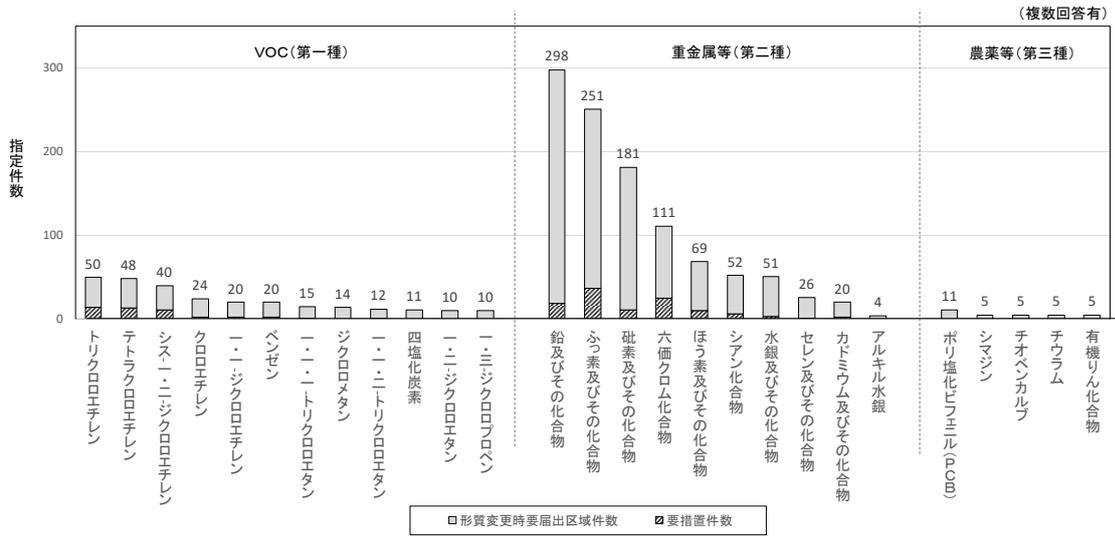


図 3-2 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (平成 29 年度)

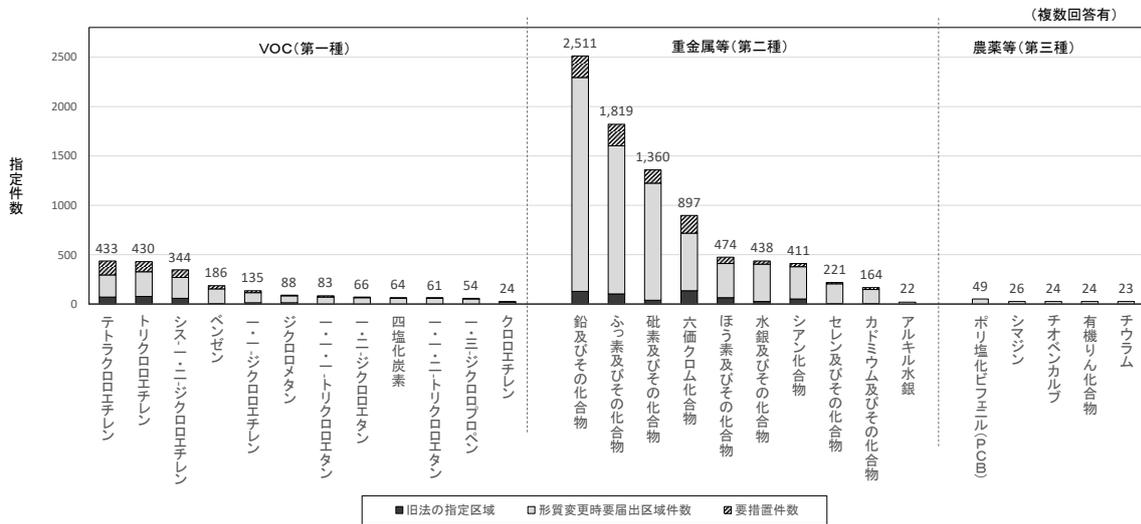


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)



(続き)

	指定件数	(件数:複数回答有)																															
		VOC(第一種)											重金属等(第二種)					農薬等(第三種)															
		VOC(第一種)不適合	重金属等(第二種)不適合	農薬等(第三種)不適合	複合汚染	調査の省略	クロロエチレン	四塩化炭素	一・一・ジクロロエタン	一・一・トリクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
I 卸売・小売業	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	
55 その他の卸売業	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
56 各種商品小売業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
60 その他の小売業	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
K 不動産業、物品賃貸業	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	
68 不動産取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
69 不動産賃貸業・管理業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
L 学術研究、専門・技術サービス業	22	2	6	0	2	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	3	1	6	0	0	11	9	6	0	0	0	0	0	0	
71 学術・開発研究機関	19	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	0	0	10	9	6	0	0	0	0	0	0	0	
74 技術サービス業(他に分類されないもの)	3	2	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
M 飲食店、宿泊業M 宿泊業、飲食サービス業	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	
75 宿泊業	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
N 生活関連サービス業、娯楽業	19	8	4	0	0	4	3	0	1	2	5	1	1	14	1	1	5	1	0	1	0	0	0	2	3	3	0	0	0	0	0	0	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	15	8	0	0	0	4	3	1	1	2	5	1	1	14	1	1	5	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
80 娯楽業	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	
O 教育、学習支援業	13	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	6	5	2	0	0	0	0	0	0	
81 学校教育	13	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	1	6	5	2	0	0	0	0	0	0	
P 医療、福祉	15	0	4	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	4	0	0	4	5	7	1	0	0	0	0	0	
83 医療業	14	0	4	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	4	0	0	3	5	7	1	0	0	0	0	0	
84 保健衛生	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R サービス業(他に分類されないもの)	16	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	10	4	6	1	0	0	0	0	0	0	
88 廃棄物処理業	10	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4	2	4	1	0	0	0	0	0	0	
89 自動車整備業	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
90 機械等修理業(別掲を除く)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
S 公務(他に分類されるものを除く)	32	0	10	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	2	1	1	17	11	10	3	0	0	0	0	0	
97 国家公務	7	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
98 地方公務	25	0	6	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	2	1	1	14	11	8	3	0	0	0	0	0	
T 分類不能の産業	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	
99 分類不能の産業	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	
不明	202	8	32	0	0	29	13	9	8	10	15	8	9	19	9	8	17	12	13	42	19	22	3	18	127	82	109	27	5	5	5	11	5
合計	554	34	118	0	16	83	24	0	10	20	40	10	14	48	15	12	50	20	20	111	52	51	4	26	298	181	251	69	5	5	5	11	5

### 3.2.4 汚染の規模（面積・深度・土量）

平成 29 年度に指定された要措置区域等において、汚染の規模（基準不適合面積、汚染到達深度及び基準不適合土量）を表 3-14 から表 3-16 及び図 3-4 から図 3-6 に示す。

#### 1) 基準不適合面積

基準不適合面積について、表 3-14 及び図 3-4 に示す。平成 29 年度の指定件数においては、「200m<sup>2</sup> 以上 500m<sup>2</sup> 未満」、「100m<sup>2</sup> 以上 200m<sup>2</sup> 未満」、「1,000m<sup>2</sup> 以上 3,000m<sup>2</sup> 未満」の順に多かった。

表 3-14 基準不適合面積（平成 29 年度）

基準不適合面積 (m <sup>2</sup> )	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ s < 20	1	1%	8	2%	9	2%	0	0%	9	2%	0	0%	0	0%
20 ≤ s < 50	2	4%	12	4%	14	4%	0	0%	14	5%	0	0%	0	0%
50 ≤ s < 100	9	15%	29	11%	38	11%	8	16%	27	11%	0	0%	3	6%
100 ≤ s < 200	24	44%	67	25%	91	28%	10	36%	79	30%	0	0%	2	9%
200 ≤ s < 500	20	68%	92	46%	112	49%	9	54%	94	51%	0	0%	9	26%
500 ≤ s < 1,000	9	79%	55	58%	64	61%	3	60%	53	63%	0	0%	8	42%
1,000 ≤ s < 3,000	15	98%	69	73%	84	76%	4	68%	75	81%	0	0%	5	51%
3,000 ≤ s < 5,000	1	99%	39	81%	40	84%	1	70%	33	88%	0	0%	6	62%
5,000 ≤ s < 10,000	0	99%	36	89%	36	91%	4	78%	27	94%	0	0%	5	72%
10,000m <sup>2</sup> 以上	1	100%	50	100%	51	100%	11	100%	25	100%	0	0%	15	100%
小計	82	-	457	-	539	-	50	-	436	-	0	-	53	-
不明件数	2	-	13	-	15	-	3	-	11	-	0	-	1	-
回答事例数	84	-	470	-	554	-	53	-	447	-	0	-	54	-
平均面積 (m <sup>2</sup> )	1,112		6,125		5,362		14,560		3,291		0		13,722	
最大面積 (m <sup>2</sup> )	41,093		237,943		237,943		198,170		237,943		0		221,718	
合計面積 (m <sup>2</sup> )	91,143		2,799,006		2,890,150		728,009		1,434,891		0		727,250	

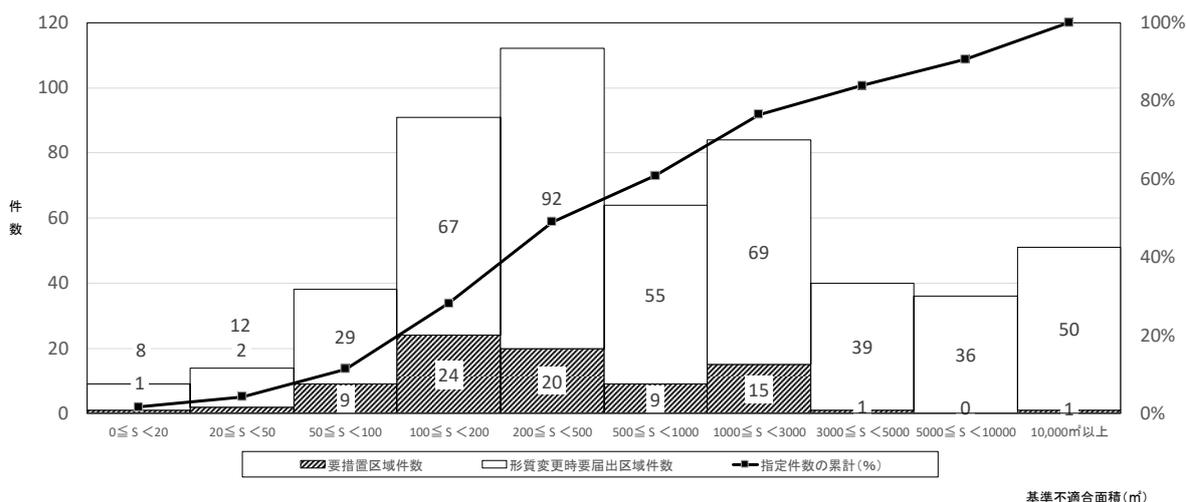


図 3-4 基準不適合面積（平成 29 年度）

## 2) 汚染到達深度

汚染到達深度について、表 3-15 及び図 3-5 に示す。平成 29 年度の指定件数においては、「0.5m 以上 1m 未満」、「1m 以上 2m 未満」、「2m 以上 3m 未満」の順に多かった。

表 3-15 汚染到達深度 (平成 29 年度)

汚染到達深度 (m) (基準超過最大深度)	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ D < 0.5	1	2%	3	1%	4	1%	1	4%	3	1%	0	0%	0	0%
0.5 ≤ D < 1	14	28%	46	22%	60	24%	5	25%	55	25%	0	0%	0	0%
1 ≤ D < 2	10	47%	49	45%	59	45%	3	38%	55	49%	0	0%	1	6%
2 ≤ D < 3	14	74%	33	60%	47	63%	4	54%	39	66%	0	0%	4	28%
3 ≤ D < 4	2	77%	20	69%	22	71%	2	63%	19	75%	0	0%	1	33%
4 ≤ D < 5	2	81%	12	75%	14	76%	1	67%	10	79%	0	0%	3	50%
5 ≤ D < 10	8	96%	36	91%	44	92%	7	96%	30	92%	0	0%	7	89%
10 ≤ D < 15	2	100%	14	98%	16	98%	1	100%	14	98%	0	0%	1	94%
15m 以上	0	100%	5	100%	5	100%	0	100%	4	100%	0	0%	1	100%
小計	53	-	218	-	271	-	24	-	229	-	0	-	18	-
不明件数	31	-	252	-	283	-	29	-	218	-	0	-	36	-
回答事例数	84	-	470	-	554	-	53	-	447	-	0	-	54	-
平均深度(m)		2.6		3.7		3.4		3.5		3.3		-		5.7
最深深度(m)		10.1		75.0		75.0		10.0		75.0		-		15.0

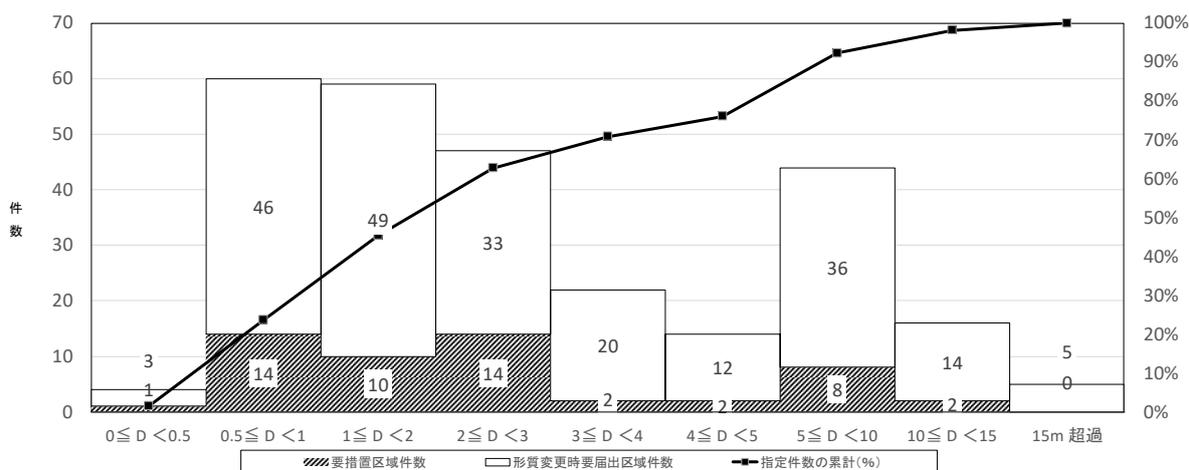


図3-5 汚染到達深度

汚染到達深度(m)

図 3-5 汚染到達深度 (平成 29 年度)

### 3) 基準不適合土量

基準不適合土量について、表 3-16 及び図 3-6 に示す。平成 29 年度の指定件数においては、「100m<sup>3</sup>以上 200m<sup>3</sup>未満」と「500m<sup>3</sup>以上 1,000m<sup>3</sup>未満」と「1,000m<sup>3</sup>以上 3,000m<sup>3</sup>未満」が同数で多かった。

表 3-16 基準不適合土量（平成 29 年度）

基準不適合土量 (m <sup>3</sup> )	要措置区域 件数		形質変更時 要届出区域 件数		指定件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%	件数	累計%
0 ≤ V < 50	3	10%	12	10%	15	10%	2	14%	13	10%	0	0%	0	0%
50 ≤ V < 100	6	30%	15	22%	21	24%	2	29%	19	24%	0	0%	0	0%
100 ≤ V < 200	4	43%	23	41%	27	41%	0	29%	27	43%	0	0%	0	0%
200 ≤ V < 500	6	63%	16	54%	22	56%	3	50%	19	57%	0	0%	0	0%
500 ≤ V < 1,000	5	80%	22	72%	27	73%	5	86%	21	73%	0	0%	1	33%
1,000 ≤ V < 3,000	4	93%	23	90%	27	91%	0	86%	27	93%	0	0%	0	33%
3,000 ≤ V < 5,000	1	97%	4	93%	5	94%	0	86%	3	95%	0	0%	2	100%
5,000 ≤ V < 10,000	1	100%	5	98%	6	98%	2	100%	4	98%	0	0%	0	100%
10,000m <sup>3</sup> 以上	0	100%	3	100%	3	100%	0	100%	3	100%	0	0%	0	100%
小計	30	-	123	-	153	-	14	-	136	-	0	-	3	-
不明件数	54	-	347	-	401	-	39	-	311	-	0	-	51	-
回答事例数	84	-	470	-	554	-	53	-	447	-	0	-	54	-
平均土量(m <sup>3</sup> )	747		1,444		1,307		1,101		1,308		0		2,263	
最大土量(m <sup>3</sup> )	5,597		25,529		25,529		5,597		25,529		0		3,120	
合計土量(m <sup>3</sup> )	22,415		177,623		200,038		15,411		177,838		0		6,789	

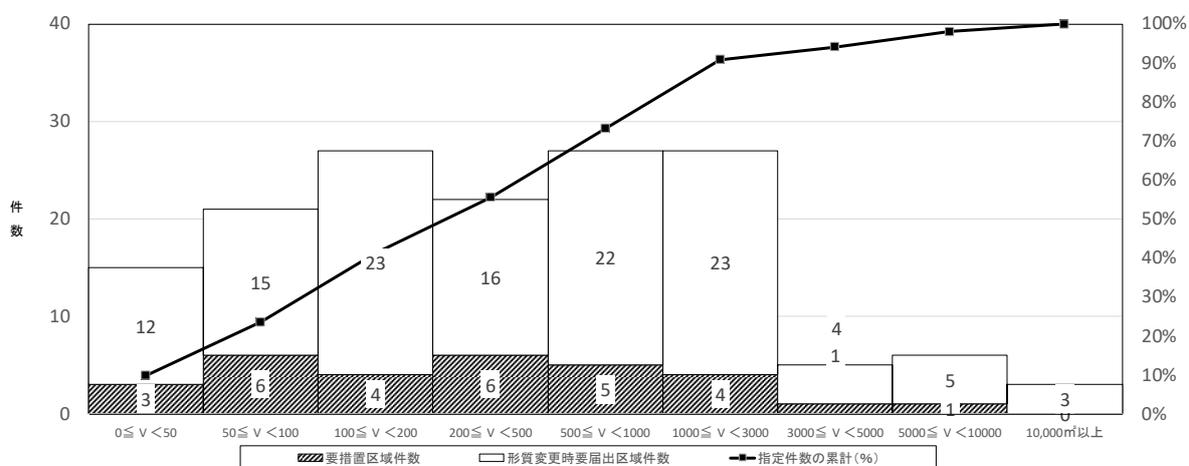


図3-6 基準不適合土量

基準不適合土量(m<sup>3</sup>)

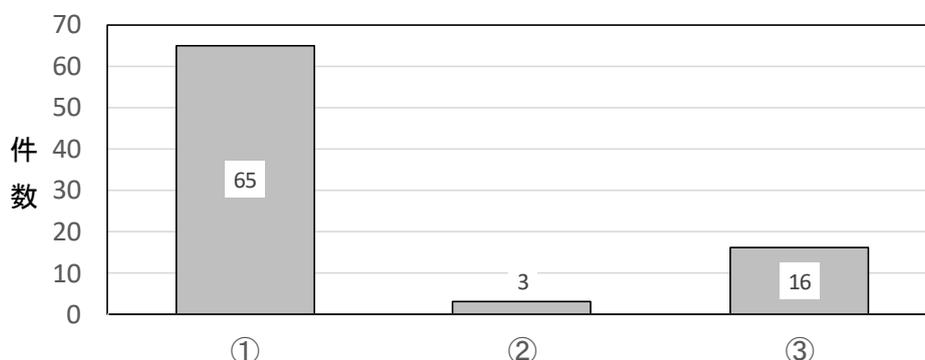
図 3-6 基準不適合土量（平成 29 年度）

### 3.2.5 摂取経路

平成 29 年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表 3-17 及び図 3-7 に示す。平成 29 年度では、要措置区域において土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 65 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 59 件（91%）であった。土壌含有量基準のみ不適合である件数は 3 件であった。土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに基準不適合である件数は 16 件であり、うち「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 13 件（81%）であった。

表 3-17 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況（複数回答有）（平成 29 年度）

	要措置区域 件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例	65	17	43	0	5
周辺での地下水の飲用利用等がある	59	13	41	0	5
水道事業用の井戸がある	2	2	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	3	1	2	0	0
公共用水域がある	1	1	0	0	0
飲用井戸等はない	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例	3	0	3	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	3	0	3	0	0
その他	0	0	0	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例	16	2	12	0	2
周辺での地下水の飲用利用等がある	13	2	9	0	2
水道事業用の井戸がある	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	1	0	1	0	0
飲用井戸等はない	0	0	0	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	3	0	3	0	0
その他	0	0	0	0	0
回答事例数	84	19	58	0	7



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準にのみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準にのみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準がともに不適合の事例

図 3-7 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分（平成 29 年度）

### 3.2.6 措置実施者及び費用負担者、土地所有者

平成 29 年度に指定された要措置区域において、指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係を表 3-18 に示す。平成 29 年度では、要措置区域において指示を受けた者のうち「土地所有者（かつ汚染原因者である）」が 43 件（48%）と最も多かった。また、要措置区域の措置実施者としては、「土地所有者（かつ汚染原因者である）」が 14 件（17%）と最も多かった。さらに、要措置区域の費用負担者としても、「土地所有者（かつ汚染原因者である）」が 13 件（15%）と最も多かった。

表 3-18 指示を受けた者、措置実施者及び費用負担者と土地所有者等との関係（複数回答有）  
（平成 29 年度）

	土地所有者 （かつ汚染原因者である）	土地所有者 （かつ汚染原因者でない）	土地所有者 （汚染原因者かどうかは不明）	管理者又は占有者 （かつ汚染原因者である）	管理者又は占有者 （かつ汚染原因者でない）	管理者又は占有者 （汚染原因者かどうかは不明）	汚染原因者（左記以外）	不明	今後実施予定	小計
指示を受けた者	43	17	16	5	3	4	1	-	-	89
措置実施者	14	10	6	1	1	0	1	51	0	84
費用負担者	13	6	5	2	1	0	1	56	0	84

注 1) 指示を受けた者の件数は、区域の指定時に複数になる場合があるため、指定区域件数と一致しない。

## 4. 土壌汚染対策事例

### 4.1 地下水汚染の有無

平成 29 年度に指定された要措置区域における地下水汚染の有無を表 4-1 に示す。地下水汚染のある要措置区域は 18 件（21%）であった。

表 4-1 土壌溶出基準が不適合の場合の地下水汚染の有無（平成 29 年度）

	要措置区域 件数	VOC (第一種) 不適合	重金属 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
地下水汚染がある	18	8	8	0	2
地下水汚染がない	66	9	51	0	6
合計	84	17	59	0	8

### 4.2 指示措置の内容

平成 29 年度に指定された要措置区域における指示措置の内容を表 4-2 に示す。地下水等の摂取によるリスクに対する指示措置は「地下水の水質の測定」が最も多く、直接摂取によるリスクに対する指示措置は「盛土」が最も多かった。

指示措置と実施措置の関係を表 4-3 及び表 4-4 に示す。地下水等の摂取によるリスクにおいて、指示措置が地下水の水質の測定の場合は、掘削除去を行う事例が最も多かった。直接摂取によるリスクにおいては、指示措置は「盛土」が最も多く、実施措置については「掘削除去」を行う事例のみであった。

表 4-2 指示措置の内容

(件数：複数回答有)

		措置の 指示件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
		H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計
		地下水等の 摂取による リスク	地下水の水質の測定	55	(403)	10	(68)	41	(291)	0	(0)
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	9		(107)	5	(54)	2	(21)	0	(0)	2	(32)
遮断工封じ込め	0		(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)
合計	64		(511)	15	(122)	43	(312)	0	(0)	6	(77)
直接 摂取による リスク	盛土	6	(29)	-	-	6	(26)	-	-	0	(3)
	土壌入換え	2	(6)	-	-	2	(6)	-	-	0	(0)
	土壌汚染の除去	1	(18)	-	-	1	(16)	-	-	0	(2)
	合計	9	(53)	-	-	9	(48)	-	-	0	(5)

注 1) 1 つの区域において、複数の措置の指示が行われること等があるため、措置の指示件数と要措置区域指定件数は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 5 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」である。

注 3) ( ) 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

表 4-3 地下水等の摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数：複数回答有)

実施措置	地下水の水質の測定		原位置封じ込め		遮水工封じ込め		地下水汚染の拡大の防止		土壌汚染の除去				遮断工封じ込め		不溶化				未実施・未報告		
									掘削除去		原位置浄化による除去				原位置不溶化		不溶化埋め戻し				
									H29	累計	H29	累計			H29	累計	H29	累計		H29	累計
指示措置	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29
地下水の水質の測定	55	(403)	10	(109)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	19	(244)	1	(17)	0	(0)	0	(1)	0	(3)	28
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	9	(107)	0	(13)	0	(2)	0	(1)	0	(10)	0	(37)	1	(40)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	8
遮断工封じ込め	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0

注1) 1つの区域において、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、措置の指示件数及び実施件数は要措置区域指定件数とは一致しない。

注2) 指示措置は規則別表第5に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

表 4-4 直接摂取によるリスクに係る指示措置と実施措置の件数

(件数：複数回答有)

実施措置	舗装		立入禁止		土壌入れ替え				盛土		土壌汚染の除去				未実施・未報告		
					区域外土壌入換え		区域内土壌入換え				掘削除去		原位置浄化による除去				
					H29	累計	H29	累計			H29	累計	H29	累計		H29	累計
指示措置	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29
盛土	6	(29)	1	(7)	0	(4)	0	(0)	0	(0)	0	(4)	2	(11)	0	(1)	3
土壌入換え	2	(6)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0
土壌汚染の除去	1	(18)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(16)	0	(0)	0

注1) 1つの区域において、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、措置の指示件数及び実施件数は要措置区域指定件数とは一致しない。

注2) 指示措置は規則別表第5に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

### 4.3 対策の実施内容

平成 29 年度末までに指定された要措置区域等において、指定に係る特定有害物質の種類別に対策の実施内容を表 4-5 に示す。要措置区域等で行われた対策の実施内容は、「掘削除去」、「地下水の水質の測定」、「原位置浄化」の順に多かった。

表 4-5 対策の実施内容

(件数：複数回答有)

実施対策	対策が実施された区域等		要措置区域対策実施件数		形質変更時要届出区域対策実施件数		対策実施件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農業等 (第三種) 不適合		複合汚染		
			H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	H29	累計	
直接採取によるリスク	舗装		2	(15)	8	(124)	10	(139)	1	(3)	8	(106)	0	(0)	1	(30)	
	立入禁止		0	(20)	3	(58)	3	(78)	0	(2)	2	(64)	0	(0)	1	(12)	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	0	(5)	1	(34)	1	(39)	0	(1)	1	(32)	0	(0)	0	(6)	
		区域内土壌入換え	0	(3)	1	(11)	1	(14)	0	(0)	1	(13)	0	(0)	0	(1)	
	盛土		0	(4)	1	(55)	1	(59)	0	(0)	1	(44)	0	(0)	0	(15)	
地下水等の採取によるリスク	地下水の水質の測定		29	(210)	14	(233)	43	(443)	7	(48)	33	(333)	0	(0)	3	(62)	
	原位置封じ込め		1	(8)	1	(8)	2	(16)	0	(1)	2	(7)	0	(0)	0	(8)	
	遮水工封じ込め		0	(4)	0	(6)	0	(10)	0	(2)	0	(4)	0	(0)	0	(4)	
	地下水汚染の拡大の防止		0	(18)	0	(17)	0	(35)	0	(19)	0	(4)	0	(0)	0	(12)	
	遮断工封じ込め		0	(0)	1	(2)	1	(2)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(1)	
	不溶化	原位置不溶化		0	(6)	1	(4)	1	(10)	0	(0)	1	(5)	0	(0)	0	(5)
		不溶化埋め戻し		0	(7)	0	(15)	0	(22)	0	(0)	0	(13)	0	(0)	0	(9)
土壌汚染の除去	掘削除去		72	(539)	233	(2,091)	305	(2,630)	32	(177)	240	(2,095)	0	(3)	33	(355)	
	原位置浄化		11	(121)	5	(90)	16	(211)	12	(113)	0	(23)	0	(1)	4	(74)	
その他			0	(7)	7	(122)	7	(129)	0	(10)	3	(98)	0	(0)	4	(21)	
回答事例数			92	(731)	265	(2,622)	357	(3,353)	44	(315)	276	(2,536)	0	(5)	37	(497)	

注 1) 1 つの区域において、複数の対策が行われることがあるため、回答事例数は要措置区域等指定件数とは一致しない。

注 2) ( ) 内の数字は、平成 22 年度からの累計件数である。

#### 4.4 措置実施率

平成 29 年度末までに指定された要措置区域等について行われた措置実施率を図 4-1 に示す。要措置区域指定累計数 (A) 590 件に対し、要措置区域解除累計件数 (B) が 370 件、要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、地下水の水質の測定が指示され、実施措置として地下水の水質の測定のみが行われている区域件数 (C) が 38 件、要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、指示措置以上の措置が行われているが、完了していない (措置実施中の) 区域件数 (D) が 92 件であり、措置実施率  $((B+C+D) / A)$  は 84.7% であった。

	件数	%
要措置区域指定累計数 (A)	590	100.0%
措置実施件数 (B+C+D)	500	84.7%
要措置区域解除累計件数 (B)	370	62.7%
要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、地下水の水質の測定が指示され、実施措置として地下水の水質の測定のみが行われている区域件数 (C)	38	6.4%
要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、指示措置以上の措置が行われているが、完了していない (措置実施中の) 区域件数 (D)	92	15.6%
措置未実施件数 (A-(B+C+D))	90	15.3%

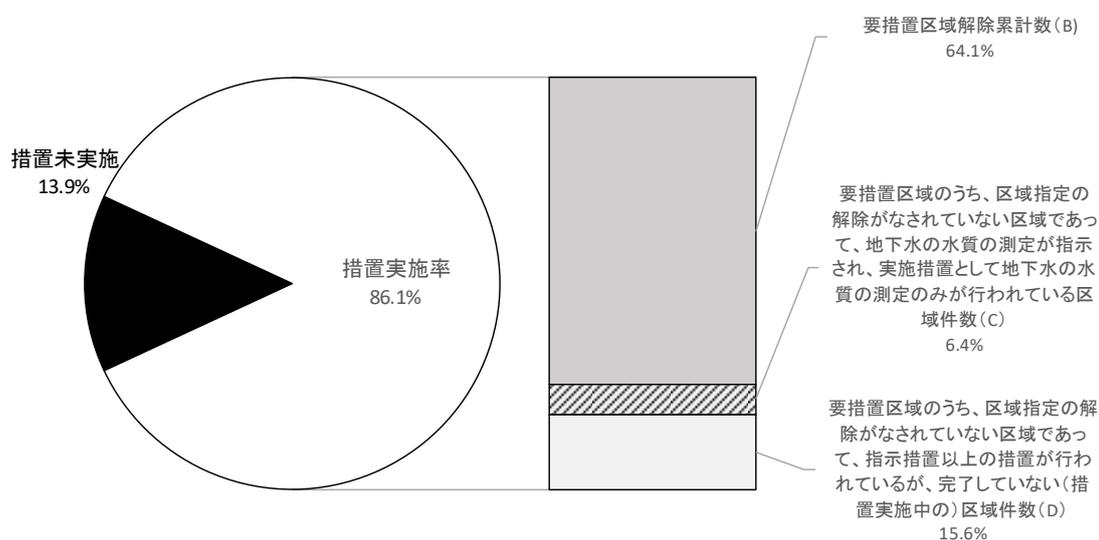


図 4-1 措置実施率 (平成 29 年度)

#### 4.5 基準適合認定申請の実施状況

平成 29 年度における法第 16 条第 1 項に基づく都道府県知事等による認定を受けるための申請件数及び基準に適合した土量を表 4-6 に示す。都道府県知事等により認定を受けたのは 17 件であり、基準に適合した土量が把握された 16 件についてその土量の合計は 54,918 m<sup>3</sup>であった。

表 4-6 自治体別の基準適合認定申請件数及び基準適合土量（平成 29 年度）

自治体名	認定申請件数	基準適合土量(m <sup>3</sup> )
青森市	4	950
堺市	3	2,609
山形県	1	—注
宇都宮市	1	1,600
川口市	1	807
千葉市	1	19,900
厚木市	1	2,500
金沢市	1	640
岡山市	1	600
広島県	1	22,215
松山市	1	2,298
長崎市	1	800
合計	17	54,918

注) 基準適合土量は、把握できた土量の集計値である。山形県の 1 件については基準適合土量が把握できなかった。

※ 国家戦略特区における認定申請件数は含まない。

#### 4.6 国家戦略特区における特例措置を利用した認定調査の実施状況

国家戦略特別区域法に基づく特区においては、土壌の汚染状態が専ら自然に由来すると認められた土地である自然由来特例区域について、認定調査の試料採取等対象物質を区域指定対象物質に限定する特例が定められている。平成 29 年度における当該事例を表 4-7 に示す。2 自治体において計 10 件の認定調査が実施され、認定調査を実施し、把握された土量合計は 169,850 m<sup>3</sup>で、認定された土量合計は 122,312 m<sup>3</sup>であった。

表 4-7 国家戦略特区における特例措置を利用した認定調査の実施状況（平成 29 年度）

No.	自治体	調査種別		試料採取等対象物質							認定調査を実施した土量 (m <sup>3</sup> )	認定された土量 (m <sup>3</sup> )	
		掘削前調査	掘削後調査	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	水銀及びその化合物	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物			ほう素及びその化合物
1	A	1							1	1		不明	不明
2	A	1					1		1			不明	不明
3	B	1						1	1	1		68,239	52,793
4	B	1							1	1		39,782	24,938
5	B	1							1	1		1,271	695
6	B	1						1	1	1		17,640	11,744
7	B	1						1	1	1		10,249	6,436
8	B	1							1	1		16,655	15,013
9	B	1							1	1		10,305	8,450
10	B	1						1	1	1	1	5,709	2,243
合計		10 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	4 件	10 件	9 件	1 件	169,850	122,312

## 4.7 汚染土壌の処理の状況

### 1) 汚染土壌の処理先と処理された特定有害物質

要措置区域等において、掘削除去の措置を実施した際の、汚染土壌の処理先と処理された特定有害物質を表 4-8 に示す。処理先は「浄化等処理施設」、「分別等処理施設」、「セメント製造施設」の順に多かった。処理された特定有害物質は「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表 4-8 汚染土壌の処理先と処理された特定有害物質

(件数：複数回答有)

	処理 件数	VOC(第一種)											重金属等(第二種)										農薬等(第三種)						
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル( PCB )	有機りん化合物	
浄化等処理施設	H29	254	2	2	2	7	19	1	1	23	2	1	23	9	5	51	8	21	1	15	147	77	115	22	0	0	0	2	0
	累計	(1,515)	(2)	(13)	(13)	(42)	(129)	(3)	(12)	(157)	(12)	(4)	(137)	(79)	(56)	(321)	(143)	(162)	(5)	(66)	(881)	(470)	(576)	(147)	(2)	(3)	(2)	(8)	(2)
セメント製造施設	H29	61	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	1	8	0	7	0	3	36	19	31	3	0	0	0	2	0
	累計	(528)	(0)	(2)	(1)	(6)	(14)	(0)	(2)	(36)	(1)	(0)	(26)	(12)	(10)	(82)	(16)	(37)	(0)	(26)	(305)	(154)	(223)	(46)	(1)	(1)	(1)	(4)	(1)
埋立処理施設	H29	39	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	9	2	14	0	3	27	17	20	1	0	0	0	2	0
	累計	(286)	(0)	(2)	(4)	(5)	(15)	(1)	(1)	(22)	(1)	(2)	(17)	(5)	(6)	(36)	(13)	(83)	(3)	(10)	(147)	(101)	(104)	(18)	(1)	(0)	(0)	(6)	(1)
分別等処理施設	H29	152	1	1	0	2	3	0	0	6	1	0	5	3	4	27	7	11	0	9	99	51	68	9	0	0	0	0	0
	累計	(914)	(1)	(7)	(3)	(16)	(32)	(1)	(2)	(40)	(7)	(2)	(57)	(29)	(30)	(192)	(62)	(76)	(4)	(41)	(638)	(291)	(382)	(88)	(3)	(1)	(0)	(2)	(0)
合計	H29	506	3	3	2	9	22	1	1	35	3	1	28	16	10	95	17	53	1	30	309	164	234	35	0	0	0	6	0
	累計	(3,243)	(3)	(24)	(21)	(69)	(190)	(5)	(17)	(255)	(21)	(8)	(237)	(125)	(102)	(631)	(234)	(358)	(12)	(143)	(1,971)	(1,016)	(1,285)	(299)	(7)	(5)	(3)	(20)	(4)

注1) 1件の処理事例について、複数の基準不適合物質が含まれる。  
 注2) 1件の処理事例について、複数の処理施設に搬出する場合がある。  
 注3) ( )内の数字は、平成22年度からの累計件数である。

## 2) 汚染土壌の処理施設までの流れ

法対象土壌及び法対象外土壌それぞれの処理施設までの流れを図 4-2 に示す。法対象土壌約 278 万トンの処理先としては、浄化等処理施設（浄化・熔融）約 135 万トン（49%）、分別等処理施設約 100 万トン（36%）、セメント製造施設約 21 万トン（8%）の順に多かった。法対象外土壌約 341 万トンの処理先としては、分別等処理施設約 170 万トン（50%）、セメント製造施設約 81 万トン（24%）、浄化等処理施設（浄化・熔融）約 69 万トン（20%）の順に多かった。

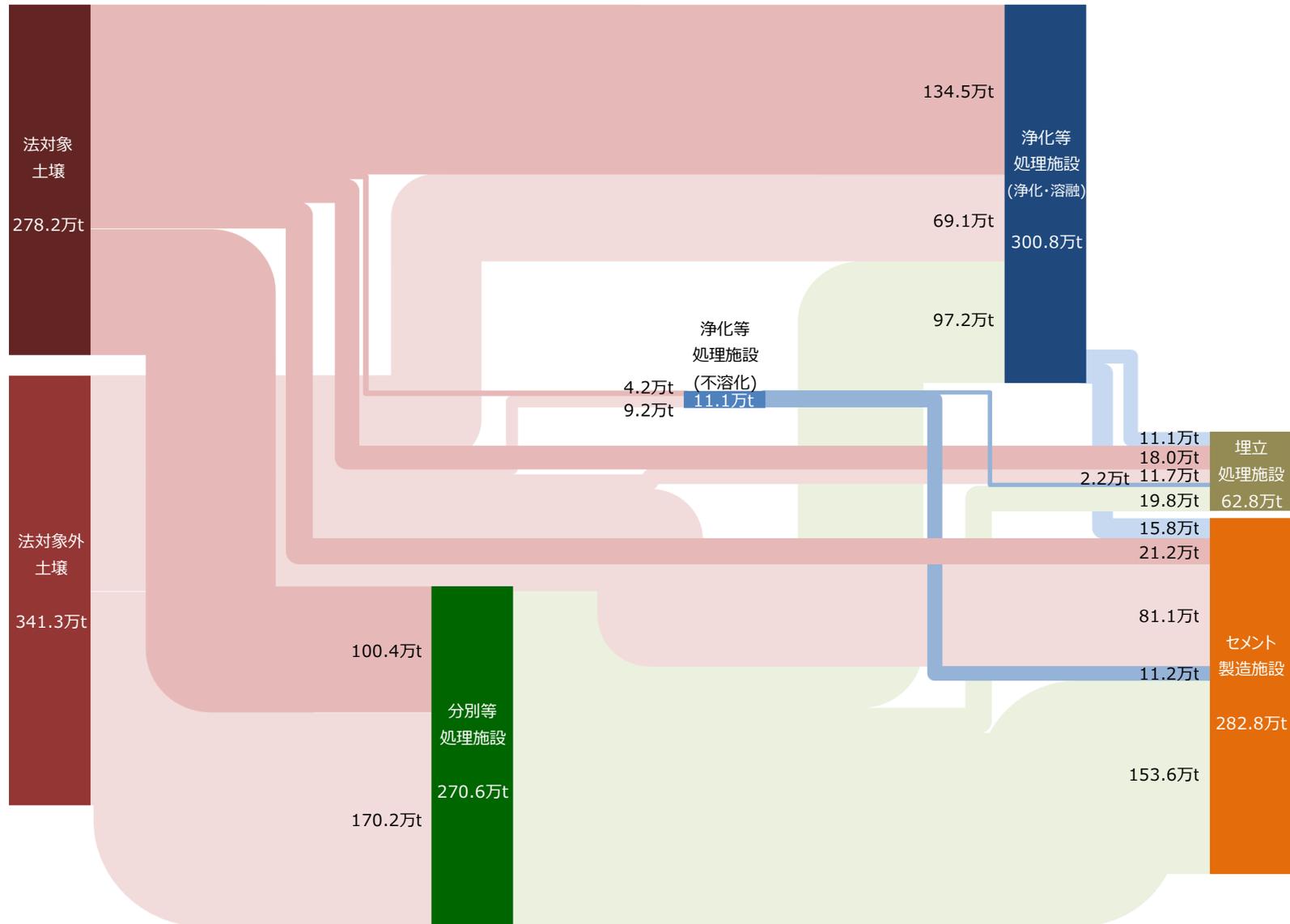


図 4-2 法対象土壤及び法対象外土壤それぞれの処理施設までの流れ（平成 29 年度）

## 5. 汚染土壌処理業

### 5.1 汚染土壌処理施設

#### 1) 汚染土壌処理施設の許可・届出等の状況

平成 30 年 3 月 31 日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数を表 5-1 に、届出等の件数を表 5-2 に示す。許可されている事業所は 111 件で、施設件数は、「分別等処理施設」が最も多く、次に「浄化等処理施設（浄化）」と「埋立処理施設」が同数で多かった。

表 5-1 汚染土壌処理施設の許可件数（平成 29 年度末時点）

（件数：複数回答有）

	許可件数	特定有害物質別 許可件数																											
		VOC（第一種）										重金属等（第二種）							農業等（第三種）										
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物	
①浄化等処理施設（浄化）	37	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	34	33	27	9	10	35	34	35	33	29	14	14	14	5	14
②浄化等処理施設（溶融）	5	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
③浄化等処理施設（不溶化）	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	13	9	8	8	12	12	13	12	12	0	0	0	0	0	
④セメント製造施設	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	20	21	21	21	20	0	0	0	0	0	
⑤埋立処理施設	37	26	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	37	37	36	33	33	36	37	37	37	35	32	32	32	29	32	
⑥分別等処理施設	45	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	41	42	30	3	4	42	42	43	43	43	20	20	20	1	20	
合計	111	51	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	149	150	107	57	59	150	151	154	151	144	71	71	71	36	71	

注）1つの事業所で複数の施設を所有しているため、施設数の合計と事業所数は一致しない。

表 5-2 汚染土壌処理施設別の届出等の件数

	事故の届出	変更		改善命令	休止	廃止	再開	更新	許可の取消し	停止命令
		届出	許可							
①浄化等処理施設（浄化）	H29 0	39	11	0	0	0	0	2	0	0
累計	( 2)	(278)	( 47)	( 1)	( 5)	( 5)	( 6)	( 14)	( 0)	( 0)
②浄化等処理施設（溶融）	H29 0	2	1	0	0	0	0	2	0	0
累計	( 0)	( 35)	( 2)	( 0)	( 0)	( 2)	( 0)	( 4)	( 0)	( 0)
③浄化等処理施設（不溶化）	H29 0	24	7	0	0	0	0	1	0	0
累計	( 2)	(120)	( 26)	( 0)	( 0)	( 2)	( 0)	( 6)	( 0)	( 0)
④セメント製造施設	H29 0	13	1	0	0	0	0	5	0	0
累計	( 0)	( 70)	( 5)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 10)	( 0)	( 0)
⑤埋立処理施設	H29 0	15	14	0	0	0	0	3	0	0
累計	( 0)	( 97)	( 40)	( 0)	( 3)	( 6)	( 0)	( 24)	( 0)	( 0)
⑥分別等処理施設	H29 0	58	8	0	0	0	0	4	0	0
累計	( 2)	(331)	( 44)	( 1)	( 7)	( 2)	( 6)	( 18)	( 0)	( 0)

## 2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況

平成 30 年 3 月 31 日現在で許可されている都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況を表 5-3 に示す。許可されている浄化等処理施設は、「関東地区」が最も多く、セメント製造施設は、「九州地区」が最も多かった。また、埋立処理施設は、「近畿地区」が最も多く、分別等処理施設は、「関東地区」が最も多かった。

表 5-3 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設（平成 29 年度末時点）

(件数)

都道府県・政令市	浄化等処理施設				製造施設	埋立施設	分別施設等		
	浄化	溶融	不溶化	計					
北海道地区	北海道	0	0	0	0	1	2	0	
	札幌市	0	0	0	0	0	0	0	
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	
	旭川市	0	0	0	0	0	2	0	
	計	0	0	0	0	1	4	0	
東北地区	青森県	0	0	0	0	0	0	0	
	青森市	0	0	0	0	0	0	0	
	八戸市	0	0	0	0	1	0	0	
	岩手県	0	0	0	0	2	0	0	
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	
	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	
	仙台市	0	0	0	0	0	0	1	
	秋田県	3	0	2	5	0	2	1	
	秋田市	0	0	0	0	0	1	0	
	山形県	1	0	1	2	0	2	1	
	山形市	0	0	0	0	0	1	0	
	福島県	0	0	0	0	0	0	0	
	福島市	0	0	0	0	0	0	0	
	郡山市	0	0	0	0	0	0	0	
いわき市	0	0	0	0	0	0	0		
	計	4	0	3	7	3	6	3	
関東地区	茨城県	0	2	0	2	0	1	0	
	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	
	つくば市	0	0	0	0	0	0	0	
	栃木県	0	0	0	0	1	0	0	
	宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	
	群馬県	0	0	0	0	0	0	0	
	前橋市	0	0	0	0	0	0	0	
	高崎市	0	0	0	0	0	0	0	
	伊勢崎市	0	0	0	0	0	0	0	
	太田市	0	0	0	0	0	0	0	
	埼玉県	0	0	0	0	1	0	0	
	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	
	川越市	0	0	0	0	0	0	0	
	熊谷市	0	0	0	0	1	0	0	
	川口市	0	0	0	0	0	0	0	
	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	
	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	
	草加市	0	0	0	0	0	0	0	
	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	
	千葉県	2	0	0	2	0	2	2	
	千葉市	0	0	0	0	0	0	0	
	市川市	0	0	1	1	0	0	3	
	船橋市	0	0	0	0	0	0	0	
	松戸市	0	0	0	0	0	0	0	
	柏市	0	0	0	0	0	0	0	
	市原市	1	0	0	1	0	0	0	
	東京都	2	0	3	5	0	0	3	
	八王子市	0	0	0	0	0	0	0	
	町田市	0	0	0	0	0	0	0	
	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	
	横浜市	1	0	0	1	0	0	4	
	川崎市	2	0	2	4	1	0	3	
	相模原市	0	0	0	0	0	0	0	
	横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	
平塚市	0	0	0	0	0	0	0		
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0		
小田原市	0	0	0	0	0	0	0		
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0		
厚木市	0	0	0	0	0	0	0		
大和市	0	0	0	0	0	0	1		
新潟県	0	0	0	0	2	1	0		
新潟市	0	0	0	0	0	0	0		
長岡市	0	0	0	0	0	0	0		
上越市	0	0	0	0	0	0	0		
山梨県	0	0	1	1	0	0	1		
甲府市	0	0	0	0	0	0	0		
静岡県	0	0	0	0	0	0	2		
静岡市	0	0	0	0	0	0	0		
浜松市	0	0	0	0	0	0	0		
沼津市	0	0	0	0	0	0	0		
富士市	0	0	0	0	0	0	0		
	計	8	2	7	17	6	6	17	
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0	
	富山市	1	0	2	3	0	2	0	
	石川県	0	0	0	0	0	0	0	
	金沢市	0	0	0	0	0	1	0	
	福井県	0	0	0	0	0	0	0	
	福井市	0	0	0	0	0	0	0	
	長野県	0	0	0	0	0	0	0	
	長野市	0	0	0	0	0	0	0	
	松本市	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	
	岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	0	2	3	0	1	0	
中国・四国地区	鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	
	島根県	0	0	0	0	0	0	0	
	松江市	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山県	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山市	0	0	0	0	0	0	0	
	倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	
	広島県	0	0	0	0	0	0	0	
	広島市	0	0	0	0	0	0	0	
	呉市	0	0	0	0	0	0	1	
	福山市	0	1	0	1	0	0	0	
	山口県	0	0	0	0	0	2	0	
	下関市	0	0	0	0	0	0	0	
	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	
	徳島市	0	0	0	0	0	0	0	
	香川県	0	0	0	0	0	0	0	
	高松市	0	0	0	0	0	0	0	
	愛媛県	1	0	0	1	0	1	1	
	松山市	0	0	0	0	0	0	0	
	高知県	0	0	0	0	1	0	0	
	高知市	0	0	0	0	0	0	0	
		計	1	1	0	2	3	1	2
	九州地区	福岡県	0	0	0	0	4	0	0
		北九州市	0	0	0	0	2	0	1
		福岡市	0	0	0	0	0	0	0
		久留米市	0	0	0	0	0	0	0
		佐賀県	0	0	0	0	0	0	0
		佐賀市	0	0	0	0	0	0	0
		長崎県	0	0	0	0	0	0	0
		長崎市	0	0	0	0	0	0	0
		佐世保市	0	0	0	0	0	0	0
		熊本県	1	1	0	2	0	1	1
		熊本市	0	0	0	0	0	1	1
		大分県	0	0	0	0	1	1	0
		大分市	0	0	0	0	0	2	0
		宮崎県	0	0	0	0	0	2	0
		宮崎市	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県		0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0		
沖縄県	0	0	0	0	1	0	0		
那覇市	0	0	0	0	0	0	0		
	計	1	1	0	2	8	7	3	
総計		37	5	17	59	21	37	45	

### 3)汚染土壌処理施設で処理された量

平成 29 年度に汚染土壌処理施設で処理された量の結果を図 5-1 に示す。

(以下の文中において、合計値や内訳の割合(%)は、それぞれの土量等の 1 万トン未満の数量を用いて算出しているため表記上の合計値等が合わない場合がある。)

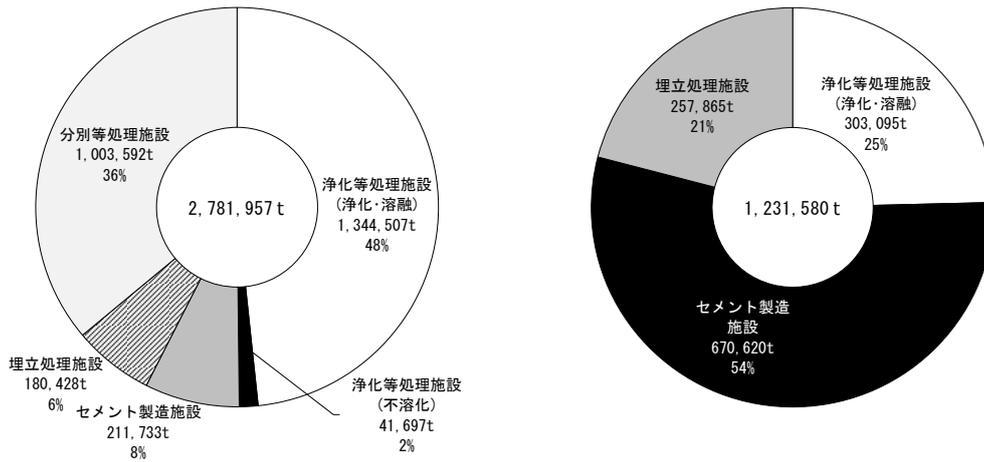
一次処理において、法対象土壌は約 278 万トン、法対象外土壌は約 341 万トンの合計約 620 万トンであった。

一次処理の内訳を見ると、法対象土壌については、浄化等処理施設(浄化・溶融)約 134 万トン(48%)、分別等処理施設約 100 万トン(36%)、セメント製造施設約 21 万トン(8%)の順であった。法対象外土壌については、分別等処理施設約 170 万トン(50%)、セメント製造施設約 81 万トン(24%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)約 69 万トン(20%)の順であった。

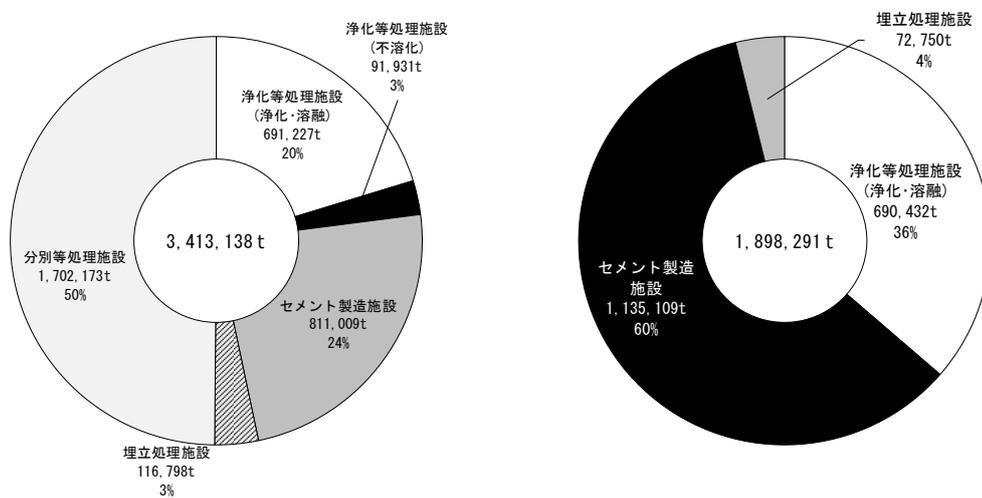
二次処理において、法対象土壌は約 123 万トン、法対象外土壌は約 190 万トン、合計約 313 万トンであった。

二次処理の内訳を見ると、法対象土壌については、セメント製造施設約 67 万トン(54%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)約 30 万トン(25%)、埋立処理施設約 26 万トン(21%)の順であった。法対象外土壌については、セメント製造施設約 114 万トン(60%)、浄化等処理施設(浄化・溶融)約 69 万トン(36%)、埋立処理施設約 7 万トン(4%)の順であった。

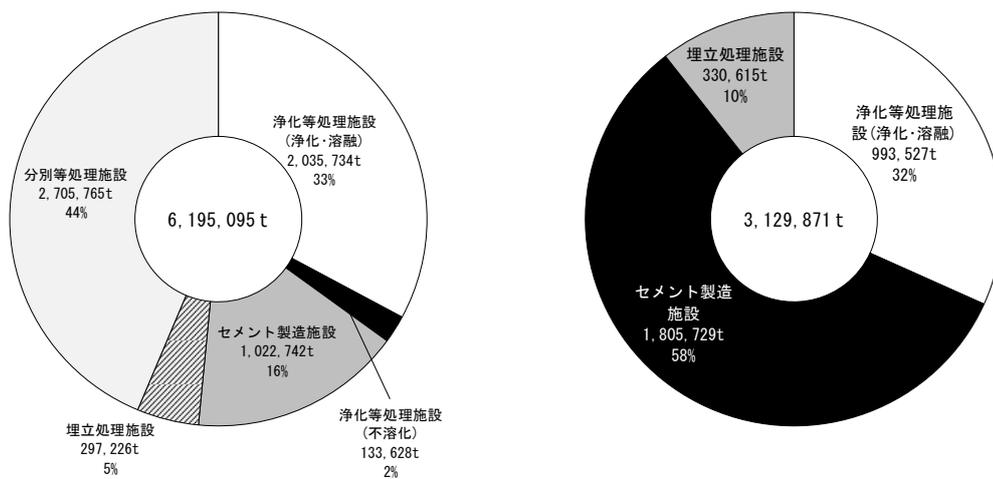
(ア) 法対象土壌 (左：一次処理、右：二次処理)



(イ) 法対象外土壌 (左：一次処理、右：二次処理)



(ウ) 合計 (左：一次処理、右：二次処理)



※各土量は、自治体が把握している処理量をまとめたもの

図 5-1 汚染土壌処理施設で処理された土量 (平成 29 年度)

4) 情報公開の状況

平成 30 年 3 月 31 日現在で許可されている汚染土壌処理施設における情報公開の有無を表 5-4 に、情報公開の内容及び施設数を表 5-5 に示す。情報公開している施設数は 80 件であった。

表 5-4 汚染土壌処理業者による情報公開施設数

処理業者による情報公開有無	施設数
情報公開	80
情報非公開	26
不明	5
計	111

表 5-5 汚染土壌処理施設の情報公開状況

情報公開の内容			情報公開している施設数
す 許 る 可 情 に 報 関	①処理の方法		66
	②処理能力		60
	③処理する特定有害物質による 汚染状態(物質)		53
	④処理する特定有害物質による 汚染状態(濃度)		46
実 績 に つ い て の 情 報	①要措置区域等の所在地など	法対象	2
		法対象外	2
	②特定有害物質による汚染状態(最大値)	法対象	2
		法対象外	1
	③処理前土壌の重量	法対象	8
		法対象外	8
	④処理方法	法対象	13
		法対象外	13
	⑤処理後土壌の搬出量又はセメント製造における生産量	法対象	8
		法対象外	8
	⑥処理後土壌の搬出量	法対象	3
		法対象外	3
⑦汚染土壌の受入日、処理終了日	法対象	2	
	法対象外	2	
⑧浄化確認調査結果	法対象	3	
	法対象外	3	
⑨排水測定に係る事項		21	
⑩下水測定に係る事項		3	
⑪地下水測定に係る事項		19	
⑫大気有害物質測定に係る事項		12	

## 6. 自治体の取組状況等

### 6.1 法対象外の事例を含めた調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策事例を調査対象としてとりまとめた。

本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「調査事例」と呼び、「調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「不適合事例」と呼ぶ。「調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壌調査・測定事例も含まれる。

## 6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数

平成 29 年度までに都道府県・政令市が把握した土壌汚染事例の累計は、調査事例が 26,506 件、基準不適合事例が 12,663 件であった。年度別の調査事例件数を図 6-1 及び表 6-2 に示す。平成 29 年度における調査事例件数は 2,279 件、うち法対象事例件数は 839 件であった。調査事例のうち基準不適合事例件数は 1,064 件、うち法対象事例件数は 578 件であった。

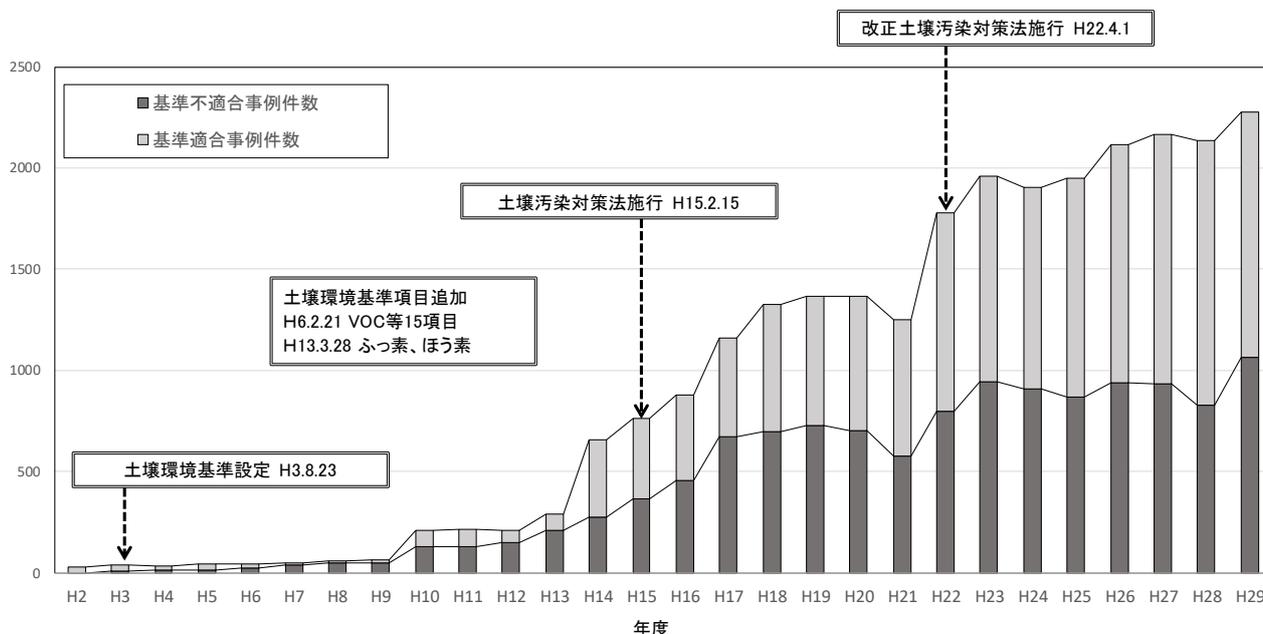


図 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

年度 件数	S49 以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度 件数	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	90	164	185	265	244
不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	21	43	48	77	81

年度 件数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
	1,366	1,253	1,778	1,961	1,906	1,950	2,118	2,164	2,135	2,279	26,506
うち法対象	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	7,319
不適合事例	700	575	798	943	907	867	938	935	930	1,064	12,663
うち法対象	71	94	275	468	488	479	586	527	615	578	4,451

注 1) 各年度の集計基準は以下の通り。

「調査事例」は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事（政令市長）にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。

注 2) 法に基づく調査事例は、旧法施行規則附則第 2 条（経過措置）の適用件数を含む。

表 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

### 6.3 特定有害物質別基準不適合事例数

平成 29 年度の基準不適合事例及び平成 3 年度から平成 29 年度までの基準不適合事例について、特定有害物質別の報告件数を表 6-2、図 6-2 及び図 6-3 に示す。平成 29 年度の基準不適合事例において、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「シス-1・2-ジクロロエチレン」の順に、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。また、累計では、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 6-2 特定有害物質別の基準不適合事例数

(件数：複数回答有)

	特定有害物質																										
	VOC(第一種)										重金属等(第二種)							農薬等(第三種)									
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二-ジクロロエタン	一・一-ジクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	一・三-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一-トリクロロエタン	一・一-二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
H29	42	14	15	26	64	13	13	69	22	14	85	35	36	182	73	83	3	41	581	349	453	93	8	8	7	16	6
累計	42	125	155	354	988	74	200	1,190	227	120	1,340	1,024	349	1,845	837	1,046	32	477	6,498	3,632	4,292	828	40	42	38	131	43

注 1) 1 件の事例で複数の物質について不適合であるものがある。  
 注 2) 累計は土壤環境基準設定以降、平成 29 年度末までの件数である。

(複数回答有)

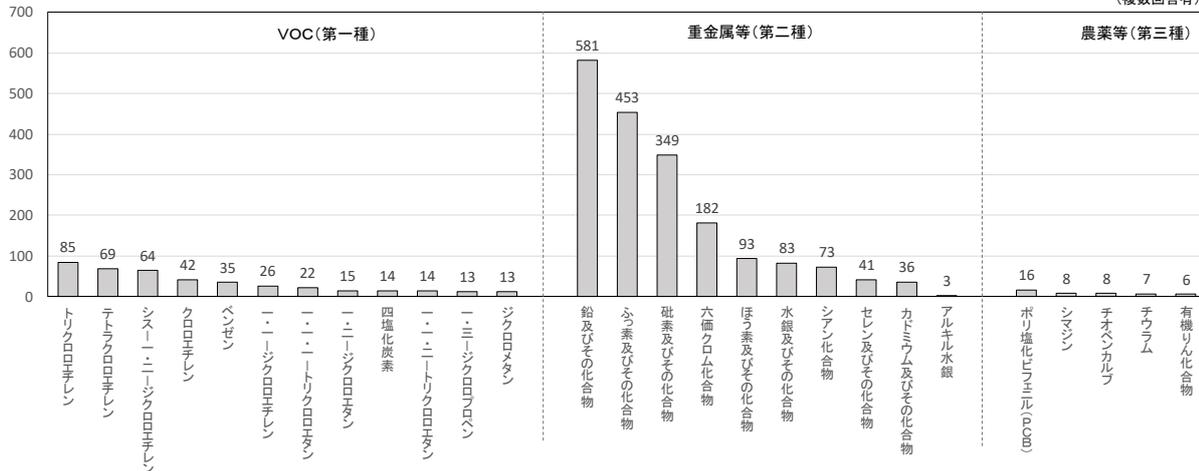


図 6-2 特定有害物質別の基準不適合事例数 (平成 29 年度)

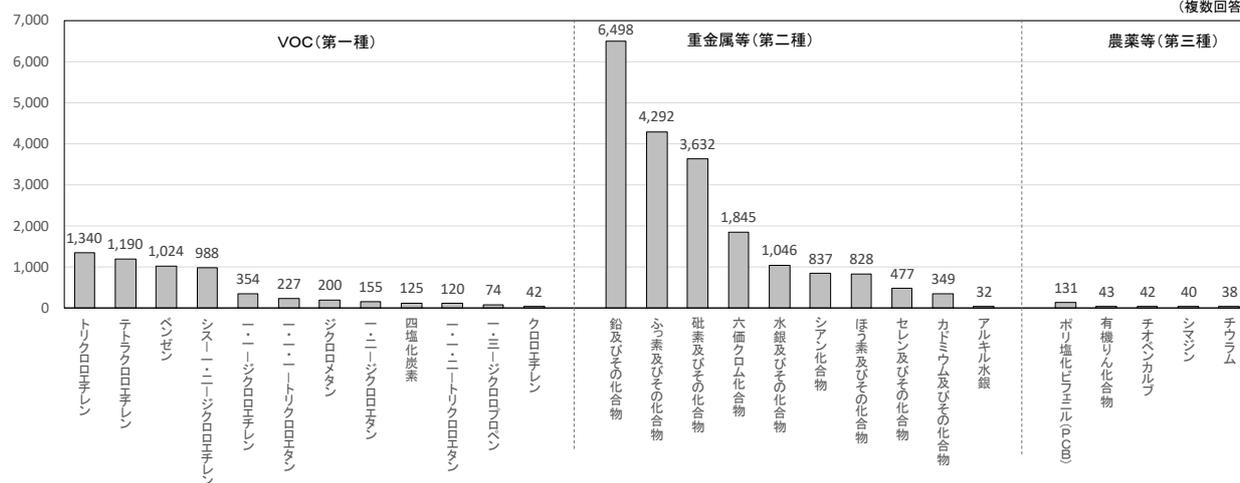


図 6-3 特定有害物質別の基準不適合事例数 (累計)

## 6.4 建設発生土等の土壤汚染の把握状況

土壤汚染対策法が改正された平成 22 年 4 月以降に、自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例を表 6-3 に示す。自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例 95 件（33 自治体）のうち、条例に基づき汚染を把握した事例は 30 件であり、条例に基づき対応がなされた。また、建設工事段階及び自主的な調査で把握した事例は 62 件であった。60 件については、法に準拠して対応がなされていた。

表 6-3 自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例  
(平成 22 年 4 月～平成 30 年 3 月)

自治体	事例数	内容	対応
A	1	着工後の自主調査で基準不適合が確認された。土壤汚染対策法に準じ土壌を運搬・処理するよう施工者に指導することで対応した。	法準拠
B	1	事業者の自主的な土壤調査で基準不適合が判明した。土壤汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を指導・実施した。	法準拠
C	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 掘削した土壌について、砒素の溶出量基準超過(0.031mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づき調査方法と土壌の適切な処理について情報提供した。</li> <li>② 杭打ち工事で発生した汚泥にて、砒素の溶出量基準超過(0.021mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。発生土については、汚染土壌処理業者で処理し、杭打ち工事以外の発生土は、全て場内処理する。</li> <li>③ 建設工事で発生した土壌にて砒素の溶出量基準超過(0.013mg/L)を確認。半径250m以内に飲用井戸がないことを確認。土壤汚染対策法に基づき調査方法と土壌の適切な処理について情報提供した。</li> <li>④ 道路工事で発生した残土を搬出する前に調査した。土壤汚染対策法に準じて対処するよう助言した。</li> <li>⑤ 建設発生土の流用のために掘削後の土壌分析を実施した。不溶化処理を実施し、建材として利用する予定である。</li> <li>⑥ 建設発生土の流用のために掘削後の土壌分析を実施した。不溶化処理を実施し、埋め戻し及び外構工事に利用した。</li> <li>⑦ 行政事務組合の焼却炉建設地の掘削土壌から、基準を超える砒素が検出されたとの報道があった。関係者から事情を聴取したところ、汚染土壌は不溶化処理され、埋め戻し材として利用する計画であることが明らかとなったことから、不溶化処理後の分析結果の提出を求め、基準を満たしていることを確認した。</li> <li>⑧ 市の災害復旧工事で発生した残土から、基準値を超過するヒ素が検出された。汚染土壌は、処理施設に搬出され、適正に処理された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①法準拠</li> <li>②法準拠</li> <li>③法準拠</li> <li>④法準拠</li> <li>⑤法準拠</li> <li>⑥法準拠</li> <li>⑦法準拠</li> <li>⑧法準拠</li> </ul>
D	1	事業者が自主的に建設発生土の調査を実施したもの。土壤汚染対策法に準じて対応している。	法準拠
E	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下水道工事により発生した残土を、他の現場の客土として利用するに当たり、土壌の分析を実施した結果、砒素の溶出量基準超過が発覚。県の産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例に基づき対応した。</li> <li>② 港湾埠頭の浚渫土で造成された土地の一部で、自主的に土壤調査をしたところ、ヒ素汚染(自然由来の可能性が高い)が確認された。敷地内に汚染土を埋め立て管理している。</li> <li>③ 4条の届出(有害物質使用履歴ないため、調査命令発出なし)を提出した土地造成の一部で、自主的に土壤調査をしたところ、カドミウム汚染(自然由来の可能性が高い)が確認された。建屋下部に汚染土を埋め立て管理している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①条例</li> <li>②-</li> <li>③-</li> </ul>
F	1	土砂条例第8条第1項に基づく許可を取得した事業者から、定期土壌検査の結果、砒素及びセレンが土壌基準を超過した旨の連絡があり発覚。当該事業者が実施した再調査においても、上記物質の土壌基準超過が確認されたことから、条例第7条第3項の規定に基づき、土壌基準に適合しない土砂等の撤去を命じた。	条例
G	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 画整理事業地内で汚染が判明、生活環境保全条例に基づき対応した。</li> <li>② 区画整理事業地内で汚染が判明、土壤汚染対策法に準じて対応するよう指導をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①条例</li> <li>②法準拠</li> </ul>

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
H	9	<p>① 土砂の発生元から汚染が疑われる土砂を搬入した旨の連絡により発覚。残土条例に基づき事業者を指導。汚染土による埋立て範囲を調査し、該当範囲の土砂を撤去し、汚染土壌処理施設に搬出した。</p> <p>② 市の残土条例で許可している特定事業の定期検査において、ヒ素の基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた。</p> <p>③ 市の残土条例で許可している特定事業の定期検査において、pHの基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた。</p> <p>④ 市の残土条例で許可している特定事業の定期検査において、pHの基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた。</p> <p>⑤ 市の残土条例で許可している特定事業の定期検査において、pHの基準超過を確認。汚染区域を特定の上、対象の土砂を撤去させた。</p> <p>⑥ 事業者が廃掃法、残土条例(旧条例)でも対象外の再生土(産廃から作った土砂)を使用して埋立てを行ったことから周辺住民が不安視するため、市で地質調査を実施した。県が廃掃法による指導を行っている。</p> <p>⑦ 条例に基づき、埋立て盛土の土壌分析を実施したところ発覚。条例に基づき事業者に指導している。</p> <p>⑧ 指導中の無許可埋め立て地に関し、市で検査を行ったところ発覚。汚染発覚以前から条例に基づき撤去指導を行っており、地権者にも基準超過の旨は告げている。</p> <p>⑨ 窪地の解消工事において埋立てた土砂の安全確認検査の結果。土壌汚染対策法に基づき対応している。</p>	<p>①条例</p> <p>②条例</p> <p>③条例</p> <p>④条例</p> <p>⑤条例</p> <p>⑥法準拠</p> <p>⑦条例</p> <p>⑧条例</p> <p>⑨法準拠</p>
I	7	<p>① 立入検査時に、事前届出が無かった土砂の搬入があったことから、撤去指導し、撤去後の状況を確認するため、本市が表土を分析した際に基準値超過があり、再度、撤去指導を行った。</p> <p>② 完了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、本市においても、土砂分析を行った際に基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。</p> <p>③ 終了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、本市においても、土砂分析を行った際に基準値超過があったため、是正指導を行った。</p> <p>④ 立入検査時に採取した土砂について、本市が分析した一か所について、基準値超過があったため、再度、分析を行った。再度、採取し分析した結果、基準値超過は無かった。</p> <p>⑤ 完了検査時に、事業者が行う土砂分析において、基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、撤去指導を行った。</p> <p>⑥ 市の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に基づく土壌調査により、「ふっ素及びその化合物」の基準超過が確認された。汚染範囲を調査させたうえで、14条申請を提出するよう指導を行った。</p> <p>⑦ 公共工事における搬出残土の調査により発覚。土壌汚染対策法に基づき対応している。</p>	<p>①条例</p> <p>②条例</p> <p>③条例</p> <p>④条例</p> <p>⑤条例</p> <p>⑥法準拠</p> <p>⑦法準拠</p>
J	2	<p>① 法対象外案件において、搬出土壌の受入れ先の調査で鉛の汚染が発覚した。その後当該地は土壌汚染対策法に準じた土壌調査を実施したが、基準超過は確認されなかった。</p> <p>② 土壌汚染調査の結果、鉛土壌溶出量、含有量が基準を超過、該当する範囲を採掘除去、処理業者へ場外搬出を行った。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
K	1	遊水池掘削工事において、工事着手前に自主的に土壌調査を行ったところ、基準値超過が確認され報告を受けた。基準値超過が確認された範囲については汚染土壌として掘削除去した。	法準拠
L	1	道路工事に伴い搬出した土砂において、自主調査を実施したところ鉛の溶出基準の超過が見られた。土壌汚染対策法に準ずる対応を指導。	法準拠
M	3	<p>① 残土の搬出にあたり、工事実施者が自主的な調査を実施した。条例に基づき、土壌汚染対策法に準じた方法での汚染土壌の区域外搬出が行われた。</p> <p>② 排水管の更新の工事で発生した残土が黒色土であったため、自主的に調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ、適正に搬出・処理した。</p> <p>③ 配水管の更新の工事で発生した残土が白色土等であったため、自主的に調査を実施した。基準値を超過した結果のみ把握。土壌汚染対策法に準じ、適正に搬出・処理した。</p>	<p>①条例</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p>
N	1	公共残土を利用して企業団地の造成を行うに当たり、自主的に調査を実施したところ汚染が判明した。一部搬入済みであった残土は県によってすべて撤去され、管理型処分場で埋立処分された。	法準拠
O	1	<p>市外へ搬出した工事発生土で土壌汚染が確認されたため、当該工事現場の土壌調査を実施した。土地管理者に対しては下記事項を求め、その結果搬出した土壌汚染処理業での適正な処理を実施し、当該現場周辺の地下水の水質測定を継続している。</p> <p>①土壌汚染の事実を周辺住民に周知すること。</p> <p>②周辺井戸水の調査の実施とその結果による対応を検討すること。</p> <p>③土壌汚染範囲を確定すること。</p> <p>④土壌汚染に対する必要な措置を検討すること。</p> <p>⑤法第14条の申請をすること。</p> <p>⑥搬出した土壌を適正に処分すること。</p> <p>⑦実施する各種調査結果を市へ報告すること。</p>	法準拠

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
P	3	<p>① 事業者の自主的な土壌調査で判明した。土壌汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を実施した(他にも同様事例1件有)。</p> <p>③ 事業者の自主的な土壌調査で判明した。措置方法など具体的な計画が決まり次第連絡がある見込み。</p>	<p>①②法準拠</p> <p>③法準拠</p>
Q	16	<p>公共事業等により発生した建設発生土が埋め立てられている残土処分場の土壌を、盛土材として利用するため土壌調査を実施したところ砒素を検出。条例に基づき、土砂の搬出を行った事業者に対して指導。</p> <p>② 道路工事着工前に土壌調査を実施したところ砒素を検出。汚染土壌対策検討委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。</p> <p>③ 橋脚工事に伴って発生した掘削土を建設事業者が土壌調査を実施したところ砒素を検出。国道建設発生土処理対策委員会において学識経験者等からの意見を聞き処理を実施。</p> <p>④ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託(他にも同様事例1件有)。</p> <p>⑤ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。土壌汚染対策法に準じて、基準不適合土壌の全量を掘削除去し、汚染土壌処理業者へ処理を委託。</p> <p>⑦ 道路工事で発生した土壌を自主調査したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。学識経験者の指導を受けながら、吸着層工法による封じ込めを行う方針で検討中。</p> <p>⑧ 県の建設発生土管理基準に基づき、トンネル掘削土の調査を実施したところ、砒素の環境基準超過が発覚。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等準じて学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。</p> <p>⑨ 道路建設工事の事前調査のため自主的に土壌調査を実施したところ、土壌溶出量基準超過が発覚。汚染発覚部が地下11mの岩盤層であったため、概況調査の対象とならなかった。また、自然由来特例調査で表層部の土壌に風化した部分のみ分析したところ、環境基準超過は見られなかった。</p> <p>⑩ 建設工事で発生した土壌を場外搬出するにあたり、事前に自主的な土壌調査を実施したところ、土壌環境基準超過が判明。学識経験者の指導を受けながら、一時仮置きを経て遮水工封じ込めを検討中。</p> <p>⑪ 建設発生土管理基準に基づき、道路改良工事で発生した土壌の調査を実施したところ、ふっ素の土壌環境基準超過が判明。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等準じて学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。</p> <p>⑫ トンネル掘削土の仮置場整備に伴い、自主的に土壌調査を実施したところ、ふっ素の土壌環境基準超過が判明。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル等に準じ、学識経験者の指導を受けながら、掘削土を道路改良工事の盛土内に封じ込めを行った。</p> <p>⑬ 建設工事において、非常口ヤードのボーリング調査を実施したところ、ボーリングコアで砒素・ふっ素・ほう素の土壌環境基準超過が判明。本坑掘削時の発生土について、事業者にて対策を検討中。</p> <p>⑭ 建設工事に伴い、国道事務所が事前に土壌調査を実施したところ砒素の土壌環境基準超過が判明。学識経験者の指導を受けながら、県が、一時仮置きを経て、封じ込めを検討中。</p> <p>⑮ 建設工事において、斜坑掘削で発生した土壌の調査を実施したところ、砒素・ふっ素の土壌環境基準超過が判明。対策を検討中。</p> <p>⑯ 急傾斜地崩壊対策工事において、建設発生土の土壌調査を実施したところ、鉛の土壌溶出量基準超過が判明。発生土については、対策を検討中。</p>	<p>①条例</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p> <p>④⑤法準拠</p> <p>⑥法準拠</p> <p>⑦法準拠</p> <p>⑧条例</p> <p>⑨法準拠</p> <p>⑩法準拠</p> <p>⑪法準拠</p> <p>⑫法準拠</p> <p>⑬法準拠</p> <p>⑭-</p> <p>⑮-</p> <p>⑯-</p>
R	2	<p>① 建築現場にて、軟弱地盤のボーリング調査の際に廃棄物の埋設が見つかった。調査の結果、周辺の土壌においても環境基準超過を確認。廃掃法及び土対法に準じ対応。</p> <p>② 建築現場にて、くい打ち時に発生する土砂を産業廃棄物として搬出するために行った検査で環境基準超過を発覚。廃掃法及び土対法に準じ対応。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
S	2	<p>① 高速道路のトンネルの建設工事の着手にあたり、施工会社の方針で自主的な事前の調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ対応している。</p> <p>② 国道のトンネル建設工事の着手にあたり、国土交通省の方針により自主調査を実施した。土壌汚染対策法に準じ対応している。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>

(続き)

自治体	事例数	内容	対応
T	3	<p>① 新規道路建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ土壌が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土または最終処分場へ搬出予定。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)(建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)に準じて対応。</p> <p>② 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素、セレンを含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、吸着層工法または混合工法により盛土予定。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)(建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)に準じて対応。</p> <p>③ 新規トンネル建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ岩石が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壌を、遮水工封じ込めにより盛土予定。建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)(建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会)に準じて対応。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p>
U	2	<p>① 下水道工事に伴い、自主的に残土の土壌調査を実施したところ、汚染が判明した。基準不適合土壌は、法に準じて処分された。</p> <p>② 道路建設工事に伴い、自主的に残土の土壌調査を実施したところ、汚染が判明した。基準不適合土壌は、法に準じて処分された。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
V	1	農地の嵩上げを目的とした土砂埋立て地の隣接水路で、住民が独自に水質調査を実施した結果、鉛が検出されたことを受け、当該土砂埋立て地において土壌調査を実施した結果、シアン等が検出された。土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき対応している。	条例
W	1	建設工事掘削土を自ら分析したところ、土壌環境基準(溶出量)を超える砒素、ふっ素が検出された。周辺に飲用井戸がないことから健康上の問題はないと判断した。(念のため事業地を舗装)	法準拠
X	2	<p>① 当該地で積上げられた土砂が崩落し、地域住民の要望により土壌調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路の水質について継続監視している。現在のところ、異常値は認められていない。</p> <p>② 上記崩落地周辺の土砂搬入地(4箇所)についても、地域住民の要望により同様に調査を実施したところ、砒素において、土壌環境基準を超過した。その後、周辺への影響の確認のため、下流水路等の水質について測定したところ、異常値は認められなかった。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
Y	3	<p>① 土地所有者による自主調査によりふっ素の基準超過(約4,500m<sup>3</sup>)が認められたため、法14条申請を行うよう提案した。しかし、定期的な地下水モニタリングを条件に、敷地内の盛土材として利用することとなった。</p> <p>② 土地所有者による自主調査によりひ素の基準超過(約2,647m<sup>3</sup>)が認められた。基準超過土壌は埋め戻し(封じ込め)が行われ、半年に一度の地下水モニタリングを実施することとなった。</p> <p>③ 土地所有者による自主調査によりふっ素の基準超過(約750m<sup>3</sup>)が認められた。基準超過土壌全量は汚染土壌処理業の許可を有する業者へ適切に場外処分された。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p>
Z	2	<p>① 事業者は建設発生土(残土)を処分するにあたり、土壌分析を行い基準値超過が確認されたことから、市に報告があった。これにより、市は基準値超過が確認された物質(砒素)について、土対法に準拠した調査するよう指導し、土壌汚染が確認された。今後、工事に支障となる深度の汚染土壌については掘削除去する予定である。</p> <p>② 事業者は建設発生土(残土)を処分するにあたり、土壌分析を行い基準値超過が確認されたことから、市に報告があった。これにより、市は基準値超過が確認された物質(ふっ素)について、土対法に準拠した調査するよう指導し、土壌汚染が確認された。今後、深度調査を実施し、その結果により汚染土壌を完全撤去する、もしくは工事に支障がある汚染土壌を撤去する予定である。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p>
AA	3	<p>① 残土処分のために任意の調査を実施した。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。</p> <p>② 残土処分のために任意の調査を実施した。産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に基づき対応している。</p> <p>③ 残土処分のために調査を実施。残土は許可を受けた汚染土壌処理業者へ搬出。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②条例</p> <p>③条例</p>

( 続き )

自治体	事例数	内 容	対 応
AB	4	<p>① 土壌受入先の依頼で搬出予定土壌を分析したところ、砒素とふっ素が(明らかに自然由来で)指定基準値を超過した旨、自主的な報告を受けた。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。</p> <p>② 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、鉛・水銀・ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した詳細調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(水銀については徹底的に調べたが検出されず。その他は自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。</p> <p>③ 土壌受入先の依頼で簡易調査をしたところ、砒素、ふっ素が土壌溶出量基準を超過した旨、自主的な報告あり。ガイドラインに準拠した概況調査を実施し、鉛、砒素、ふっ素の土壌溶出量の基準超過が見られた(自然由来もしくは客土起因と思われる)。区域指定はしていないが、場外への土壌搬出にあたっては法に準じた取り扱いを求めた。</p> <p>④ 掘削除去と一体で掘削工事を行なったケース。自主的に実施した(認定)調査のうち、掘削前調査の結果を汚染の除去等の措置を実施するため詳細調査結果として利用したもの。</p>	<p>①法準拠</p> <p>②法準拠</p> <p>③法準拠</p> <p>④法準拠</p>
AC	5	<p>① 土砂の埋立が完了したという条例の届出を受け、条例に基づく土壌検査を行ったところ、フッ素セレンで基準超過があった。条例に基づき事業者を指導し、基準不適土壌を撤去し、新たな土砂を搬入した。</p> <p>② トンネルずりにおいて、砒素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ処分及び現場内で不溶化処理。</p> <p>③ 掘削土において、ふっ素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分予定。</p> <p>④ トンネルずりにおいて、セレン、砒素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。</p> <p>⑤ 掘削土において、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。</p> <p>⑥ 掘削土において、セレン、砒素の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。</p> <p>⑦ 掘削土において、鉛の土壌溶出量基準超過が判明したため、条例に基づき、汚染土砂処分場へ搬出処分。</p>	<p>①条例</p> <p>②条例</p> <p>③条例</p> <p>④条例</p> <p>⑤条例</p> <p>⑥条例</p> <p>⑦条例</p>
AD	1	<p>一時的な仮置きという前提で搬出された土壌について、地元住民の要望を受け調査したところ、汚染が判明した。土壌汚染対策法に準じ、対応している。</p>	<p>法準拠</p>
AE	2	<p>① トンネル工事に伴う岩盤の仮置き土砂を事業者が検査したところ、基準値を超える重金属が検出された。岩盤であるが、土壌汚染対策法に準ずるとともに、土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づいた対応を指導。</p> <p>② トンネル工事に伴う掘削土を事業者が検査したところ、基準を超える重金属が検出された。このため土壌汚染対策法に準ずるとともに、土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づいた対応を指導。</p>	<p>①条例</p> <p>②条例</p>
AF	1	<p>残土処分に係る相談があり、残土の検査結果を確認したところ、土壌溶出量基準超過が確認された。基準不適合土壌については、法に準じて汚染土壌処理業者に処理を委託するよう指導した。</p>	<p>法準拠</p>
AG	1	<p>行政の収去検査により、基準不適合が発覚。条例に基づき対応後、文書により、事業者へ指導した。</p>	<p>条例</p>

## 6.5 条例等の制定状況

### 1) 都道府県・政令市における条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を内容に含む条例等の制定状況について以下に示す。

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった118自治体における内容を表6-4に示す。条例等の内容は「⑦汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が70件で最も多かった。また「④その他の土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容について、表6-5に示す。

**表6-4 都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況**

(件数：複数回答有)

	都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等														
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの	—	—	—	26	29	30	33	25	25	25	25	26	26	27	24
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	5	7	7	5	5	5	5	5	5	7	7	8	7	8	7
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	21	22	18	19	19	21	23	20	18	19	19	22	21	24	21
④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	16	16	17	18	17	17	19	19	18	19	20	20	20	20	20
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	10	15	17	21	21	21	25	24	25	25	25	27	26	27	25
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	6	5	6	8	8	15	22	37	44	43	47	49	54	57
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	32	37	40	41	42	45	52	56	58	58	60	68	69	66	70
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	42	43	44	45	46	48	51	52	53	55	56	56	58	56
条例、要綱、指導指針等を制定している都道府県・政令市	61	68	72	73	76	80	84	93	103	104	104	107	110	113	118

注) ⑦は P.74 に示す都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等を含む。

都道府県・政令市が定めている条例、要綱、指導指針等（平成29年度末）  
 （下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

北海道	北海道公害防止条例	⑧	
青森県	青森県公害防止条例	⑧	
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	①③④⑦	
	岩手県土壌汚染対策指針	⑤	
宮城県	汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱	⑥	
山形県	山形県生活環境の保全等に関する条例	①④⑦⑧	
	山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱	⑥	
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	④⑤	
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	④	
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
	栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	①⑤⑦⑧	
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	①⑤⑦⑧	
千葉県	千葉県環境保全条例	⑧	
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	①⑤⑦⑧	
	東京都土壌汚染対策指針	⑤	
	<u>東京都汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱</u>	⑥	
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	①②③④⑤⑥⑧	
山梨県	工場等における地下水汚染防止対策指導指針	⑧	
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
	静岡県汚染土壌適正処理指導要綱	⑥	
新潟県	新潟県生活環境の保全等に関する条例	①③⑦⑧	
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	⑦	
福井県	福井県公害防止条例	⑧	
長野県	長野県公害防止に関する条例	⑧	
岐阜県	岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱	③⑤⑦⑧	
	岐阜県汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	①③⑤⑥⑦⑧	改正
	愛知県土壌汚染等対策指針	⑤	
三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	①③⑤⑥	
	<u>三重県汚染土壌処理業に関する指導要綱</u>	⑥	新規
滋賀県	滋賀県公害防止条例	①⑦	
京都府	京都府環境を守り育てる条例	⑧	
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑦⑧	
	大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針	③④⑤	
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	⑧	
奈良県	生活環境保全条例	⑧	
和歌山県	和歌山県公害防止条例	⑧	
鳥取県	鳥取県公害防止条例	⑧	
島根県	島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	改正
岡山県	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	③⑧	
	岡山県汚染土壌の処理に係る指導要綱	⑥	
	土壌汚染等発見時の周辺調査及び公表に関する指針	③	改正
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	①⑦⑧	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	②③⑤⑦⑧	
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	①③⑦⑧	改正
愛媛県	愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥	
福岡県	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	福岡県土壌汚染対策指導要綱	④	
熊本県	熊本県地下水保全条例	⑦⑧	
宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	⑧	
	宮崎県汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	④	

(続き)

札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	⑧	
旭川市	旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
青森市	青森市土壌汚染対策法第4条第1項の届出に係る添付書類等を定める要領	④	
八戸市	八戸市公害防止条例	⑦⑧	
	八戸市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
秋田市	秋田市汚染土壌等の処理に関する指導要綱	⑥	
山形市	山形市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥	
いわき市	いわき市土壌汚染要措置区域等に係る台帳等の閲覧に関する事務処理要領	④	
水戸市	水戸市公害防止条例	⑧	
宇都宮市	宇都宮市汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
前橋市	土壌及び地下水汚染対策要綱	④	
高崎市	高崎市公害防止条例	⑧	
太田市	太田市土壌汚染対策法関係施行要領	④	
	太田市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	①⑤⑦	
川越市	汚染土壌処理業の許可に関する手続を定める要綱	⑥	
熊谷市	熊谷市汚染土壌の処理業許可に関する手続等を定める指針	⑥	
川口市	川口市汚染土壌処理業の申請の手続等に関する要綱	⑥	
草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	①⑦	
越谷市	越谷市汚染土壌処理業の許可申請の手続等に関する要綱	⑥	
千葉市	千葉市環境基本条例	⑧	
	千葉市環境保全条例	⑧	
	千葉市土壌汚染対策指導要綱	①⑤⑦	改正
	千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	改正
市川市	市川市環境保全条例	①③⑤⑦⑧	
	市川市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥⑧	
船橋市	船橋市環境保全条例	⑧	
柏市	柏市環境保全条例	⑧	
	柏市汚染土壌処理業許可等指導要綱	⑥	
市原市	市原市生活環境保全条例	⑧	
	市原市民の環境をまもる基本条例	⑧	
八王子市	八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	改正
町田市	町田市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑥⑦⑧	
	汚染土壌処理業許可申請前対策指針	⑥	
	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針	⑧	
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	①②⑤⑧	
	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱	⑥	
	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱	⑥	
横須賀市	横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例	⑧	
新潟市	新潟市生活環境の保全等に関する条例	⑧	
静岡市	静岡市汚染土壌適正処理指導要綱	⑥	
浜松市	浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱	①②③④⑦⑧	
金沢市	金沢市環境保全条例	④	
福井市	福井市公害防止条例	⑧	
長野市	長野市公害防止条例	①③⑤	
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	③⑦⑧	
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	①⑤⑦⑧	
	土壌汚染等対策指針	⑤	
	土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
	名古屋汚染土壌処理業許可等申請手数料条例	⑥	
豊橋市	豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則	⑥	

(続き)

<b>岡崎市</b>	岡崎市生活環境保全条例	①④⑤⑦	
	岡崎市土壤汚染等対策指針	⑤	
	岡崎市土壤汚染対策法に係る事務処理要綱	③	
<b>一宮市</b>	一宮市土壤汚染対策法に係る事務処理要綱	⑤	
<b>春日井市</b>	春日井市土壤汚染対策法施行細則	④	
	春日井市生活環境の保全に関する条例	①	
	春日井市土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
<b>豊田市</b>	豊田市土壤汚染対策法施行要綱	④	
<b>京都市</b>	京都市汚染土壤処理業の許可に係る手続等に関する要綱	⑥	
<b>大阪市</b>	大阪市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
<b>堺市</b>	堺市汚染土壤処理業の許可の申請に係る協議等に関する要綱	⑥	
<b>吹田市</b>	吹田市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
<b>高槻市</b>	高槻市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
<b>枚方市</b>	枚方市公害防止条例	⑧	
	枚方市汚染土壤処理業の許可申請に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱	⑥	
<b>茨木市</b>	茨木市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
<b>八尾市</b>	八尾市公害防止条例	⑧	
<b>寝屋川市</b>	寝屋川市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
<b>東大阪市</b>	東大阪市生活環境保全等に関する条例	⑧	
	東大阪市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
<b>姫路市</b>	姫路市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
<b>尼崎市</b>	尼崎市の環境を守る条例	⑧	
	工場跡地に関する取扱要綱	④	
	尼崎市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	尼崎市汚染土壤処理業者に対する行政処分実施要領	⑥	
<b>加古川市</b>	加古川市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
<b>和歌山市</b>	和歌山市汚染土壤処理業の許可申請に係る生活環境影響調査の事前協議に関する要綱	⑥	
<b>岡山市</b>	岡山市汚染土壤の処理に係る指導要綱	⑥	
<b>倉敷市</b>	倉敷市汚染土壤処理に関する指導要綱	⑥	
<b>福山市</b>	福山市汚染土壤処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱	⑥	
<b>徳島市</b>	徳島市汚染土壤処理業に関する指導要綱		新規
<b>北九州市</b>	北九州市土壤汚染対策指導要領	②③	
<b>佐世保市</b>	佐世保市環境保全条例	⑧	
<b>熊本市</b>	熊本市土壤汚染対策法の施行に係る事務処理要綱	④	
	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策要綱	④⑧	
<b>宮崎市</b>	宮崎市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けているもの(法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているものも含む)。
- ② 土壤汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壤汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壤汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壤汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壤汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壤処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壤汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壤汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

表 6-5 「④その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容  
(平成 29 年度末)

自治体名	内容
岩手県	操業時においても、定期的な土壌又は地下水の調査と基準を超過した場合の報告を義務付け
山形県	有害物質使用特定事業場(一部除外規定有)に対し、年1回以上、地下水または土壌の測定を義務化。また、汚染判明時には、知事への報告、措置の実施を行わせるもの。
福島県	土壌汚染対策法が適用されない汚染土壌の適正な処分を確保するため、汚染土壌の処分基準等を規定している。
茨城県	特定の有害物質を使用する施設の届出と土壌及び地下水の汚染防止のための構造基準、定期点検義務、汚染時の対応、違反に対する処分等を定めている。
神奈川県	要措置区域等や汚染が判明している特定有害物質使用地において、土地の区画形質を変更する場合、周辺住民等への周知を義務付けている。
大阪府	自主調査及び自主措置(以下「自主調査等」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることにより、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、及びその結果が適切に活用されることを目的とする。
福岡県	法に定めのない届出(様式)等について規定した要綱である。
沖縄県	4条1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するため制定した。
青森市	指定区域及び有害物質使用特定施設に係る情報の管理及び閲覧など
いわき市	水質測定計画に基づく調査や事業者からの報告によって判明した地下水汚染、土壌汚染についての対策要綱
前橋市	一定の規模以上の土地の形質変更届に関する添付書類の定め。
太田市	・汚染の除去等の措置の計画の提出および完了の報告。 ・法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合の地下水の測定。
浜松市	有害物質等の適正管理による未然防止。・有害物質使用特定施設を廃止した土地及び土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる土地について、行政による立入調査及び指導。・土壌汚染の指導基準として、溶出基準、含有量基準、全量基準(Cd、T-Hg、Pb、As)を設定。
金沢市	有害物質使用特定施設(土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。)に係る工場又は事業場を設置している者において、建物等の除却時の調査及び土地の売却時の調査を規定
岡崎市	土壌汚染状況調査の報告期限の延長を申請する際の申請の様式。調査の猶予を受けた土地について、土地の所有者等に対して毎年4月30日までに同月1日現在の当該土地の利用状況の報告する義務。
春日井市	事業者への各種通知の様式・土地の利用状況の報告を規定している
豊田市	工場跡地等の用途転換・再開発等の際に事業者が土地の履歴、有害物質使用の状況等を報告させるもの。
尼崎市	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況を報告させるとともに、法に定めのない届出の様式を規定した要綱。未然防止のために施設の構造基準等を定めた指導要綱。
熊本市	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況を報告させるとともに、法に定めのない届出の様式を規定した要綱。未然防止のために施設の構造基準等を定めた指導要綱。

**都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による  
土壌汚染の防止を図る条例等**  
(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)(平成29年度末)

青森県	青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領	
茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
栃木県	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
群馬県	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
埼玉県	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	
千葉県	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の未然防止)	
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	
岐阜県	岐阜県埋立て等の規制に関する条例(外部から搬入される土砂の分析を義務化等)	
京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
大阪府	大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例	
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱	
和歌山県	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(外部から搬入する土壌の検査を行わせる等)	
徳島県	徳島県生活環境保全条例(土砂等の埋立て等に関する環境保全)	
香川県	香川県みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	
愛媛県	愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
大分県	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱	
水戸市	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
つくば市	つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例	
宇都宮市	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
前橋市	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
高崎市	高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例	
伊勢崎市	<u>伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
さいたま市	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例	
川越市	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例	
熊谷市	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例	
所沢市	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例	
春日部市	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例(たい積する土砂の土壌基準(土対法及びダイオキシン類)の遵守及び汚染状況調査を義務付け)	
越谷市	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例 越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例施行規則	
千葉市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	改正
市川市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例	
市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	改正
長岡市	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する措置を定める条例	
沼津市	沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
富士市	富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	
春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例(外部から搬入される土砂の分析を義務付け)	
大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準として土壌安全基準を定め、土壌安全基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等を禁止するとともに、事業者に対して土壌検査の実施及び届出等を義務付けている。)	
岸和田市	<u>岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例</u>	新規
高槻市	高槻市土砂埋め立て等の規制に関する条例	
佐賀市	佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例	

2) 政令市以外の条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況および土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容とする条例等の制定状況について以下に示す。

政令市以外で条例、要綱、指導指針等を制定している 377 自治体における内容を表 6-6 に示す。条例等の内容は、「⑦汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 271 件で最も多かった。

**表 6-6 政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況**

(件数：複数回答有)

	都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等														
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの	—	2	4	4	4	6	7	7	8	8	9	8	10	11	10
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	—	1	0	0	0	2	2	3	3	3	3	2	4	4	4
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理を行うもの	—	2	3	4	4	4	4	3	2	2	2	2	3	2	4
④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	—	1	2	3	1	1	4	6	6	6	6	7	7	6	8
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	3	1	2	2	5	5	4	4	6	5	12	14	15	15
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	0	1	0	0	1	2	2	11	14	15	22	24	27	27
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	—	170	159	155	171	185	197	185	210	223	229	237	244	260	271
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	—	29	22	36	39	40	44	48	48	51	72	115	132	136	147
条例、要綱、指導指針等を制定している政令市以外の市町村	—	204	192	194	211	224	233	237	265	298	307	332	338	360	377

注) ⑦は P. 80～P. 86 に示す政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等を含む。

政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等（平成 29 年度末）  
（下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）

北海道	帯広市公害防止条例	⑧
	苫小牧市公害防止条例	⑧
	江別市公害防止条例	⑧
	登別市公害防止条例	⑧
	恵庭市公害防止条例	⑧
	伊達市公害防止条例	⑧
	石狩市公害防止条例	⑧
	北斗市公害防止条例	⑧
	福島町公害防止条例	⑧
	長万部町公害防止条例	⑧
	倶知安町環境基本条例	⑧
	余市町公害防止条例	⑧
	中富良野町生活環境保全条例	⑧
	下川町環境保全条例	⑧
	遠軽町環境基本条例	⑧
	豊浦町公害防止条例	⑧
	洞爺湖町公害防止条例	⑧
	安平町環境基本条例	⑧
	音更町公害防止条例	⑧
	芽室町公害防止条例	⑧
	幕別町公害防止条例	⑧
	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	⑧
	標津町公害防止条例	⑧
	新十津川町環境基本条例	⑧
	別海町公害防止条例	⑧
	遠軽町環境保全条例	⑧
	中頓別町環境基本条例	⑧
美しい東川の風景を守り育てる条例	⑧	
弟子屈町環境基本条例	⑧	
青森県	むつ市公害防止条例	⑧
	黒石市環境基本条例	⑧
	<u>五所川原市公害防止条例</u>	⑧
宮城県	大崎市環境基本条例	⑦⑧
秋田県	大館市環境保全条例	④⑦
	大館市土壌搬入協議要綱	④
千葉県	銚子市環境保全条例	①⑧
	館山市環境基本条例	⑧
	木更津市環境保全条例	⑧
	野田市環境保全条例	⑧
	茂原市環境条例	⑧
	成田市公害防止条例	⑧
	佐倉市環境保全条例	⑧
	東金市環境保全条例	⑤⑧
	旭市環境保全条例	⑧
	勝浦市環境保全条例	①⑧
	流山市環境基本条例	⑧
	流山市公害防止条例	⑤⑦⑧
	我孫子市環境条例	⑧
	鴨川市環境条例	⑧
	君津市環境保全条例	⑧
	富津市環境保全条例	⑧
	浦安市環境保全条例	⑧
	四街道市公害防止条例	⑦⑧
	袖ヶ浦市環境条例	⑧
	八街市環境保全条例	③⑧

(続き)

千葉県

印西市環境保全条例	⑤⑧
富里市環境基本条例	⑧
南房総市公害防止条例	⑧
匝瑳市環境基本条例	⑧
匝瑳市環境保全条例	⑤⑧
香取市環境保全条例	⑤⑧
山武市公害防止条例	⑧
いすみ市環境保全条例	⑧
酒々井町公害防止条例	⑧
栄町環境保全条例	⑧
神崎町公害防止条例	⑧
多古町公害防止条例	⑧
東庄町環境基本条例	⑧
東庄町公害防止条例	⑧
大網白里市環境保全条例	⑤⑧
横芝光町公害防止条例	⑧
一宮町環境保全条例	⑧
睦沢町環境条例	⑧
長生村環境条例	⑧
白子町公害防止条例	⑧
長柄町環境条例	⑧
長南町公害防止条例	⑥⑦⑧
大多喜町環境保全条例	⑤⑧
御宿環境保全条例	⑤

東京都

江東区マンション等の建設に関する条例	①
(江東区) 土壌汚染に係る事前協議要領	①
大田区土壌汚染防止要綱	①②⑤
大田区土壌汚染防止要綱施行要領	⑤
荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例	①
荒川区市街地整備指導要綱	①
板橋区土壌汚染調査・処理要綱	①④⑤
足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対応に関する基本方針	④
足立区土壌汚染対応検討会議設置要綱	④
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	④
羽村市宅地開発等指導要綱	③
府中市自然環境の保全及び育成に関する条例	⑧
府中市環境基本条例	⑧
府中市開発事業に関する指導要綱	⑧
西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に係る事務取扱指針	③
檜原村環境基本条例	⑧
奥多摩町環境基本条例	⑧

改正

改正

新潟県

柏崎市環境基本条例	⑧
柏崎市公害防止条例	⑧
新発田市環境基本条例	⑧
小千谷市環境基本条例	⑧
小千谷市公害防止条例	⑧
十日町市住みよい環境づくり条例	⑧
見附市環境基本条例	⑧
燕市環境基本条例	⑧
糸魚川市環境基本条例	⑧
妙高市環境基本条例	⑧
妙高市公害防止条例	⑧
妙高市宅地開発等指導要綱	⑧
五泉市公害防止条例	⑧
阿賀野市環境基本条例	⑧

( 続き )

<b>新潟県</b>	佐渡市環境基本条例	⑧		
	魚沼市環境基本条例	⑧		
	魚沼市生活環境保全条例	⑧		
	南魚沼市環境基本条例	⑧		
	阿賀町のきれいな空気、おいしい水及び安全な土を守り続ける条例	⑧		
	湯沢町環境基本条例	⑧		
	関川村公害防止条例	⑧		
	村上市環境基本条例	⑧		
	聖籠町環境基本条例	⑧		
	刈羽村環境基本条例	⑧		
	刈羽村公害防止条例	⑧		
	糸魚川市公害防止条例	⑧		
	糸魚川市開発指導要綱	⑧		
	<b>福井県</b>	越前市環境基本条例	⑧	
勝山市公害防止条例		⑧		
<b>長野県</b>	岡谷市公害防止条例	⑧		
	伊那市環境保全条例	⑧		
	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	⑧		
	辰野町公害防止条例	⑧		
	飯島町さわやか環境保全条例	⑧		
	宮田村環境保全条例	⑧	改正	
	小布施町生活環境保全に関する条例	⑧		
	南箕輪村環境の保全に関する条例	⑧		
	駒ヶ根市環境保全条例	⑧		
	源流の里木祖村環境保全条例	⑧		
	高森町環境保全条例	⑧		
	<b>岐阜県</b>	<u>住みたいまち美濃市の環境を守る条例</u>	④	
		中津川市環境保全条例	⑧	改正
		<u>下呂市環境基本条例</u>	⑧	
<b>愛知県</b>	瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥		
	瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥		
	新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥		
	新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥		
	設楽町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥		
	設楽町産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥		
	東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争及び調整に関する条例	⑥		
	東栄町産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例	⑥		
<b>滋賀県</b>	大山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥		
	野洲市生活環境を守り育てる条例	①②⑤⑦⑧		
	高島市未来へ誇れる環境保全条例	⑦⑧		
	近江八幡市環境保全に関する条例	⑧		
	草津市の良好な環境保全条例	⑧		
	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例	⑤⑧		
<b>大阪府</b>	池田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	箕面市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
	泉大津市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
	河内長野市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	富田林市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	大阪狭山市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	太子町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	河南町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	千早赤阪村汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	阪南市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	松原市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
	貝塚市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
	和泉市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
	熊取町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥		
	豊能町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		
	能勢町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥		

(続き)

<b>和歌山県</b>	<u>湯浅町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>	②⑧
<b>徳島県</b>	<u>勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>	①②⑤⑥⑦
	石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	⑦
	阿南市公害防止条例	⑤
<b>福岡県</b>	大牟田市環境基本条例	⑧
	小郡市環境保全条例	⑧
	古賀市環境基本条例	⑧
	古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧
	宮若市環境基本条例	⑧
	嘉麻市環境基本条例	⑧
	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会要綱	③
	みやこ町環境保全条例	⑦
	赤村環境保全条例	⑧
	東峰村自然環境保全条例	④⑧
	太宰府市環境基本条例	⑧
	うきは市環境基本条例	⑧
	<u>香春町環境基本条例</u>	⑧
<b>熊本県</b>	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	⑦
<b>宮崎県</b>	都城市環境保全条例	⑧
<b>鹿児島県</b>	始良市環境基本条例	⑧
	<u>指宿市環境保全条例</u>	⑧
	<u>垂水市環境基本条例</u>	⑧
	<u>日置市環境保全条例</u>	⑧
	<u>鹿屋市環境基本条例</u>	⑧
	<u>志布志市環境基本条例</u>	⑧

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

**政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、  
埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等（平成 29 年度）  
（下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの）**

<b>茨城県</b>	日立市	日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	常陸太田市	常陸太田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	高萩市	高萩市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
	北茨城市	北茨城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	笠間市	笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	ひたちなか市	ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	常陸大宮市	常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	那珂市	那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	小美玉市	小美玉市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	茨城町	茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	大洗町	大洗町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	城里町	城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	東海村	東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	大子町	大子町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	土浦市	土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	石岡市	石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	取手市	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	牛久市	牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	守谷市	守谷市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	稲敷市	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	かすみがうら市	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	つくばみらい市	つくばみらい市環境保全条例
	美浦村	美浦村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	阿見町	阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	河内町	河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	利根町	利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	古河市	古河市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	結城市	結城市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例
	下妻市	下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例
	常総市	常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	鹿嶋市	鹿嶋市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	潮来市	潮来市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
筑西市	筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
坂東市	坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
桜川市	桜川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
神栖市	神栖市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
行方市	行方市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
鉾田市	鉾田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
八千代市	八千代市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	
五霞町	五霞町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
境町	境町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
<b>栃木県</b>	足利市	足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 （外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例）
	栃木市	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 （外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例）
	佐野市	佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 （外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例）
	鹿沼市	鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 （外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例）
	日光市	日光市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 （外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例）

(続き)

栃木県	小山市	小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	真岡市	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	大田原市	大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	矢板市	矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	上三川町	上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	益子町	益子町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	茂木町	茂木町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	市貝町	市貝町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	芳賀町	芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	壬生町	壬生町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	野木町	野木町うるおいのあるまちづくり条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	塩谷町	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	高根沢町	高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	那須町	那須町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	那須塩原市	那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	さくら市	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	那須烏山市	那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	那珂川町	那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	下野市	下野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)
	群馬県	桐生市
板倉町		板倉町残土等による土地の埋立て盛土又はたい積行為に関する指導要綱
板倉町		板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例
邑楽町		邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
藤岡市		藤岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
渋川市		渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
富岡市		富岡市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
下仁田町		下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
千代田町		千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
玉村町		玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
沼田市		沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
安中市		安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
みなかみ町		みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
中之条町		中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
みどり市	みどり市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	

(続き)

群馬県

館林市 館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例  
甘楽町 甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例  
片品村 片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例  
昭和村 昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例  
明和町 明和町土砂等による埋立て等の規制に関する条例

埼玉県

行田市 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
秩父市 秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例  
飯能市 飯能市環境保全条例  
加須市 加須市環境保全条例  
本庄市 本庄市土砂の堆積の規制に関する条例  
東松山市 東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例  
狭山市 狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
羽生市 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
深谷市 深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例  
上尾市 上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例  
入間市 入間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
和光市 和光市土砂等のたい積の規制に関する条例  
新座市 新座市土砂等のたい積の規制に関する条例  
桶川市 桶川市土砂等のたい積の規制に関する条例  
久喜市 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
北本市 北本市土砂等のたい積の規制に関する条例  
八潮市 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例  
三郷市 三郷市土砂のたい積の規制に関する条例  
蓮田市 蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
坂戸市 坂戸市環境保全条例  
幸手市 幸手市土砂等にたい積の規制に関する条例  
鶴ヶ島市 鶴ヶ島市の環境を保全する条例  
日高市 日高市環境保全条例  
吉川市 吉川市環境保全条例  
白岡市 白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
毛呂山町 毛呂山町土地の埋立て等の規制に関する条例  
越生町 越生町土砂のたい積の規制に関する条例  
滑川町 滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例  
嵐山町 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
小川町 小川町環境保全条例  
川島町 川島町環境保全条例  
吉見町 吉見町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
鳩山町 鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例  
ときがわ町 ときがわ町環境保全条例  
横瀬町 横瀬町土砂等による土地の埋め立て等規制に関する条例  
皆野町 皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
小鹿野町 小鹿野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
東秩父村 東秩父村埋土及び盛土等規制条例  
美里町 美里町土砂のたい積の規制に関する条例  
神川町 神川町土砂のたい積の規制に関する条例  
宮代町 宮代町土砂のたい積の規制に関する条例  
杉戸町 杉戸町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例  
松伏町 松伏町環境保全条例  
千葉県  
銚子市 銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例  
館山市 館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例  
木更津市 木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例  
野田市 野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例  
茂原市 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例  
(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

(続き)

千葉県

成田市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規則に関する条例
佐倉市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例 (土地の埋立て及び土質等に関し、必要な規制を行う)
東金市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例 (土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及びたい積行為並びに土砂等の土質について、必要な規制を行う)
旭市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)
習志野市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
勝浦市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
流山市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。)
八千代市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)
我孫子市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
鴨川市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止する条例 (県条例に適用されない小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、必要な規制を行う)
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
君津市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
富津市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
四街道市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
八街市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
印西市	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
白井市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)
富里市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
南房総市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)
匝瑳市	匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)
香取市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
山武市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例
いすみ市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする他の法令と相まって、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)
酒々井町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
栄町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (町内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)
神崎町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例
多古町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (町内における土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行う)
東庄町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)

(続き)

千葉県	大網白里市	大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	九十九里町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	芝山町	芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	横芝光町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	一宮町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 (町内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、もって住民の生活環境を保全する)
	睦沢町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	長生村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	白子町	白子町小規模埋立等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	長柄町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	長南町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 (土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行う)
	大多喜町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	御宿町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	鋸南町	鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例
東京都	日の出町	日の出町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (土壌汚染に関する必要な措置がなされていることの分析結果を求める)
	あきる野市	あきる野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (公害の発生防止について必要な措置がなされていることを許可の基準のひとつとしている)
神奈川県	秦野市	秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例(許可基準の中で搬入土砂の土質検定を規定している)
	伊勢原市	伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例(許可申請時に土質分析結果を証する書類の添付を求めている)
	南足柄市	南足柄市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(許可申請時に土質分析結果を証する書類の添付を求める他、事業途中で土質分析を求めている)
	中井町	中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(許可申請時に土質検査報告書の添付を求めている)
	大井町	大井町土地の埋立て等の規制に関する条例(許可申請時に土質分析結果を証する書類の添付を求めている)
新潟県	関川村	関川村公害防止条例(公害防止に関する協議)
静岡県	三島市	三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (外部から搬入される土砂等の分析)
長野県	信濃町	信濃町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例
岐阜県	美濃市	住みたいまち美濃市の環境を守る条例
	中津川市	中津川市埋立て等の規制に関する条例
	本巣市	本巣市砂利採取事業等に関する指導要綱
	大野町	大野町埋め立て等の規制に関する条例
愛知県	みよし市	みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	犬山市	犬山市埋め立て等による地下水の汚染防止に関する条例
	大口町	大口町地下水の水質保全に関する条例
	一色町	一色町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	阿久比町	阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	豊明市	豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例
	日進市	土砂の採取及び埋立てに関する条例
	東郷町	東郷町土質等規制条例
	美浜町	美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	扶桑町	扶桑町埋立て等の規制に関する条例
	刈谷市	刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例
	尾張旭市	尾張旭市土砂等の埋立て等に関する条例
	西尾市	西尾市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例

(続き)

愛知県	長久手市	長久手市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例
	南知多町	南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	武豊町	武豊町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	常滑市	常滑市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	半田市	半田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
三重県	伊賀市	<u>伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u>
滋賀県	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例(埋立て等による地質の汚染防止、埋立て等の届出、埋立等における規制、中止命令及び原状回復命令等)
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例(埋立等を施行する区域の面積が500m <sup>2</sup> 以上の埋立等を行おうとするものは市長の許可を受けなければならない、許可基準の中に、土砂の安全基準(土壌汚染に関する基準等)が制定されている。)
京都府	愛荘町	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例
	亀岡市	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例
	八幡市	八幡市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例
大阪府	京田辺市	京田辺市土砂等による埋立等事業規制に関する条例
	京丹波町	京丹波町の環境保全等に関する条例
	城陽市	城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例
	京丹後市	京丹後市開発等に関する条例
	宇治田原町	宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	和束町	和束町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積等の規制に関する条例
	富田林市	富田林市土砂埋め立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例
	岬町	岬町土砂等による埋め立て、盛り土又はたい積行為の規制に関する条例
	柏原市	柏原市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
	河内長野市	河内長野市土砂埋め立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例
	和泉市	和泉市生活環境の保全等に関する条例
兵庫県	河南町	河南町土砂埋立て等の規制に関する条例
	池田市	<u>池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>
	洲本市	土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例
	南あわじ市	土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例
	淡路市	淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例
奈良県	天理市	天理市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例
	五條市	五條市土砂等の埋立て等の規定に関する条例
	御所市	御所市土砂等による堆積行為の規制に関する条例
	生駒市	生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	葛城市	葛城市土砂等による埋立等の規制に関する条例
	宇陀市	宇陀市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生の防止に関する条例
	平群町	平群町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
和歌山県	御杖村	御杖村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	高取町	高取町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例
	大淀町	<u>大淀町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>
	湯浅町	<u>湯浅町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</u>
	徳島県	阿南市
愛媛県	勝浦町	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	石井町	石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	今治市	吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(吉海町に限定)
高知県	須崎市	<u>須崎市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u>
福岡県	豊前市	豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例
	みやこ町	みやこ町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	吉富町	吉富町土砂等のたい積の規制に関する条例
	上毛町	上毛町土砂等のたい積の規制に関する条例
	築上町	築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

(続き)

<b>熊本県</b>	<b>南関町</b>	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
<b>大分県</b>	<b>豊後高田市</b>	豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
	<b>杵築市</b>	杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	<b>日出町</b>	日出町土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	<b>国東市</b>	国東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	<b>佐伯市</b>	佐伯市埋立て等規制条例
	<b>中津市</b>	中津市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	<b>姫島村</b>	姫島村土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例
	<b>宇佐市</b>	宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
<b>鹿児島県</b>	<b>志布志市</b>	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(500㎡以上の埋立等を行う場合の許可制)

## 6.6 権限を委譲している自治体

地方自治法に基づき、政令市以外の市町村へ法の事務権限を委譲している都道府県及び委譲を受けている市町村を表 6-7 に示す。事務権限を委譲している都道府県は 7 自治体、委譲を受けている市町村は 29 自治体であった。

表 6-7 地方自治法に基づき市区町村へ権限を委譲している自治体及び事務権限の委譲を受けている市町村（平成 29 年度）

地方自治法に基づき市町村まで事務の権限を委譲している都道府県	地方自治法に基づき事務権限の委譲を受けている市町村
岩手県	花巻市
	北上市
	宮古市
茨城県	笠間市
	古河市
埼玉県	久喜市
福井県	鯖江市
大阪府	池田市
	箕面市
	豊能町
	能勢町
	松原市
	大阪狭山市
	富田林市
	河内長野市
	熊取町
	太子町
	河南町
	千早赤阪村
	泉大津市
	忠岡町
	和泉市
	貝塚市
阪南市	
鳥取県	岩美町
	八頭町
	智頭町
	若桜町
岡山県	新見市

## 6.7 基金・補助融資制度等

### 1) 土壌汚染対策基金に係る要綱等の策定状況

土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等の策定状況を表 6-8 に示す。

表 6-8 土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等

自治体名	要綱等名称	策定年度
さいたま市	さいたま市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成19年度
岐阜市	岐阜市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成25年度
一宮市	一宮市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成23年度
大阪市	大阪市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成18年度

### 2) 補助融資制度の保有状況

各自治体における補助融資制度の保有状況等を表 6-9 から表 6-13 に示す。24 自治体が、補助や融資制度を有していた。

表 6-9 補助融資制度の有無

	都道府県・政令市の数															
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
補助融資制度を有している	39	37	37	37	33	34	33	32	33	29	25	26	26	25	24	
補助融資制度はない	107	110	110	111	120	120	122	123	122	127	132	132	132	133	134	
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158	

表 6-10 補助融資制度の利用有無（平成 29 年度）

	都道府県・政令市の数
当該年度に補助融資制度が利用されたことがある	1
当該年度に補助融資制度が利用されたことはない	23
当該年度末に補助融資制度があると回答した自治体数	24

表 6-11 補助融資制度の財政的支援の対象

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数															
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
①土壌汚染の調査	—	12	13	14	15	15	14	13	14	13	11	11	12	12	11	
②土壌汚染対策	—	21	18	23	25	26	25	23	25	22	21	19	22	21	20	
③モニタリング	—	4	4	5	6	7	6	6	7	7	8	6	6	6	6	
④その他	—	6	8	7	7	10	10	11	9	8	6	5	3	3	4	
合計	—	43	43	49	53	58	55	53	55	50	46	41	43	42	41	

## 都道府県・政令市が定めている補助・融資制度（平成 29 年度）

宮城県	中小企業融資制度(環境安全管理対策資金)
福島県	福島県環境創造資金融資制度
栃木県	栃木県環境保全資金融資制度
群馬県	群馬県環境生活保全創造資金融資
埼玉県	環境みらい資金貸付制度
神奈川県	中小企業制度融資-政策連動資金(事業展開支援対策)
新潟県	新潟県環境保全資金融資制度
石川県	石川県環境保全資金融資制度
愛知県	経済対策資金融資制度
三重県	三重県中小企業融資制度(環境・防災対策等促進資金)
愛媛県	愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度
仙台市	地域産業活性化融資(環境保全促進資金)
高崎市	環境改善資金融資制度
船橋市	船橋市中小企業融資制度
柏市	柏市中小企業資金融資制度
横浜市	横浜市中企業金融制度
川崎市	土壌汚染対策資金融資
平塚市	平塚市中小企業融資制度
金沢市	金沢市産業振興資金
長野市	長野市中小企業振興資金融資制度
名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資
岡崎市	岡崎市環境対策資金あっせん制度
福山市	福山市環境保全資金融資制度
福岡市	福岡市商工金融資金制度

表 6-12 補助融資制度の制定・改正予定

	都道府県・政令市の数														
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
①具体的に検討している	2	0	1	3	2	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0
②具体的予定はないが必要である	29	31	40	40	39	37	36	34	33	30	24	24	25	21	21
③現在は必要ない	115	116	106	105	112	115	119	119	122	126	132	134	133	137	137
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158

表 6-13 補助融資制度の必要性に関する主な理由・背景（平成 29 年度）

自治体名	補助融資制度の制定・改正を「①具体的に検討している」もしくは「②具体的な予定はないが必要である」と回答した理由・背景
富山県	現在、具体的な事例がないため融資制度の制定は検討していないが、今後、調査事例の増加により土壌汚染事例も増えることが想定される。これに伴い、土地所有者等による措置の件数も増えると想定されることから、措置の速やかな実施のためには融資制度の必要性も高まると考えられる。
滋賀県	具体的な事案が生じたときに対策が円滑に進められるために必要。
岡山県	中小企業にとっては、土壌調査費用は大きな負担となるため、有害物質使用特定施設の廃止時に調査義務が発生しても、調査猶予の申請をして調査を行わないケースが多く、年々、調査猶予中の事業場が増えている。このような事業場では、汚染の有無を把握していないため、仮に汚染があった場合は、地下水汚染の拡大や汚染土壌の飛散流出に繋がる可能性がある。
広島県	個人経営者が土壌汚染状況調査や、要措置区域に指定された場合の措置を行う際に、金銭的事情により、調査等が進まないケースがあるため
熊本県	今後、3条調査等の対象として零細事業者が増加することが予想されている。その一方で、現行の制度では自治体も一定の負担が求められるため、財政的に制度立ち上げは厳しいのが実情。
大分県	小規模な事業場などは調査にかかる費用負担が大きいと考えられるため。
八戸市	今後基金の活用が想定されるため
山形市	これまで山形市内では、区域指定になった事例がほとんどなかったが、ここ数年区域指定が増えてきているため、今後必要になってくると考えている。
松戸市	小規模の工場・事業場においては、法3条の調査契機が経営の破綻や事業者の死亡による廃止となるケースが予想される。その場合、経済的理由や相続の長期化により、3条に基づく調査が適正に実施されないことに起因するブラウンフィールドが発生する恐れがあるため。ただし、その実施については、調査義務を負う土地所有者等の解約について、所有者と特定施設設置者のどちらかが負うかにより状況は異なることや、実施することにより生じる土地所有者等の便宜について公的な資源を投入することについては現段階においては、疑義も大きいと考えられる。このため、総論としては補助・融資制度等の必要性は認めるものの、各論としては未定としている。
町田市	現在、法第3条ただし書の確認を受けている土地の多くは、費用が捻出できれば直ちに調査を行いたい、費用が工面できないために調査を猶予しているというのが実情である。公的な補助融資制度の制定が必要であると考え、自治体での負担は難しいため、具体的な予定はたっていない。
相模原市	今後、テトラクロロエチレン等の溶剤を使用していたクリーニング店の廃止が増加すると想定される。土壌調査した結果、汚染範囲が広範囲だった場合、汚染原因者に負担能力が低いと対策費用を捻出することができなくなり、手付かずの状態になってしまうため。
甲府市	これまで補助融資が必要な案件は発生していないが、措置が実施される土地が散見されるようになってきたことから、補助融資が必要な案件が出てくることが予想されるため。
豊田市	クリーニング店等零細企業への補助は必要と考えている。
京都市	土壌汚染の調査や対策に係る費用負担能力が乏しい事業者が少なからず存在するため。
奈良市	今後、当市においても土壌汚染や法に基づく土壌汚染状況調査等の事例が多くなると考えられ、土地所有者に調査の費用負担能力がない場合等が考えられるため。
倉敷市	現に有害物質を使用している、又は3条ただし書により調査義務の一時免除を行なっている事業所が多数ある。廃業となった際、調査実施で汚染発覚した場合に、処理に係る費用を負担できないと思われる中小企業や零細企業が存在する。
呉市	過去に必要なであったことはないが、今後、土地所有者が調査等の費用負担能力がない事例が想定されるため。
鹿児島市	借家に有害物質使用特定施設を設置していた事業所が廃業し、法第3条第3項に基づき通知を行った際に、土地所有者が個人で、事業者とも連絡が取れないケースが複数発生しており、負担を強いることがあるため。

### 3) 基金等の状況

汚染原因者が不在又は費用負担能力がない場合に、土壌汚染の調査や回復対策に利用できる基金等の保有状況を表 6-14 に、基金の名称を表 6-15 に示す。また、基金等を保有していない回答のうち、「必要性について判断できない」が 92 自治体で最も多く、次いで「現在検討も行っていないが、必要である」が 53 自治体であった。

**表 6-14 基金等の保有状況**

	都道府県・政令市の数														
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
①ある	1	1	2	2	3	3	3	3	2	2	3	3	1	1	1
うち、当該年度に使用された件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
②ない(現在のところ特にないが、検討を行っている)	0	0	2	2	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0	1
③ない(現在検討も行っていないが、必要である)	54	57	64	59	54	55	54	58	54	55	53	52	52	54	53
④ない(必要性について判断できない)	82	79	70	75	79	80	80	78	84	88	90	92	94	93	92
⑤ない(その他)	9	10	9	10	12	13	16	14	14	10	11	11	11	10	11
回答自治体数	146	147	147	148	151	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158

**表 6-15 保有している基金の名称（平成 29 年度）**

自治体名	基金の名称等「①基金等がある」の内容
岐阜県	「岐阜県環境浄化機材貸出要領」 揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の除去を適切かつ円滑に実施するため、浄化のための資力がないと認められる中小企業等に対し、県が環境浄化機材の貸出を行うもの。

## 6.8 その他の取組

### 6.8.1 区域指定解除時の台帳情報の取扱い

区域指定解除時の台帳情報の取扱い状況を表 6-16 に示す。

提供方法については、「情報開示請求や閲覧希望があれば対応できるようにしている」が 108 件、「解除された場合、当該区域の情報についてはホームページに掲載しない」が 85 件、「解除された区域についてホームページに掲載している」が 50 件であった。

表 6-16 区域指定解除時の台帳情報の取扱い（平成 29 年度）（複数回答有）

要措置区域等でなくなった場合の当該区域について	都道府県・政令市の数
<提供方法>	
解除された区域についてホームページに掲載している。	50
解除された場合、当該区域の情報についてはホームページに掲載しない。	85
情報開示請求や閲覧希望があれば対応できるようにしている。	108

### 6.8.2 事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況

事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況を表 6-17 に示す。

設定件数において、「⑤標準処理期間を設定していない」が 158 自治体のうち、124 件と最も多かった。「①法第 3 条契機による土壤汚染状況調査結果の報告区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。」が 6 件で、うち 3 件がそれを公表している。また「②法第 4 条第 1 項の届出から法第 4 条 2 項の調査命令までにかかる標準処理期間を定めている。」が 8 件のうち 3 件がそれを公表している。さらに「③法第 4 条契機による土壤汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。」が 6 件のうち 3 件がそれを公表している。最後に「④法第 14 条の自主申請から区域指定までにかかる標準処理期間を設定している。」が 31 件で、うち 25 件がそれを公表している。

表 6-17 事務処理の標準処理期間の設定及び公表状況（平成 29 年度）

標準処理期間を規定する内容	標準処理期間		
	設定件数	公表件数	
		公表有り	公表なし
①法第 3 条契機による土壤汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。	6	3	3
②法第 4 条第 1 項の届出から法第 4 条 2 項の調査命令までにかかる標準処理期間を定めている。	8	3	5
③法第 4 条契機による土壤汚染状況調査結果の報告から区域指定までにかかる標準処理期間を定めている。	6	3	3
④法第 14 条の自主申請から区域指定までにかかる標準処理期間を設定している。	31	25	6
⑤標準処理期間を設定していない。	124	—	—
⑥その他	1	—	—

### 6.8.3 電子媒体による届出

電子媒体による提出を受付けている書類がある都道府県、政令市数を表 6-18 に示す。「電子媒体による提出を受付けている書類がある自治体数」は 1 件であった。

表 6-18 電子媒体による届出（平成 29 年度）

	都道府県・政令市の数
電子媒体による提出を受付けている書類がある自治体数	1

### 6.8.4 国民への啓発活動状況

国民への啓発活動状況を表 6-19 に示す。

「自治体のホームページで土壌汚染対策法に関する情報を公開している」が 148 件と最も多く、次いで「パンフレット等の配布をしている」が 78 件と多かった。

表 6-19 国民への啓発活動状況

(複数回答有)

活動内容	都道府県・政令市の数
自治体のホームページで土壌汚染対策法に関する情報を公開している。	148
パンフレット等の配布をしている。	78
講習会等の開催時に教育している。	19
相談窓口を設けている。	18
その他	7







リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。